



一般財団法人 家電製品協会
Association for Electric Home Appliances

特定家庭用機器再商品

持続可能な社会実現に向けて、家電リ

廃棄物の減量と資源の有効活用推進により循環型社会を実現するため、廃家電 4 品目のリサイクル促進の仕組みで、運用開始から四半世紀が経過しました。この間に、特定家庭用機器廃棄物の累計引取台数は 3 億台を突破。また、家電リサイクル制度は廃棄物の適正処理・削減および再生資源の有効利用推進を通して、環境と経済が両立した持続可能な社会を実現するための重要な役割を果たしています。今後もひとえに、消費者および事業者・小売業者・自治体・製造業者等をはじめとした皆様のご理解とご協力のさて、年次報告書では、家電リサイクル制度やリサイクル実績、製造業者等の取組とリサイクル技術およびその度への関心と理解を一層高め、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組みのさらなる発展に寄与することを心よ新たな 25 年も、変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

社会インフラとしての家電リサイクルスキームの維持・発展のための取組

全国を網羅するリサイクルネットワーク構築

300 を超える指定引取場所と
47 のリサイクルプラントを整備！

引渡しからリサイクルまでが円滑に行われるよう、全国にリサイクルインフラを整備しています。



指定引取場所での積み込みの風景



最新のリサイクルプラント
(p.8~9 参照)

リサイクル高度化に向けた継続的な技術開発

廃家電 4 品目の再商品化率は
過去最高 88% を達成！

センシング技術やロボット技術も活用したリサイクル技術開発で、高効率化・高品質化を図っています。



高度選別設備



ロボットの活用
(p.45~50 参照)

家電リサイクル制度がもたらしている Value : 再生資源の創出と GHG 削減

家電リサイクルが実現している高い再商品化率により、鉄、銅、アルミ、各種プラスチックなどが、安定的に 258,212 トンを再生資源として回収して社会に供給しています。資源の循環は素材製造の抑制に寄与し、そこで発生した、法令に基づきフロン類等、温暖化に悪影響を及ぼすガスも回収することで、年間 700 万 t-CO₂ 相当の温

家電リサイクルによる温室効果ガス（GHG）削減効果の考え方

家電リサイクルを実施している現状の GHG 排出量と、実施しないケースの GHG 排出量を比較



家電リサイクルによる

家電リサイクルによって GHG 排出量は



化法 施行 25 周年記念

サイクル制度が社会にもたらす Value

として 2001 年 4 月に本格施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」は、2025 年度末をもっリサイクル技術の向上等により、再商品化率も法施行時の 66% から近年では、過去最高の 88% まで上昇するなど、続可能な社会の構築に貢献し続けています。賜物であり、あらためて感謝を申し上げます。成果等、25 年の歩みをデータや写真を交えて、できるだけ分かりやすくまとめています。本書が家電リサイクル制り願っております。

家電リサイクル制度の理解促進・啓発活動

家電リサイクルプラント見学受入人数は
累計 76 万名を突破！

出張講座や SNS 発信、展示場開設、リサイクルプラント見学受入を行い、制度認知向上に取り組んでいます。



リサイクルプラント見学の風景

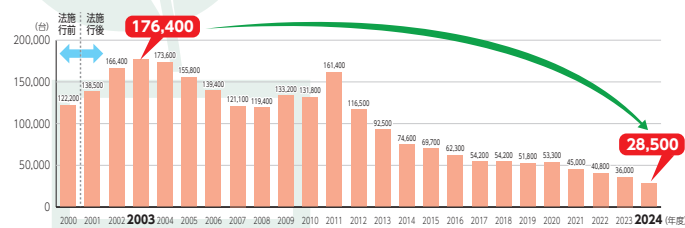


科学技術館 常設展示ブース
(p.53~59 参照)

環境汚染防止に向けた不法投棄対策

廃家電 4 品目の不法投棄台数は、
ピーク時に比べて 80% 以上減少！

不法投棄防止や撤去支援を通じ環境負荷低減に貢献すると共に、災害時は被災家電対応で復旧を支援します。



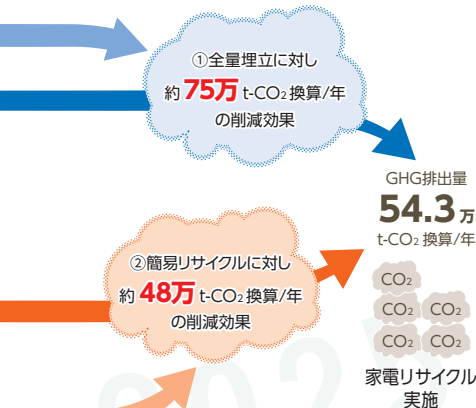
不法投棄台数の推移

(p.62 参照)

つ大量に再生資源として循環しています。これ迄の累計で、鉄：4,404,715 トン、銅：377,387 トン、アルミ：生するはずであった GHG の削減にも繋がっています。室効果ガス削減を実現しています。

GHG 削減効果（素材回収）

大きく抑制されていると言える



家電リサイクルによる GHG 削減効果（素材回収 + フロン類回収）

さらにフロン類回収の効果も加えると…



（出所）家電製品協会計算値（2023 年度実績ベース、日本全体での家電リサイクルによる効果）

消費者の排出利便性向上に向けた取組

家電リサイクル法に基づき排出される廃家電4品目は、一般的には家電小売業者を通じて回収されますが、購入した小売業者が不明であったり、廃業している、または遠方にあるなどの事情で、小売業者に引取りを依頼することが難しい廃家電4品目（いわゆる「引取義務外品」）への対応が課題となっています。この引取義務外品については、国の検討会の報告書においても、消費者が適正排出をしやすい方法を検討するとともに、それを消費者にわかりやすく伝える方法を関係者が検討していくべきであると提言しております。

これまで、引取義務外品については、自治体が地域の小売業者と協力協定を結んで住民に案内する、廃棄物処理法に基づく収集運搬許可を有する業者を住民に紹介するなどの取組が行われてきましたが、今後、少子高齢化の進行に伴い、買替えを伴わない排出の増加が予想されることから、排出時の消費者の利便性の向上が必要です。

このため、一般財団法人家電製品協会では、排出者の利便性向上を促進するため、2025年度に以下のとおり連携協力協定を締結しました。

SGムービング株式会社

引取義務外品の引取りをインターネットや電話により手軽に申込みができ、家電リサイクル券の発行、宅内の設置場所からの搬出、製造業者等への引渡しまでをワンストップで依頼できるサービスを行っているSGムービング株式会社と、このサービスを連携して拡大するための協定を締結しました。



霞台厚生施設組合

霞台厚生施設組合（茨城県）では、2026年4月1日より全国で初めてグリーン券による廃家電4品目の引取りを運営するクリーンセンターで行うこととしました。これにより、霞台厚生施設組合を構成する3市1町の住民は、従来必要であった回収業者への連絡、郵便局でのリサイクル料金の事前支払い、回収日程の事前調整をする事なく、自分が排出したい日にクリーンセンターへ廃家電4品目を直接持ち込み、リサイクル料金などの支払いや、一般廃棄物の処分も同時に行う事が可能となりました。

この取組みを軌道に乗せるとともに、連携して全国に拡大するため、霞台厚生施設組合と、協定を締結しました。



Contents

I 章 家電リサイクル制度

1 家電リサイクル制度の概要	1
1.1 家電リサイクル制度の背景と目的	1
1.2 家電リサイクル法の対象機器と再商品化等基準	3
1.3 関係者に求められる役割	5
1.4 家電リサイクル制度を支える仕組み	7
2 家電リサイクル制度の評価・検討	13
2.1 合同会合における審議の経緯	13
2.2 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に 関する報告書（2022年6月公表）	14
3 家電リサイクルの歩み	15

II 章 家電リサイクル実績

1 リサイクル実績	17
1.1 廃家電4品目の引取実績	17
1.2 廃家電4品目の再商品化等実績	17
1.3 廃家電4品目の素材別再商品化実績	18
1.4 フロンの回収実績	20

III 章 製造業者等の取組

1 指定引取場所での引取り	21
1.1 指定引取場所の業務フロー	21
1.2 指定引取場所の紹介	25
2 家電リサイクルプラントでのリサイクル処理	29
2.1 家電リサイクルプラントでの品目別処理フロー	29
2.2 フロンの回収・管理フロー	33
2.3 家電リサイクルプラントの紹介	35
3 環境配慮設計（DfE）の取組	37
3.1 環境配慮設計の高度化に向けて	37
4 最新リサイクル技術	45
4.1 最新リサイクル技術の紹介	45
5 料金低減化等への取組	51
5.1 効率化などの取組による料金の改定	51
5.2 最終処分場の残余年数長期化への貢献	52

IV 章 普及啓発活動および支援活動

1 消費者等への家電リサイクルの普及啓発活動	53
1.1 製造業者等による普及啓発の取組	53
1.2 マスメディアによる家電リサイクルプラント・ 製造業者等の紹介	55
1.3 家電リサイクルプラントによる見学者の受入状況	56
1.4 経済産業局等の主催による家電リサイクル プラント見学ツアーの実施	57
1.5 指定法人による普及啓発活動	58
1.6 家電リサイクル券センターによる情報の提供	60
1.7 家電リサイクルウェブサイト、普及啓発 パンフレットの紹介	61
2 不法投棄未然防止事業協力および離島対策事業協力	62
2.1 不法投棄台数の推移	62
2.2 離島対策事業協力 導入の背景	62
2.3 製造業者等による市区町村などへの協力に 関する取組	63
2.4 特集コンテンツ・自治体活用事例 （監視カメラ・看板特集）	64
3 大規模災害による被災地への支援活動	65
3.1 災害救助法適用状況	65
3.2 被災品の引取状況	66

V 章 資料集

1 数値データ集	67
2 家電リサイクル用語解説集	71

I 章

家電リサイクル制度

1 家電リサイクル制度の概要

1.1 家電リサイクル制度の背景と目的

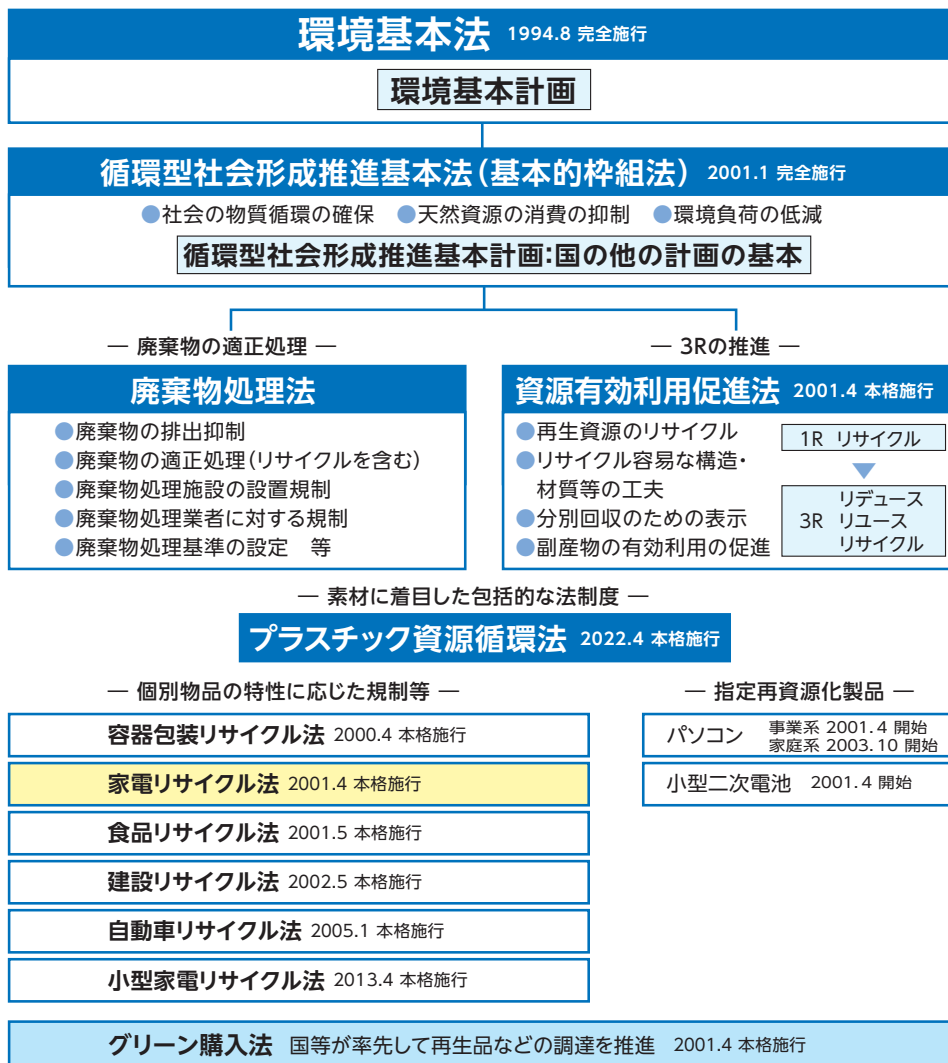
(1) 循環型社会を目指す法体系の整備

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を続けてきたわが国では、廃棄物最終処分場の行き詰まりや有害物質の環境への影響等が問題となっています。また地球温暖化や鉱物資源の枯渇など、地球規模の問題も懸念されています。こうした環境制約や資源制約への対応を新たな発展の

要素として前向きに捉え、環境と経済が両立した新しい循環型社会システムの構築を目指すことが急務となっています。

循環型社会システムを構築するためには、従来のリサイクル（1R）政策から、いわゆる3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組を進めていく必要があるとの背景から、廃棄物減量、

図表 I-1 循環型社会形成推進のための法体系



〔出典〕「家電リサイクル法 〔担当者向けガイドブック 2024〕」（経済産業省）を基に一部加筆

リサイクル推進に係る施策が総括され、2001 年 1 月に「循環型社会形成推進基本法」が完全施行されました。

この基本的枠組みの下、3R の促進を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が最初に制定され、その後廃棄物発生量に占める割合が高い製品を対象とした個別リサイクル法が順次制定・施行されています。個別リサイクル法は対象製品の特性やライフサイクルなどに合わせた法規定を有しており、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」もその一つに位置付けられます。

(2) 家電リサイクル法の目的

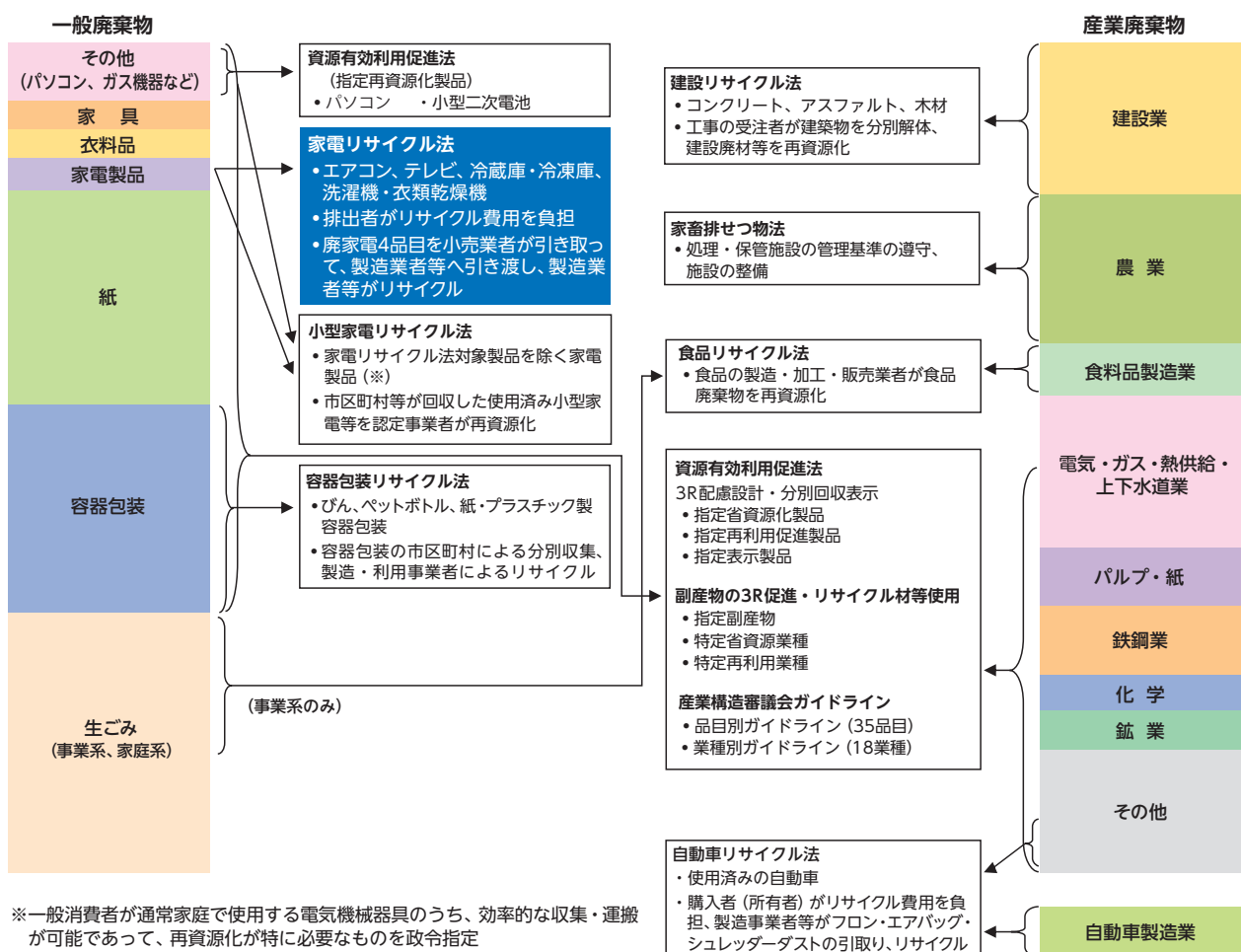
家電リサイクル法は、家庭や事業所から排出される廃家電の収集、リサイクルに関し、これを適正かつ円滑に実施するためのリサイクルシステムを確立し、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図ることで、生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(3) 家電リサイクル法制定の背景

家電リサイクル法の本格施行以前は、一般家庭から排出される廃家電の約 8 割は小売業者によって、また約 2 割は市区町村によって回収されていました。回収された廃家電の約半分は埋め立てられ、また残りについても破砕処理を経て、一部金属分の回収が行われる場合がありましたが、ほとんどは最終的に埋立てに回っていました。とりわけ埋立処分場の行き詰まりは、当時何らかの対策を講ずるべき喫緊の課題とされていました。

こうして廃棄物の減量と有用な部品・素材のリサイクルを図り、循環型社会の実現を目指すため、廃家電のリサイクルを促進する新たな仕組みである家電リサイクル法が 1998 年 5 月に国会にて成立し、同年 6 月に公布、2001 年 4 月より本格施行されました。

図表 I-2 各廃棄物等への法・ガイドラインの対応状況



【出典】「資源循環ハンドブック 2022 法制度と 3R の動向」（経済産業省）を基に一部加筆

1.2 家電リサイクル法の対象機器と再商品化等基準

(1) 家電リサイクル法の対象機器

家電リサイクル法の対象機器は、家電製品を中心とする家庭用機器のうちから、次の4つの要件全てに該当するものとして、政令により定められています。

- ① 市区町村等における廃棄物の処理設備や処理技術では、円滑で適正なリサイクルを行うことが困難なもの
- ② 有効利用できる資源が多く含まれていることから、リサイクルを行うことが資源の有効利用を図る上で特に必要なもののうち、リサイクルに係る経済的な制約が大きいもの
- ③ 設計や部品等の選択が、その製品のリサイクルの難易度に大きく影響するもの
- ④ 小売業者によって配達販売される製品のため、小売業者による円滑な収集が行えるもの

現在は、同法施行令によりエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象機器に指定されており、総称して「家電4品目」と表現されています¹。

(2) 再商品化と再商品化等基準

家電リサイクル法においては、製造業者等（製造業者および輸入業者）が廃家電4品目のリサイクルを行うことを義務付けており、このリサイクルを「再商品化等」と定義しています。

具体的には廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを自ら製品の部品または原材料として利用すること、または製品の部品または原材料として利用する者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを「再商品化（マテリアルリサイクル）」としています。

また廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを焼却する際に発生する熱エネルギーを自ら利用すること、または利用しようとする者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを「熱回収（サーマルリサイクル）」としており、この「熱回収」と「再商品化」を合わせて「再商品化等」としています。

製造業者等には、再商品化等基準として一定以上の再商品化率を達成することが求められており、ここには熱回収は含まれないため、再商品化のみで達成する必要があります。

【再商品化率算定式】

$$\frac{\text{再商品化（マテリアルリサイクルできた）重量}}{\text{再商品化等処理（リサイクル処理した総）重量}}$$

なお廃家電4品目から分離した部品および材料を他者に譲渡する場合は、有償または無償である必要があり、費用を払って引き渡す、いわゆる逆有償は含まれません。

再商品化等基準は、合同会合²での検討により、次のように見直しが行われてきています。

図表 I-3 再商品化等基準の見直し

		2001年4月～	2009年4月～	2015年4月～
エアコン		60%以上	70%以上	80%以上
テレビ	ブラウン管式	55%以上	55%以上	55%以上
	液晶・有機EL・プラズマ式	対象外	50%以上	74%以上
冷蔵庫・冷凍庫		50%以上	60%以上	70%以上
洗濯機・衣類乾燥機		50%以上	65%以上	82%以上

1 液晶・プラズマ式テレビは2009年4月、冷凍庫は2004年4月、衣類乾燥機は2009年4月、有機EL式テレビは2024年4月に追加されました。

2 家電リサイクル法において、法の施行後5年を経過した場合に施行状況を踏まえて政府が行う、法の見直しのための審議会です。

図表 I-4 家電リサイクル法の対象機器（家電4品目）一覧（2026年6月現在）

	対 象	対 象 外	備 考
エアコン （室内機のみや室外機のみを 料金は変わりません。）	壁掛け形のセパレート形 壁掛け形の高スリットエアコン 壁掛け形のハイブリッドエアコン （石油、ガス、電気併用エアコン等） マルチエアコン （室内機は壁掛 け形、床置き形が対象、 その他の室内機は対象 外。全ての室内機が対 象外の場合は、室外機 やリモコンも対象外。） 室外機 床置き形セパレートエアコン 床置き形ハイブリッドエアコン （石油、ガス、電気併用エアコン等） ウィンド形	天井埋め込みカセット形エアコン 壁埋め込み形エアコン 天吊り形 セパレートエアコン 冷風機 冷風扇 スポット エアコン ウィンド ファン 除湿機 パッケージ エアコン	一緒に引き取れるもの ・ワイヤレスリモコン（ただし電池は除く） ・室内機用の取付金具 ・一体型の純正据付部材 ・商品同梱の工事部材 一緒に引き取れないもの ・リモコン用電池 ・別売りのドレンパイプ、配管パイプ、渡り線及び配管カバー（スリムダクト等）などの工事部材 ・室外機の置き台及び屋根 ・取扱説明書等の印刷物 ・ヒートポンプ給湯機のヒートポンプユニット（エアコンではありません） ・外付けのコインボックス
	ブラウン管式テレビ （電源として一次電池又は蓄電池を使用するものも含む） ブラウン管式 VTR内蔵テレビ ラジカセ型 （電池式含む）	電源として一次電池又は蓄電池を使用する液晶・有機EL式テレビ 例 車載用テレビ（充電式） 例 携帯テレビ（充電式） ※一部対象となる製品もあります 液晶・有機EL式モニター（注1） ブラウン管式モニター 液晶・有機EL式モニター（注2） （注1）パソコンモニターはパソコンリサイクルの扱いとなります。詳細は一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。 https://www.pc3r.jp/ ホームページをご覧にならない場合のお問合せ先 ☎03-5282-7685 （注2）チューナーレステレビとして販売されているものも含む。 病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ 建築物に組み込むことができるように設計された液晶・有機EL式テレビ プロジェクションテレビ	一緒に引き取れるもの ・ワイヤレスリモコン（ただし電池は除く） ・着脱式付属専用スピーカー ・商品の付属物（電源コード、スタンド等） 一緒に引き取れないもの ・リモコン用電池 ・テレビ台 ・取扱説明書等の印刷物 ・外付けのコインボックス
テレビ （液晶・有機EL・LED型）	液晶・有機EL・プラズマ式テレビ HDD・DVD等内蔵テレビ チューナー分離型テレビ		
冷蔵庫・冷凍庫	冷蔵庫 冷凍冷蔵庫 ワイン庫 （ワインセラー） 保冷庫・冷温庫（注3） 冷却や制氷に電気を使用するものに限ります。 （ガス等の併用も含む） ・ベルチェ素子方式冷蔵庫（一部メーカーでは「電子冷蔵庫」） ・吸収式冷蔵庫（冷媒にアンモニアを使用） ・ポータブル冷蔵庫（車載式・バッテリー式含む） ※（株）ジーマックスはワインセラーのみ対象、（株）フジカはワインセラーと車載用ポータブル冷蔵庫のみ対象。 冷凍庫 チェスト形 アップライト形 引き出し形	業務用保冷庫 おしぼりクーラー 冷凍ストッカー （店舗用） 保冷米びつ ショーケース （店舗用） ・ホテル用システム冷蔵庫（課金式） ・冷水機・製氷機 ・化粧品専用の保冷庫	一緒に引き取れるもの ・商品同梱の付属品（製氷皿、棚、野菜カゴ等） 一緒に引き取れないもの ・取扱説明書等の印刷物 ・カセットボンベ ・庫内に残った食品等 ・外付けのコインボックス （注3）冷温庫は温める機能が有りますが、対象品に含まれます。
	洗濯乾燥機 全自動洗濯機 2槽式洗濯機 衣類乾燥機 ・電気衣類乾燥機 ・ガス衣類乾燥機 ※LG Electronics Japan株式会社のS3シリーズ、S5シリーズも対象となります。 小型洗濯機 （排水機能付き） （注4）	衣類乾燥機能付き 布団乾燥機 衣類乾燥機能付き ハンガー掛け ・衣類乾燥機能付き換気扇 ・衣類乾燥機能付き除湿器 ・衣類乾燥機能付きハンガー ・コインランドリー等で使用のコインボックス内蔵型洗濯機・衣類乾燥機 電動のバケツ （排水機能がないもの）（注4） 脱水機	一緒に引き取れるもの ・商品同梱の付属品（洗濯カゴ等） 一緒に引き取れないもの ・衣類乾燥機置き台 ・取扱説明書等の印刷物 ・外付けのコインボックス ・カセットボンベ ・槽内に残った衣類等 （注4）排水機能とは、ホースの有無にかかわらず本体を傾けることなく排水できる機能
洗濯機・衣類乾燥機			

1.3 関係者に求められる役割

家電リサイクル法では、排出者（消費者および事業者）、小売業者、製造業者等（製造業者および輸入業者）、国、地方公共団体等、関係する全ての者が定められた責務ある

いは義務を果たし、協力して家電4品目のリサイクルを進めることが基本的な考え方とされています。

関係者の主な役割

● 排出者（消費者および事業者）

■ 適正な引渡し

排出者は、家電4品目をなるべく長期間使用することで排出を抑制するとともに、廃棄する場合は、そのリサイクルが確実に行われるように小売業者等に適正に引き渡す責務

があります。

■ リサイクルに必要な料金の支払い

排出者は、収集・運搬料金とリサイクル料金を支払う責務があります。

● 小売業者

■ 引取義務

小売業者は、排出者から自らが過去に販売した家電4品目の引取りを求められたとき、または買換えに際して同種の家電4品目の引取りを求められたときは、排出者が引渡しを希望する場所（排出者の自宅等）で引き取る義務があります。

■ 引渡義務

小売業者は、排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、自ら再使用する場合、および再使用もしくは販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合を除き、指定引取場所において製造業者等（存在しない場合や不明な場合は指定法人）に引き渡す義務があります。

■ 収集・運搬料金の公表

小売業者は、収集・運搬料金をあらかじめ設定し、店頭等で公表する義務があります。なお収集・運搬料金は、廃家電4品目の収集・運搬を能率よく行った場合の適正な原価を勘案しつつ、排出者の適正な排出を妨げるものがないよう配慮して設定しなければなりません。また収集・運搬料金やリサイクル料金の問合せがあった場合には、これに回答する義務があります。

■ 家電リサイクル券の発行と管理

小売業者は、排出者から廃家電4品目を引き取る際に管理票（家電リサイクル券）を発行し、排出者に控えを交付します。また指定引取場所にて製造業者等から回付を受けた家電リサイクル券は3年間保存し、排出者から閲覧を求められた場合は、これに応じる義務があります。

● 製造業者等（製造業者および輸入業者）

■ 引取義務

製造業者等は、指定引取場所において自らが製造等を行った家電4品目について引取りを求められた場合は、これを引き取る義務があります。

■ 再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った廃家電4品目について遅滞なくリサイクルを行う義務があります。また、その際には廃家電に含まれる冷媒フロンおよび断熱材フロンの回収・再利用・破壊を行うことも義務付けられています。なおリサイクルは定められた再商品化等基準に従って実施する必要があります。

■ リサイクル料金の公表

製造業者等は、リサイクル料金をあらかじめ設定し、公表する義務があります。なおリサイクル料金は、リサイクル

を能率よく行った場合の適正な原価を上回らないように、かつ排出者の適正な排出を妨げるものがないよう配慮して設定する必要があります。

■ 指定引取場所の適正配置

製造業者等は、地理的条件や交通事情、自らが製造等した家電4品目の販売状況、その他の条件を勘案しつつ、廃家電4品目の能率的なリサイクルや小売業者等からの円滑な引取りができるよう、指定引取場所を適正に配置する義務があります。

■ 家電リサイクル券の回付と保存

製造業者等は、指定引取場所において小売業者から廃家電4品目を引き取るときは、小売業者から交付を受けた家電リサイクル券に受領印を押印の上、小売業者に回付するとともに、券の控えを3年間保存する義務があります。

● 国（経済産業省および環境省）

■ 家電リサイクル法履行状況の確認と指導

国は、家電リサイクル法に基づき、小売業者や製造業者等の家電リサイクル法の義務履行状況を確認し、その状況に応

じて必要な周知や指導、もしくは処分を行う義務があります。

■ 家電リサイクルに関する情報提供と普及啓発

国は、消費者などへの家電リサイクルに関する情報の提供や普及啓発への取組を行う義務があります。

● 地方公共団体（都道府県および市区町村）

■ 住民に対する情報提供と普及啓発

地方公共団体は、住民に対する廃家電4品目の適正な排出やリサイクルに関する情報提供、および広報活動等を通じて住民理解の増進に努める義務があります。

■ 廃家電4品目の収集とリサイクル

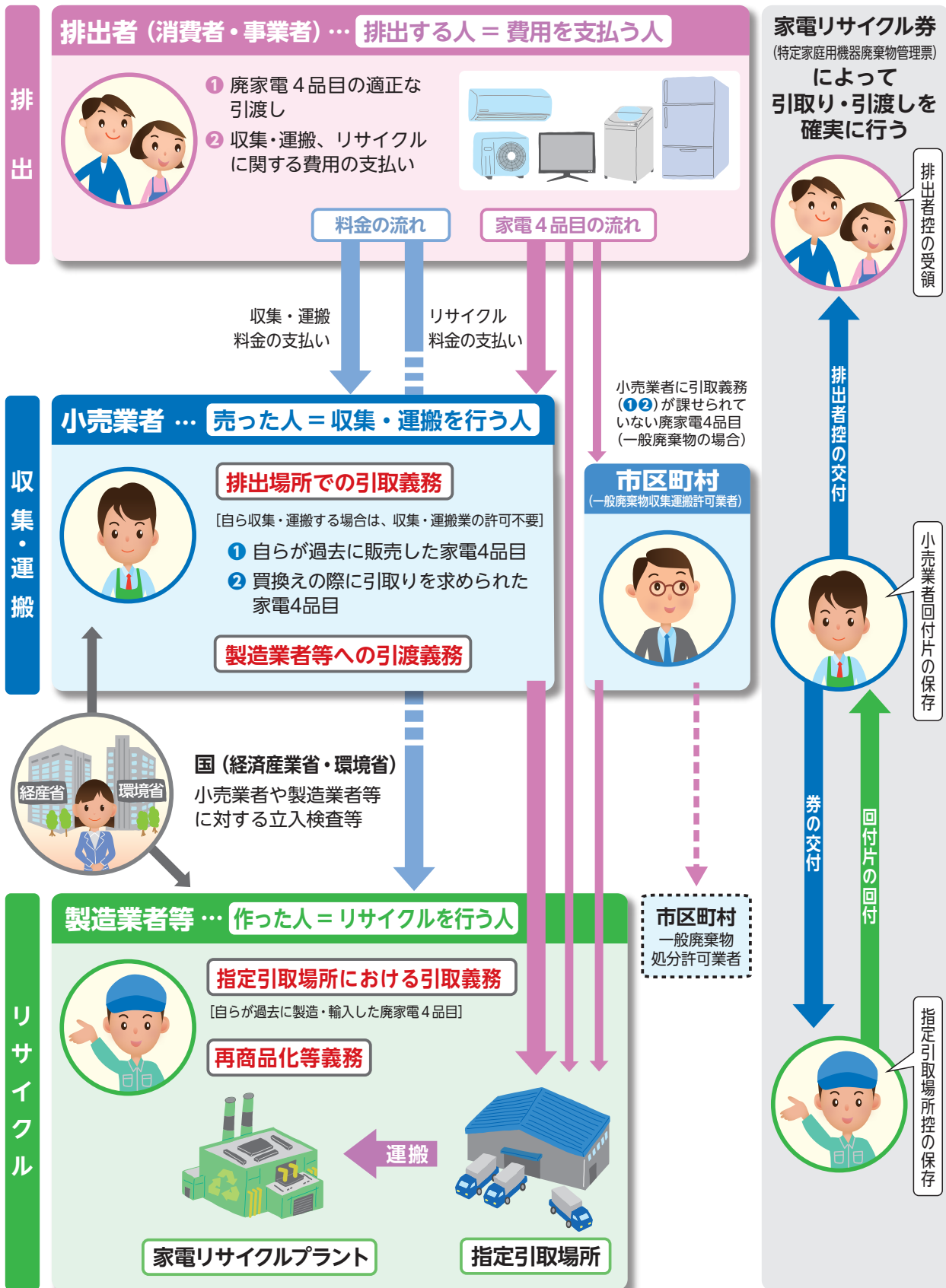
地方公共団体は、小売業者に引取義務が課せられていない

廃家電4品目について、回収体制を構築することが求められています。なお自ら収集した廃家電4品目は、廃棄物処理法に基づいて自らリサイクルを行うほか、製造業者等に引き渡して処分することが認められています。

■ 違法回収や不法投棄防止への取組

地方公共団体は、違法な廃棄物回収業者の取締りや不法投棄防止に向けた取組を行うことが求められています。

図表 I-5 家電リサイクル制度の概要



[出典] 「家電リサイクル法 [担当者向けガイドブック 2024]」(経済産業省) を基に作成

1.4 家電リサイクル制度を支える仕組み

(1) 回収・リサイクル体制

●製造業者等による回収・リサイクル体制の構築

家電リサイクル法の施行に当たり、製造業者等はA・Bの2グループに集約し、全国で廃家電4品目の回収およびリサイクルを実施しています。グループに集約することになった主な要因は右記①②のとおりです。

- ① 新規事業としての経済性：製造業者等が個別に全国展開するには多額の投資が必要になり、リサイクル料金が高くなる
- ② 小売業者や市区町村の利便性：小売業者や市区町村の業務効率化のために、各製造業者等が個別に指定引取場所を設置するのではなく、集約した指定引取場所を設けることで利便性を高める

図表 I-6 グループ別製造業者等と指定法人に委託している製造業者等一覧（2026年6月現在）

A グループ		B グループ	
LG Electronics Japan (株)	ドメティック (株)	アイリスオーヤマ (株)	(株) ゼネラル
大阪ガス (株)	パーパス (株)	アクア (株)	三菱重工冷熱 (株)
クリナップ (株)	ハイセンスジャパン (株)	シャープ (株)	三菱電機 (株)
(株) コロナ	パナソニック (株)	ソニー (株)	三菱電機エンジニアリング (株)
サムスン電子ジャパン (株)	パナソニック HVAC & CC (株)	(株) 長府製作所	吉井電気 (株)
ダイキン工業 (株)	(株) ミスターマックス	(株) トヨトミ	(株) 良品計画
TVS REGZA (株)	(株) ヤマダホールディングス	(株) ノーリツ	リンナイ (株)
東京ガス (株)	ヤンマーエネルギーシステム (株)	ハイアールジャパンセルス (株)	
東芝ライフスタイル (株)		日立グローバルライフソリューションズ(株)	
指定法人に委託している製造業者等			
アイリスオーヤマ (株)	(株) オーヤマ	(株) スタイルクレア	(株) フィラディス
(株) AKART	オプトスタイル (株)	(株) 正和	(株) 富士倉
(株) アグレクション	加島商事 (株)	ダイコーアベックス (株)	(株) Freedom
(株) アズマ	カンデラ・メディアテック (株)	大自工業 (株)	(株) ベステックグループ
(株) アルミス	ギャランツジャパン (株)	ダイヤ (株)	ベバスターモアンドコンフォートジャパン (株)
(株) アローン	(株) グリーンハウス	(株) ダイレイ	(株) ベルソス
アンカー・ジャパン (株)	(株) グローバル	(株) 高橋国際商事	(株) マキタ
アントピー (株)	(株) 慶洋エンジニアリング	タンスのゲン (株)	マクスゼン (株)
イー・エム・エー (株)	(株) ケーズウェーブ	(株) ツインバード	マリン商事 (株)
イオントップバリュ (株)	KTC 科技日本 (株)	(株) ツナシマ商事	マルエヌ (株)
(株) 池商	小泉成器 (株)	(株) TCL JAPAN ELECTRONICS	ミーレ・ジャパン (株)
ISSYZONE JAPAN (株)	工機ホールディングス (株)	ティーズネットワーク (株)	(株) 三木森
イディアルリビング (株)	(株) コンボジット	テクトイト (株)	三金商事 (株)
(株) ニトリ	(株) サイエールインターナショナル	(株) デバイススタイル	三ツ星貿易 (株)
インタック SPS (株)	さくら製作所 (株)	(株) デンソーエアークル	ミナト電機工業
(株) WIS	(株) ザ・ビーズインターナショナル	(株) デンマート	(株) 都商会
ウィンコド (株)	澤藤電機 (株)	(株) ドウシシャ	(株) ミラタツ
HKO JAPAN (株)	サンコー (株)	(株) TOHO	(株) 山善
A&R (株)	三和一商事 (株)	(株) 都光	ユアサブライムス (株)
(株) A-Stage	(株) シー・シー・ピー	日仏商事 (株)	(株) ユニーク
SIS (株)	(株) シービージャパン	日本ゼネラル・アプライアンス (株)	(株) ユニテク
エスケイジャパン (株)	(株) ジーマックス	日本美的 (株)	吉岡電気工業 (株)
エスケイネット (株)	(株) ジェネレーションパス	(株) ノジマ	ライソン (株)
(株) エディオン	ジャスト (株)	ハート電機サービス (株)	ライフオンプロダクツ (株)
(株) N・TEC	ジュージ工業 (株)	(株) はびねすくらぶ	(株) リアルシステム
FFF SMART LIFE CONNECTED (株)	(株) ジョワイユ	Hanx (株)	(株) ロイヤル
LED TOKYO (株)	シロカ (株)	ビーカム (株)	(株) ログスコアレーション
大橋産業 (株)	ジンアンドマリー (株)	(株) ピクセラ	ワールブルジャパン (株)
(株) オーム電機	スカイワースジャパンエレクトロニクス (同)	(株) ヒロ・コーポレーション	

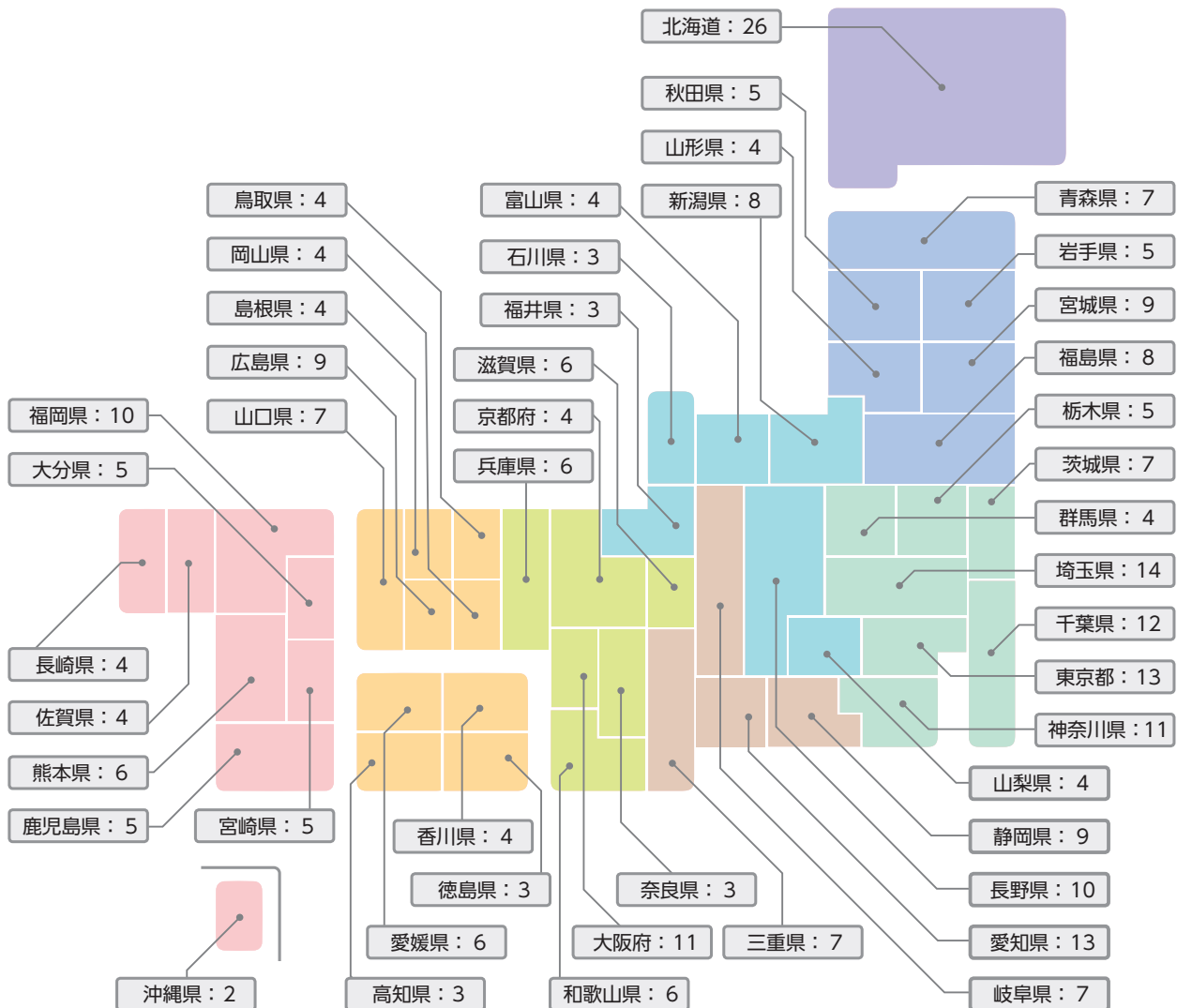
●指定引取場所の設置状況

製造業者等は、家電リサイクル法の引取義務を履行するため、全国に指定引取場所を設置しています。

指定引取場所はＡ・Ｂグループに分かれて設置されましたが、2009年10月1日に共有化され、現在は全国計319カ所全ての指定引取場所で共同引取りを行っています。

す。指定引取場所は、小売業者から持ち込まれた廃家電4品目の引取りや保管、家電リサイクルプラントまで運搬する二次物流業者への引渡し、および家電リサイクル券センター（RKC）への引取データ送信を主な業務として行っています。

図表 I-7 指定引取場所設置数 (2026 年 6 月現在)



全国計：319 力所

2016年3月より家電リサイクル券センター（RKC）のホームページに、指定引取場所の地図検索機能を追加しました。2018年4月からは個々の指定引取場所の営業日が分かるカレンダーを掲載、また、2023年8月からは出入り口が判りづらい指定引取場所について、周辺図・構内図を追加しました。2026年4月からは検索システムを刷新し、Google Map との連携が可能となるなど、持込者の利便性の向上を常に図っています。

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/rkcmap/>



「指定引取場所」地図の例

●家電リサイクルプラントの設置状況

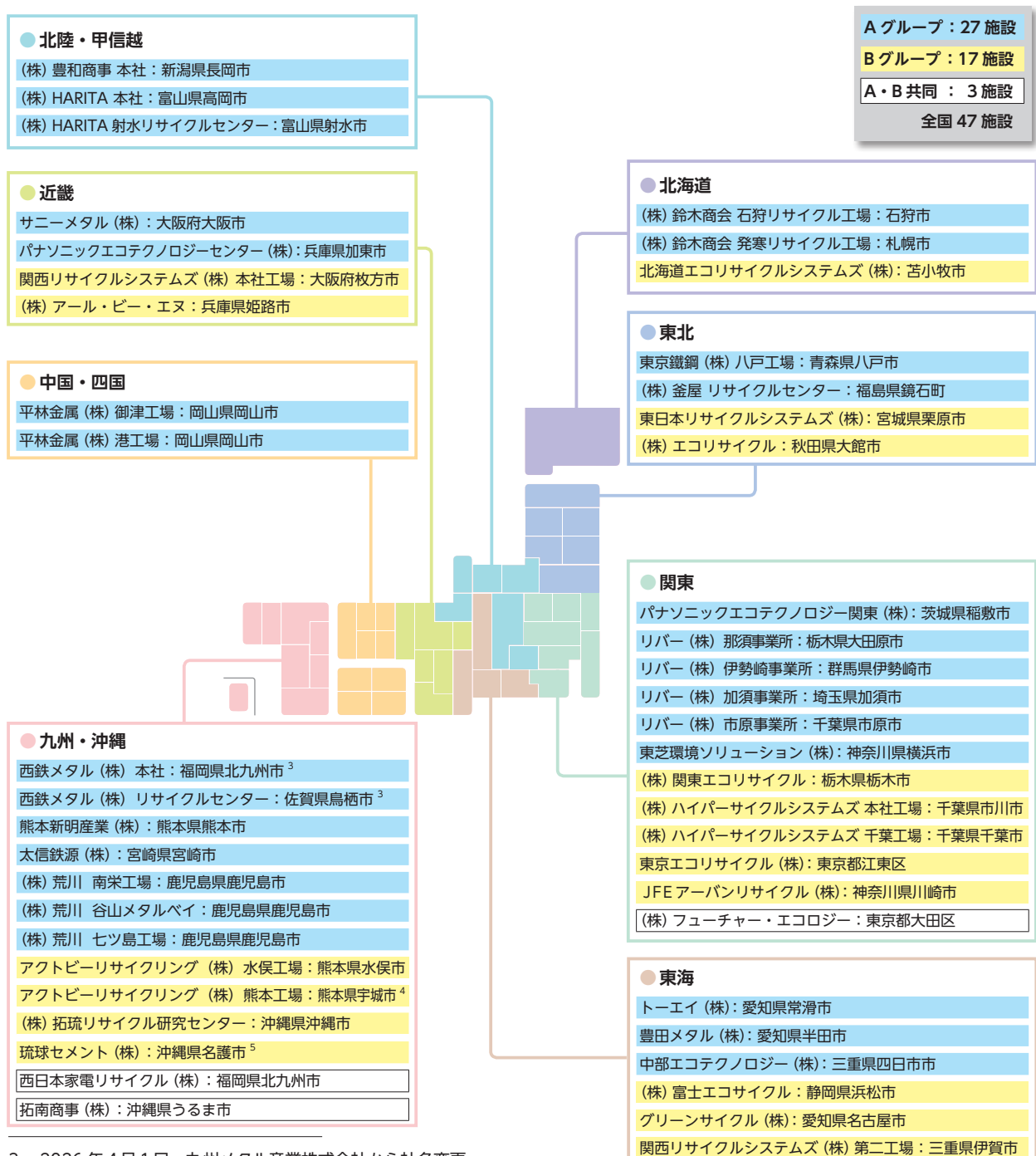
製造業者等は、家電リサイクル法第 18 条に規定された再商品化等実施義務を果たすため、全国に 47 カ所（Aグループ：27、Bグループ：17、A・Bグループ共同：3）の家電リサイクルプラントを設置しています。

家電リサイクルプラントは、法律に定められた再商品化等基準に基づき、手解体および破砕・選別等の処理工程を

通じたりサイクルを実施し、併せてエアコンと冷蔵庫・冷凍庫等に含まれる冷媒フロン、冷蔵庫・冷凍庫に含まれる断熱材フロンの回収・破壊等も実施しています。

Aグループは既存のリサイクル業者の施設を活用するとともに中核となる家電リサイクル専用施設を新設する方式で、またBグループは素材関連事業者等と提携した家電リサイクル専用施設を新設する方式で、それぞれ全国展開を行っています。

図表 I-8 家電リサイクルプラント（2026 年 6 月現在）



3 2026 年 4 月 1 日 九州メタル産業株式会社から社名変更

4 2025 年 10 月稼働開始

5 2025 年 4 月稼働開始

(2) 指定法人

家電リサイクル法においては、制度を円滑かつ効率的に実施するための仕組みとして、「指定法人」に関する規定が設けられています。同法第32条第1項の規定に基づき、同法の主務大臣（施行当時：通商産業大臣および厚生大臣、現在：経済産業大臣および環境大臣）より、2000年4月18日に家電製品協会が指定法人に指定されました。指定法人の業務内容は以下のとおりです。

- ① 一定の要件に該当する製造業者および輸入業者（委託の直前3年間の家電4品目の生産量または輸入量一国内向け出荷に係るものに限る一が、家電4品目ごとに下記の台数に満たない者。以下「特定製造業者等」という。）からの委託を受けて、当該特定製造業者等がリサイクルすべき廃家電4品目のリサイクルに必要な行為を実施すること。（1号業務）

- A) エアコンについては90万台
- B) テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）については90万台
- C) 冷蔵庫・冷凍庫については45万台
- D) 洗濯機・衣類乾燥機については45万台

- ② 製造業者等の倒産・廃業等により、リサイクルの実施義務対象者が不明・不存在である廃家電4品目のリサイクルに必要な行為を実施すること。（2号業務）
- ③ 主務大臣が公示した地域で排出された廃家電4品目を、排出者等からの求めに応じ、製造業者等に引き渡すこと。（3号業務）
- ④ 廃家電4品目の収集・運搬ならびにリサイクルの実施に関する調査・普及および啓発を行うこと。（4号業務）
- ⑤ 廃家電4品目の収集・運搬ならびにリサイクルの円滑な実施を図るため、消費者や市区町村等の照会に応じ、処理すること。（5号業務）

(3) 管理票制度

家電リサイクル法においては、排出された廃家電4品目が出売業者を通じて製造業者等に適正に引き渡されることを確実にするため、「特定家庭用機器廃棄物管理票」制度の運用が定められています。これは、小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取る際に管理票の写しを交付し、小売業者が製造業者等に引き渡すときにも管理票を交付するもので、小売業者と製造業者等はそれぞれ管理票を3年間保存すること等が定められています。

家電製品協会は、これに対応して法に基づく製造業者等と小売業者などの業務の管理・運用を効率的に支援するために「家電リサイクル券システム」を運営しています。

●家電リサイクル券システム

家電リサイクル券システムは、家電リサイクル法に示された特定家庭用機器廃棄物管理票を家電リサイクル券として実現したもので、リサイクル料金の回収と支払い、引き取られた廃家電4品目の引渡しが適正に行われているかの管理などの機能を担っています。

なお代表的な家電リサイクル券システムとしては、主に小売業者が扱う「料金販売店回収方式」、全国に収集・運搬網を持つ管理統括業者を対象とした「料金管理統括業者回収方式」および排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」の3方式があります。

●家電リサイクル券システムの特長

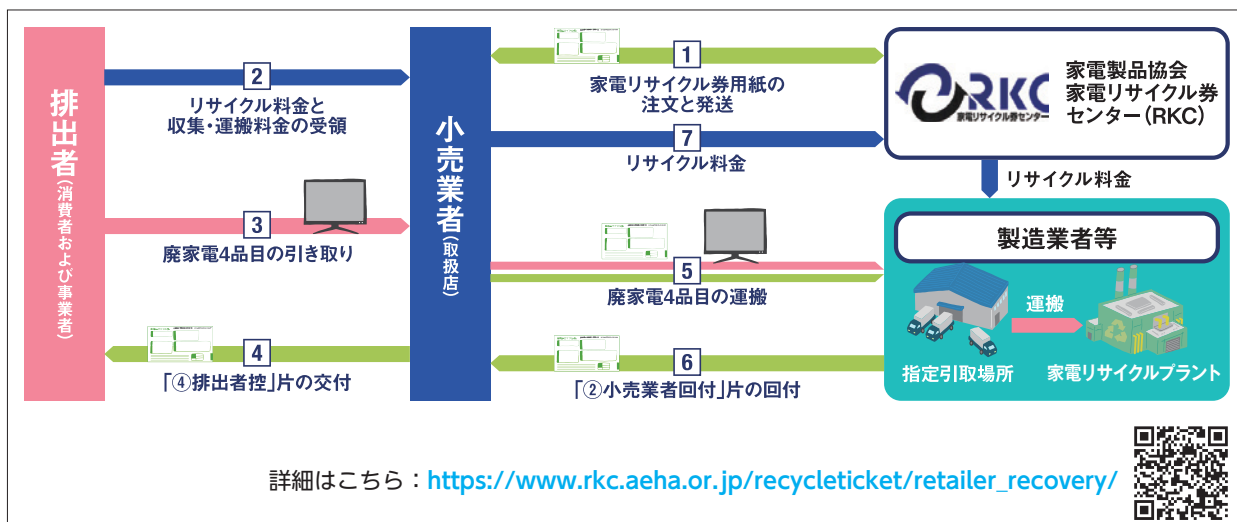
家電リサイクル法では、特定家庭用機器廃棄物管理票を廃家電1台に対して1枚を交付することが規定されています。これにより一品一葉管理が可能となり、具体的には次のような管理・運営上の特長があります。

- ① 小売業者や製造業者等は、家電リサイクル券を利用することで、廃家電4品目の引取りおよび引渡しにおいて情物一致管理が容易になります。
- ② 排出者は、個々の家電リサイクル券に記載されている「お問合せ管理票番号」により、廃家電4品目が製造業者等に適正に引き渡されているかを確認することができます。
- ③ 家電リサイクル券センター（RKC）は小売業者に対して発券情報・書損じ券情報・引取情報・請求情報などのデータを提供しています。これにより、小売業者は廃家電4品目の引取りおよび引渡しに関して適正管理をすることができます。

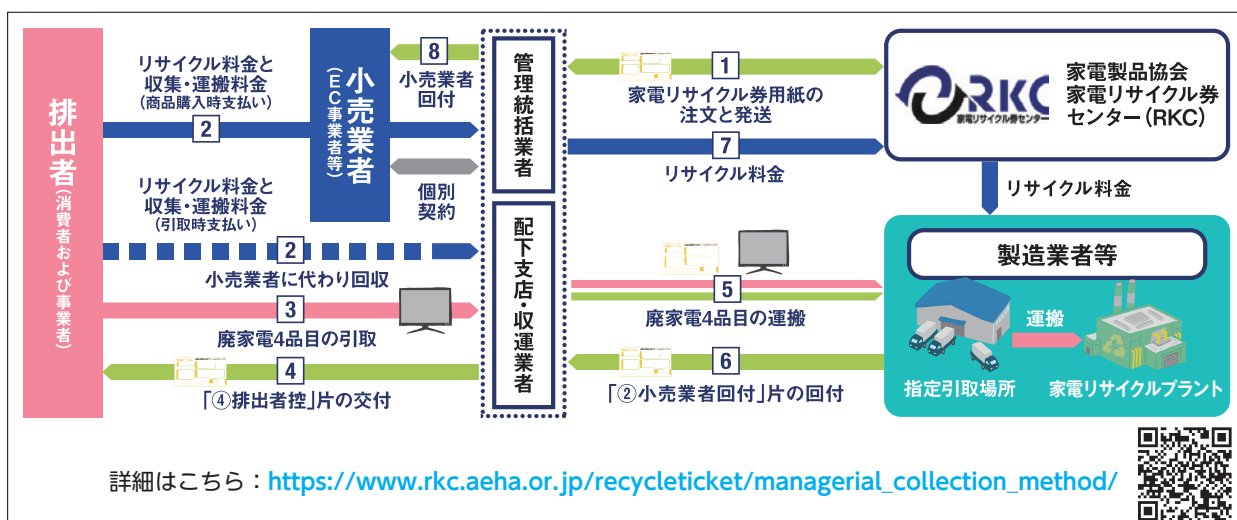
図表 I-9 家電リサイクル券と廃家電4品目の流れ

〔 家電リサイクル券の流れ 廃家電4品目の流れ リサイクル料金等の流れ 〕

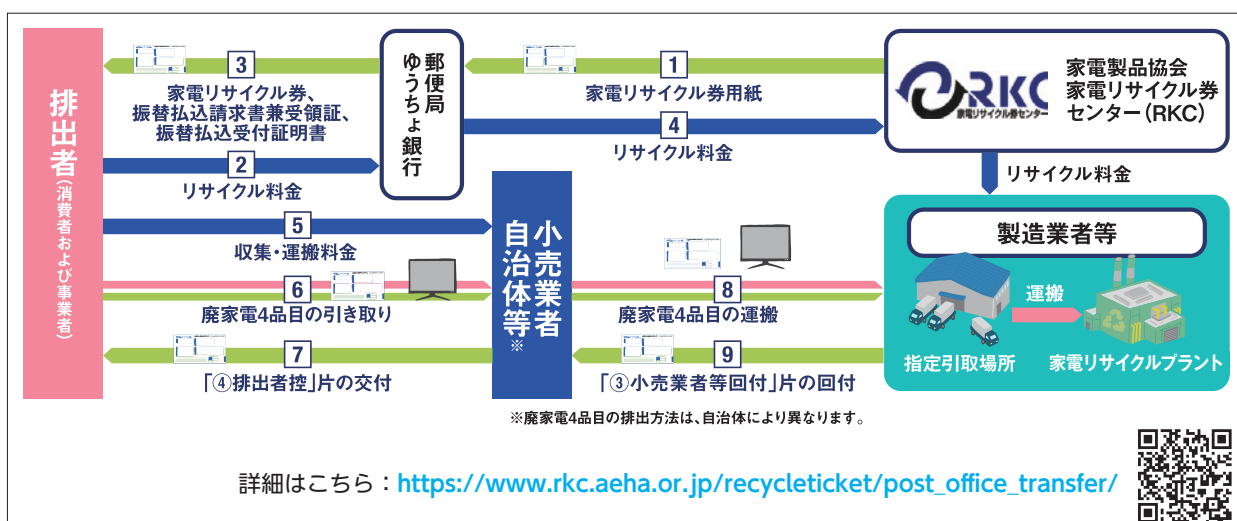
料金販売店回収方式（グリーン券）



料金管理統括業者回収方式（イエロー券）



料金郵便局振込方式（郵便局券）



〔出典〕「家電リサイクル法〔担当者向けガイドブック 2024〕」（経済産業省）を基に一部加筆

家電リサイクル券 見本（通称「グリーン券」）

家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票） お問合せ管理番号

①小売業者控兼受領書

おなまえ 様
(電話番号) - -)

排出者
該当する品目・料金区分の□に✓を記入ください。

品目・料金区分	品目	小	大	備考
エアコン	10			テレビ・冷蔵庫・冷凍庫は大小区分がありますので、ご確認の上、該当する□に✓を記入ください。
テレビ	21			
ブラウン管式	22			
液晶・有機EL・プラズマ式	31			
冷蔵庫・冷凍庫	32			
洗濯機・衣類乾燥機	40			

※料金区分
●ブラウン管式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●液晶・有機EL・プラズマ式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●冷蔵庫・冷凍庫
小：全定格内容積170L以下、大：全定格内容積171L以上

引取り 西暦 2 0 年 月 日 受領印

名称・住所

小売業者
名称
住所
電話番号

製造業者等名

☐ ダイキン工業 (120)	☐ パナソニック (100)	☐ 日立グローバルライフ (300)	☐ セネラル (350)
☐ ハイセンスジャパン (151)	☐ 三洋電機 (101)	☐ シャープ (310)	☐ ハイアールジャパン (392)
☐ TVS REGZA (114)	☐ 東芝ライフスタイル (110)	☐ 三菱電機 (320)	☐ アクア (393)
☐ ソニー (340)			

表記以外の製造業者等の場合は以下の枠内に製造業者等の名称・コードを記入してください。(コード)

再商品化等料金 領収日 2 0 年 月 日

再商品化等料金 円

収集・運搬料金 円

消費税 円

合計 円

備考
(印上伝票) 番号など

別添入金処理の場合記入不要

1172 一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター © 一般財団法人家電製品協会 2025

家電リサイクル券 見本（通称「収運業者用券」または「イエロー券」）

家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票） お問合せ管理番号

①小売業者控兼受領書

おなまえ 様
(電話番号) - -)

排出者
□に✓を記入ください。

品目・料金区分	品目	小	大	備考
エアコン	10			テレビ・冷蔵庫・冷凍庫は大小区分がありますので、ご確認の上、該当する□に✓を記入ください。
テレビ	21			
ブラウン管式	22			
液晶・有機EL・プラズマ式	31			
冷蔵庫・冷凍庫	32			
洗濯機・衣類乾燥機	40			

※料金区分
●ブラウン管式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●液晶・有機EL・プラズマ式テレビ
小：15型以下、大：16型以上
●冷蔵庫・冷凍庫
小：全定格内容積170L以下、大：全定格内容積171L以上

回収日 西暦 2 0 年 月 日 受領印

名称・住所

小売業者
名称
住所
電話番号

製造業者等名

☐ ダイキン工業 (120)	☐ パナソニック (100)	☐ 日立グローバルライフ (300)	☐ 富士通ゼネラル (350)
☐ ハイセンスジャパン (151)	☐ 三洋電機 (101)	☐ シャープ (310)	☐ ハイアールジャパン (392)
☐ TVS REGZA (114)	☐ 東芝ライフスタイル (110)	☐ 三菱電機 (320)	☐ アクア (393)
☐ ソニー (340)			

表記以外の製造業者等の場合は以下の枠内に製造業者等の名称・コードを記入してください。(コード)

再商品化等料金 領収日 2 0 年 月 日

再商品化等料金 円

収集・運搬料金 円

消費税 円

合計 円

備考
(印上伝票) 番号など

別添入金処理の場合記入不要

1710 一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター © 一般財団法人家電製品協会 2025

家電リサイクル券 見本（通称「郵便局券」）

家電リサイクル券

この家電リサイクル券は、下記の場合にご利用いただけます

- ご自身で指定引取場所に廃家電を持込む場合
- 収集運搬を依頼した業者からリサイクル券の交付を受け、郵送での払込みを案内された場合

①家電リサイクルの手続きの流れ 詳細は[P2~4]をご確認ください

STEP 1 払込書に必要事項を記入

STEP 2 リサイクル料金の払込み

STEP 3 引渡し前の準備

STEP 4 廃家電を引渡し

②この冊子の構成は以下のとおりです

家電リサイクルの手続きの流れ P1~4

この家電リサイクル券の使用方法を説明しています。

払込書

リサイクル料金の払込みに使用します。

家電リサイクル券

指定引取場所に廃家電と共に提出します（複写式5枚綴り）

ご注意

郵便局は払込先であり、リサイクル業務には関与していません。家電リサイクル券の記入方法・手続きがわからない場合は、家電リサイクル券センターにお問い合わせください。

お電話で 家電リサイクル券センター
0120-319-640 受付時間9:00~18:00(日祝休)

WEBで 家電リサイクル券センター

お問合わせ先

書き方サンプルも作れるよ

2604 P1

2 家電リサイクル制度の評価・検討

2.1 合同会合における審議の経緯

家電リサイクル法では「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが定められています（附則第3条）。

これを受けて2006年6月から2007年12月にかけて開催された産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合（以下「**第一次評価・検討合同会合**」という。）にて家電リサイクル制度の施行状況について評価・検討が行われ、2008年2月19日に国への報告と同時に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「評価・検討報告書」という。）が公表されました。

本評価・検討報告書において対象品目の拡大や再商品化率の見直しについても検討することが求められたため、品目追加等専門委員会合同会合⁶が設置されて調査・検討が行われ、その結果は「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」として取りまとめられました（2008年9月22日公表）。

また小売業者におけるリユースとリサイクルの仕分け基準について検討するため、リユース・リサイクル専門委員会合同会合⁷が設置されて調査・検討が行われ、検討結果は「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」として公表されました。

第一次評価・検討合同会合における審議結果に基づき、「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」が2008年12月5日に公布、2009年4月1日に施行されました。この政令は、廃家電4品目の適正な処理および資源の有効な利用を一層推進するため、対象機器の追加を行うとともに、再商品化等の基準を引き上げるなどの措置を講ずるものです。

2013年5月からは2回目の評価・検討の審議⁸（以下「**第二次評価・検討合同会合**」という。）が行われました。

また2021年4月からは3回目の評価・検討の審議（以下「**第三次評価・検討合同会合**」という。）が行われました。

更に2026年2月には新たなフォローアップ審議⁹が行われました。

図表 I-10 家電リサイクル法評価・検討の合同会合開催経緯

開催時期	実施内容
2001年4月	家電リサイクル法本格施行
第一次評価・検討合同会合	
2006年6月～2007年12月	第1回～第16回合同会合
2008年2月19日	第一次評価・検討報告書公表
2008年9月22日	第17回合同会合
2009年12月～2011年12月	第18回～第20回合同会合（フォローアップ審議）
第二次評価・検討合同会合	
2013年5月～2014年7月	第21回～第32回合同会合
2014年10月31日	第二次評価・検討報告書公表
2015年1月～2018年12月	第33回～第37回合同会合（フォローアップ審議）
第三次評価・検討合同会合	
2021年4月～2022年1月	第38回～第43回合同会合
2022年6月23日	第三次評価・検討報告書公表

6 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会合同会合。

7 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会合同会合。

8 第21回（2013年5月20日開催）の名称は、「産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合」。

第22回（2013年7月4日開催）以降の名称は、「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合」。

9 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル小委員会、産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会電気・電子機器リサイクルWG 合同会合（第1回）（2026年2月13日開催）

2.2 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（2022 年 6 月公表）

第三次評価・検討の合同会合では、家電リサイクル制度の施行状況について評価するとともに、さらなる維持、発展に向けた方向性について提言することを目的にした「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめ、2022 年 6 月に公表しました。

同報告書では、今後対応すべき次の 7 つの施策が取りまとめられました。

- (1) 有機 EL テレビの対象品目への追加など
- (2) 家電リサイクル券の記載事項の簡略化や小売業者による保管の電子化などの利便性向上
- (3) 多様な販売形態をとる小売業者への立入検査の重点

- 化・合理化等や、モールサイト運営事業者との連携による EC 事業者への計画的な確認及び指導検討
- (4) 社会状況にあわせた消費者が適正排出しやすい回収体制の確保・不法投棄の取組への支援の継続・充実
- (5) エアコンの回収率向上のための施策検討および新たな回収率目標の設定
- (6) 再商品化等費用の回収方式
- (7) リサイクルの質の持続的向上に基づくサーキュラーエコノミーへの貢献およびエアコンの回収率の向上による温室効果ガスの排出削減

報告書目次

第 1 章 家電リサイクル制度の現状

1. 家電リサイクル制度の施行状況
 - (1) 特定家庭用機器廃棄物の引取台数の状況
 - (2) 使用済特定家庭用機器のフロー推計
 - (3) 回収率の推移
 - (4) 製造業者等によるリサイクルの状況
 - (5) 製造業者等によるフロン回収の状況
 - (6) 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の状況
2. 家電リサイクル制度に係るこれまでの主な成果と取組
 - (1) 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた取組
 - ① 社会全体で回収を推進していくための回収率目標の設定
 - ② 消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施
 - ③ 再商品化等費用の透明化及び再商品化等料金の低減化
 - ④ 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築等による排出利便性の向上
 - ⑤ 適正なリユースの促進
 - (2) 特定家庭用機器廃棄物の適正処理
 - ① 不適正処理に対する取締りの徹底
 - ② 不法投棄対策及び離島対策
 - ③ 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
 - ④ 廃棄物処分許可業者等による処理状況の透明性の向上
 - ⑤ 海外での環境汚染を防止するための水際対策

- (3) 家電リサイクルの一層の高度化に向けた取組
 - ① 再商品化率の向上と質の高いリサイクルの推進
 - ② 有害物質について
- (4) 対象品目
- (5) 再商品化等費用の回収方式

第 2 章 家電リサイクル制度における課題・論点

1. 対象品目について
2. 家電リサイクル券の利便性向上について
3. 多様な販売形態をとる小売業者への対応について
4. 社会状況に合わせた回収体制の確保・不法投棄対策について
5. 回収率の向上について
6. 再商品化等費用の回収方式について
7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて

第 3 章 課題解決に向けた具体的な施策

1. 対象品目について
2. 家電リサイクル券の利便性向上について
3. 多様な販売形態をとる小売業者への対応について
4. 社会状況にあわせた回収体制の確保・不法投棄対策について
5. 回収率の向上について
6. 再商品化等費用の回収方式について
7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて

→ 報告書の詳細については、経済産業省、環境省のホームページをご覧ください。

経済産業省

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書……
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/eee_recycle/pdf/001_s01_00.pdf



環境省

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書……
<https://www.env.go.jp/content/000043018.pdf>



→ 家電リサイクル全般については、経済産業省、環境省のホームページをご覧ください。

経済産業省 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）……
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html

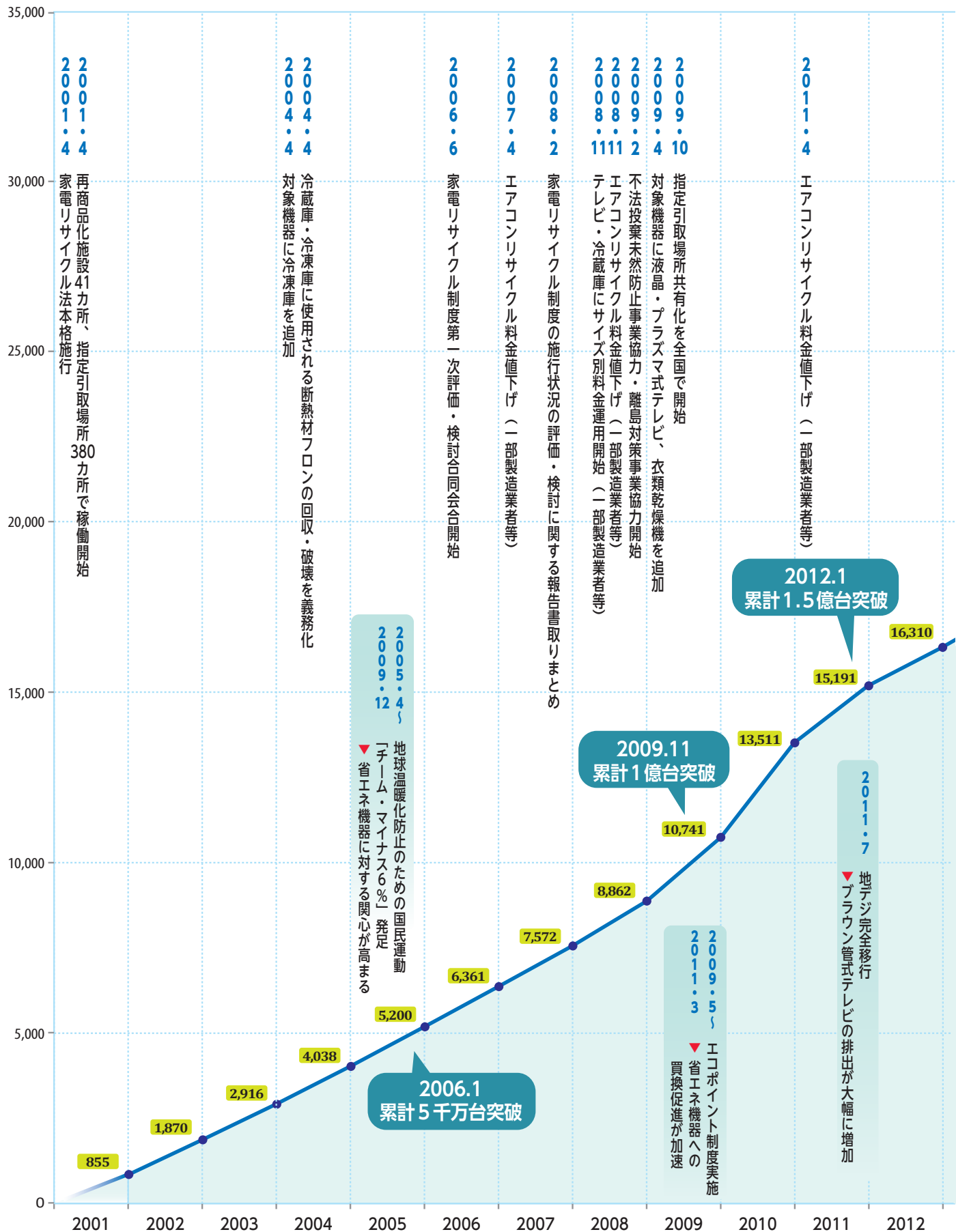
経済産業省 家電 4 品目の「正しい処分」早わかり! ……
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

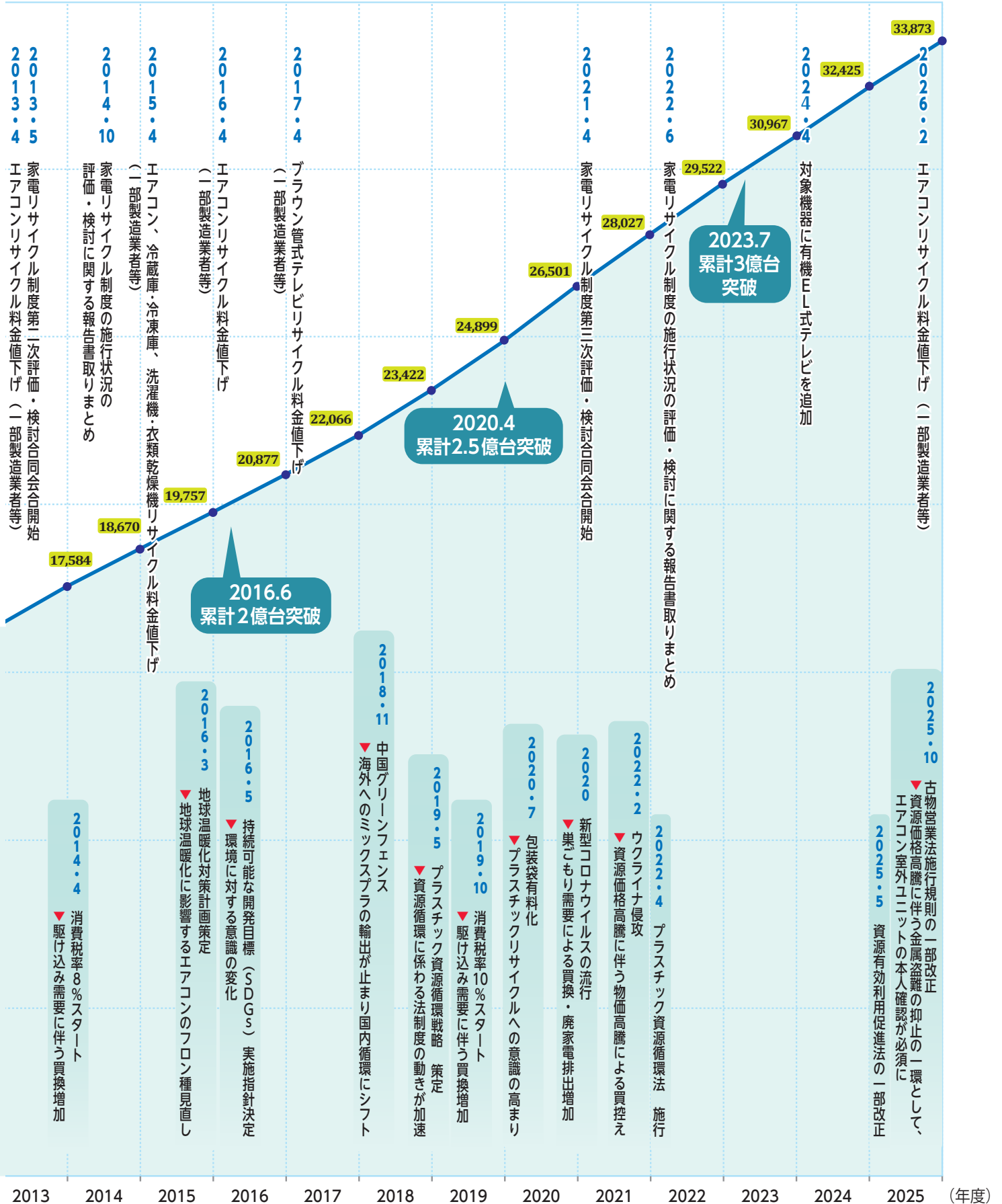
環境省 家電リサイクル関連 ……
<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/index.html>



3 家電リサイクルの歩み

廃家電 4 品目累計引取台数 (単位: 万台)





Ⅱ章

家電リサイクル実績

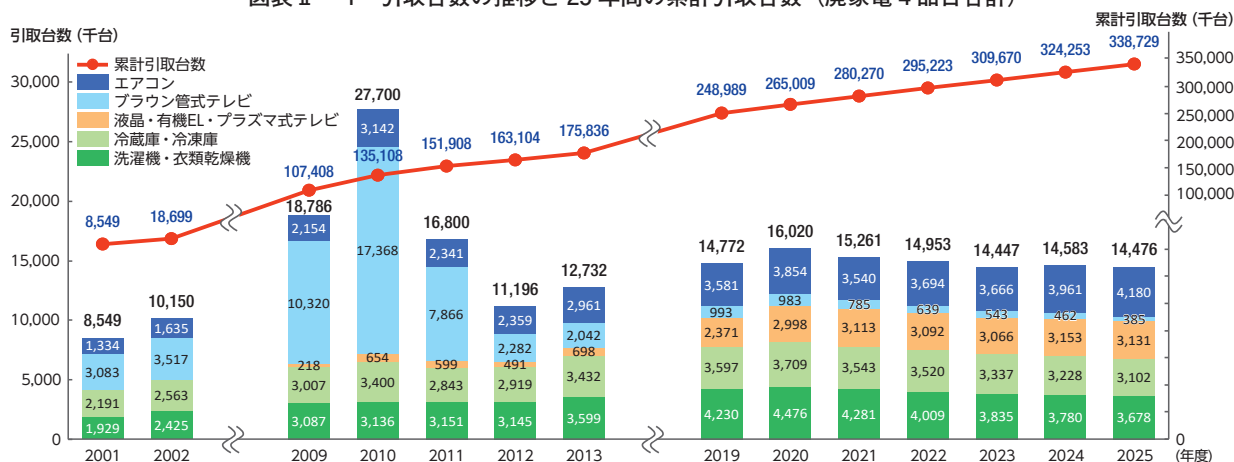
1 リサイクル実績

1.1 廃家電4品目の引取実績

2025年度の指定引取場所における廃家電4品目の引取台数は約1,448万台となりました。家電リサイクル法が施行された2001年度の廃家電4品目の引取台数は約855万台でしたが、2002年度以降毎年度1,000万台を越し、

家電リサイクル法本格施行から23年を迎えた2023年7月には累計引取台数が3億台を突破し、2025年度には約3億4千万台となりました。

図表Ⅱ-1 引取台数の推移と25年間の累計引取台数（廃家電4品目合計）

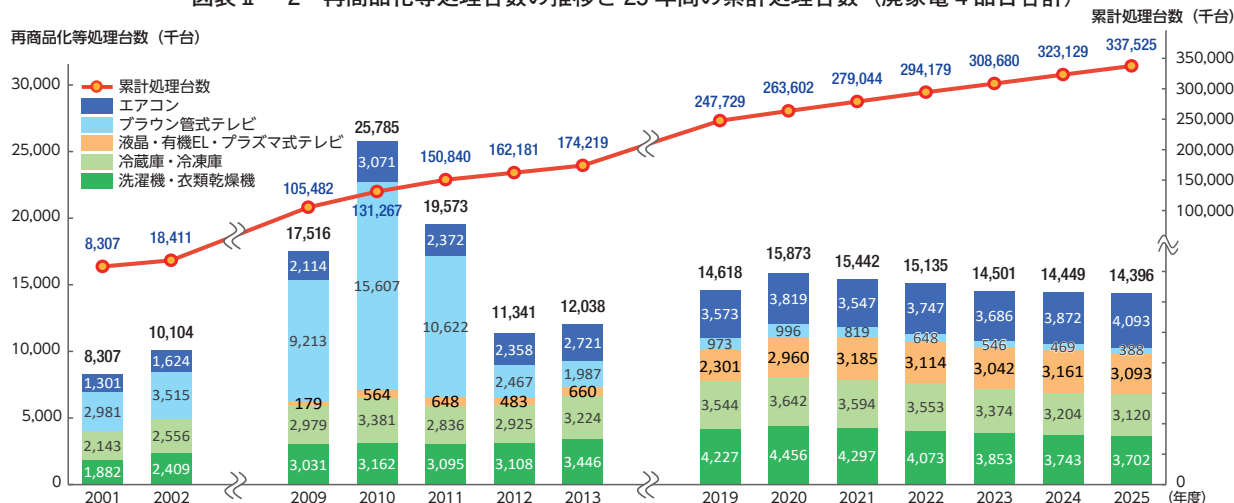


(注) 2004年度から冷蔵庫が対象機器に追加されました。
 2009年度から液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象に追加されました。
 2009年5月15日～2011年3月31日は家電エコポイント制度対象期間。
 2011年7月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・福島県は2012年4月1日に完全移行）。
 2024年度から有機EL式テレビが対象に追加されました。

1.2 廃家電4品目の再商品化等実績

2025年度の廃家電4品目の再商品化等処理台数は約1,440万台となりました。

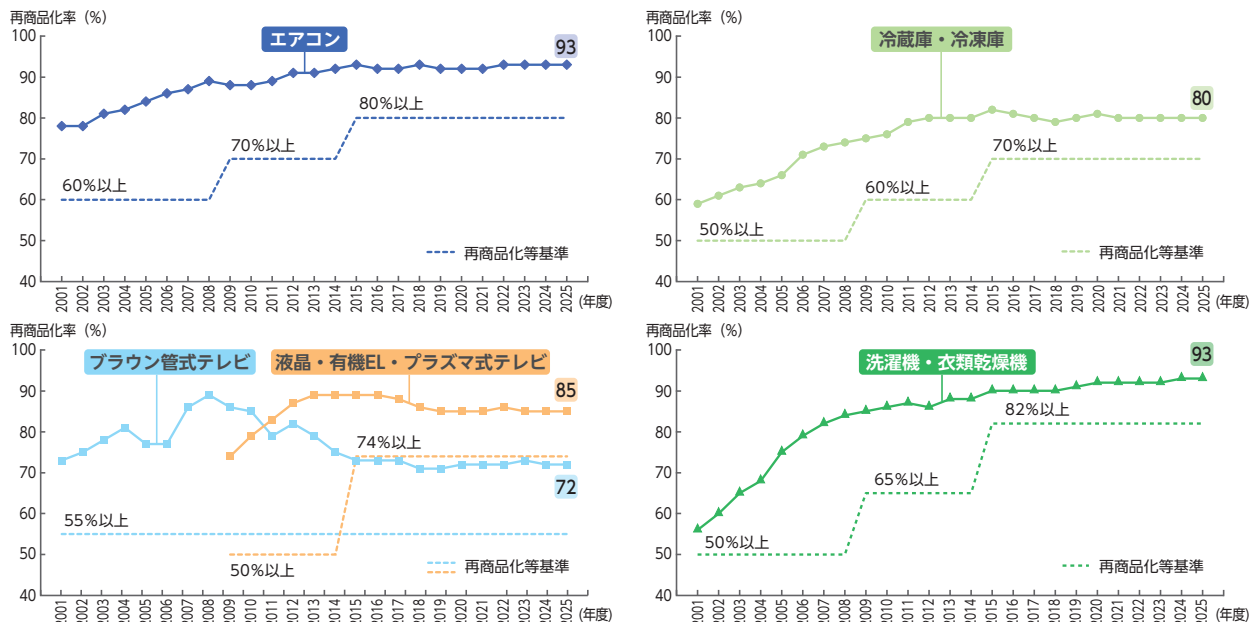
図表Ⅱ-2 再商品化等処理台数の推移と25年間の累計処理台数（廃家電4品目合計）



また 2025 年度の品目別の再商品化率は、エアコン 93%、ブラウン管式テレビ 72%、液晶・有機 EL・プラズマ式テレビ 85%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣

類乾燥機 93%となり、家電リサイクル法に定められた再商品化等の基準値を上回る実績をあげています。

図表Ⅱ－3 再商品化率の推移（品目別）



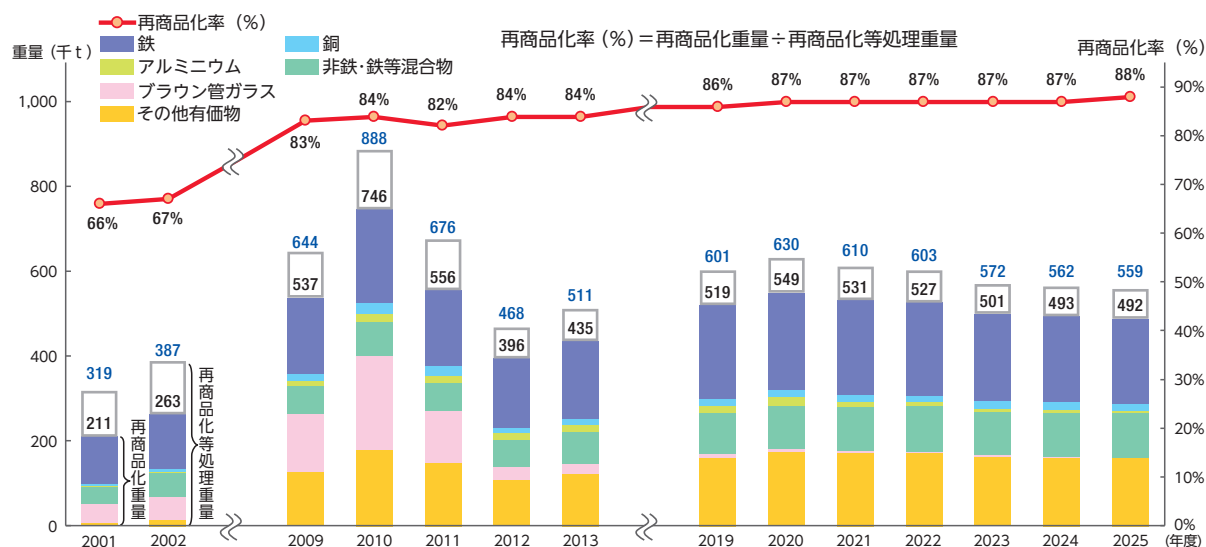
1.3 廃家電4品目の素材別再商品化実績

2025 年度の廃家電4品目の再商品化重量¹⁰は約 49.2 万tとなり、廃家電4品目の再商品化率¹¹は約 88%となりました。

廃家電4品目における品目別の素材別再商品化実績は、エアコンでは鉄、銅、アルミニウムを合計した構成比率が

全体の約 40%を占めます。またブラウン管式テレビでは、ブラウン管ガラスが全体の約 50%を占めるなど最も構成比が高く、その他の品目では鉄が構成比率の約半分を占め、全体に占める割合が高くなっています。

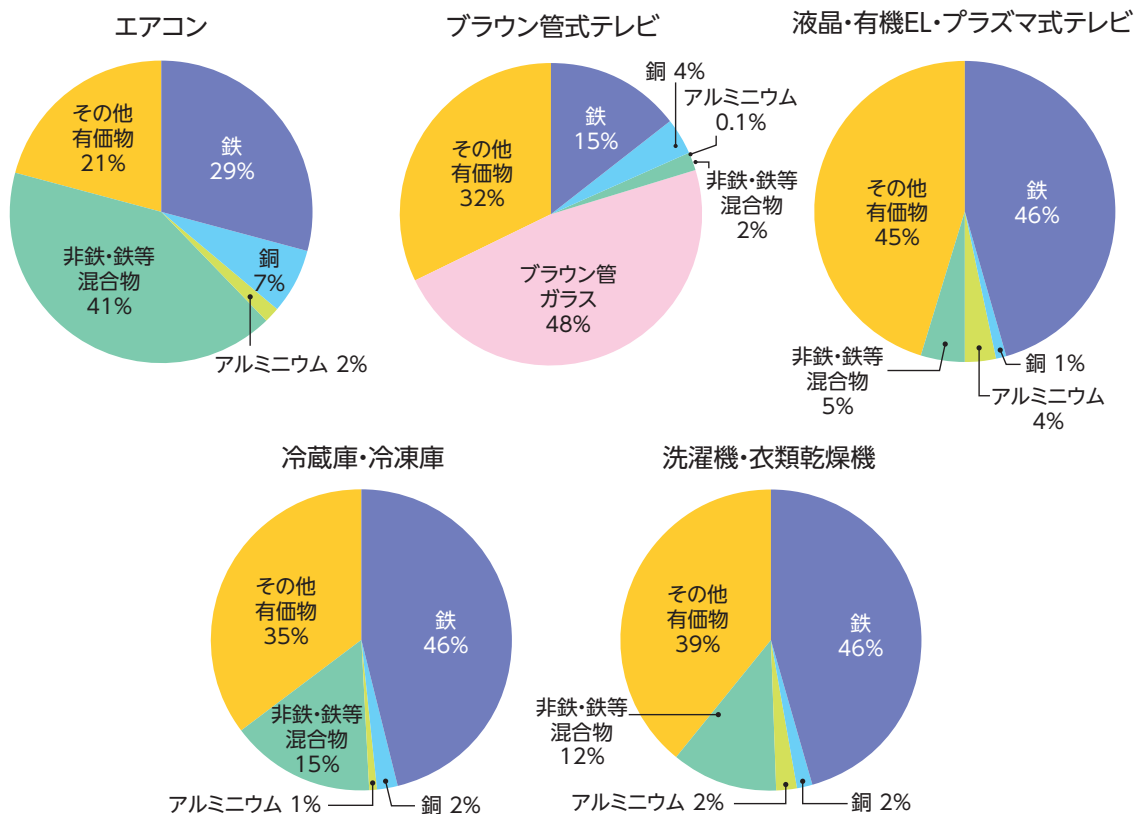
図表Ⅱ－4 再商品化等処理重量と再商品化重量、再商品化率の推移（廃家電4品目合計）



10 再商品化重量：廃家電4品目から分離された部品および材料のうち、再商品化されたものの総重量を指します。

11 再商品化率：再商品化等処理重量のうち、再商品化重量が占める割合を指します。

図表Ⅱ－５ 2025年度素材別再商品化の構成比率（品目別）¹²



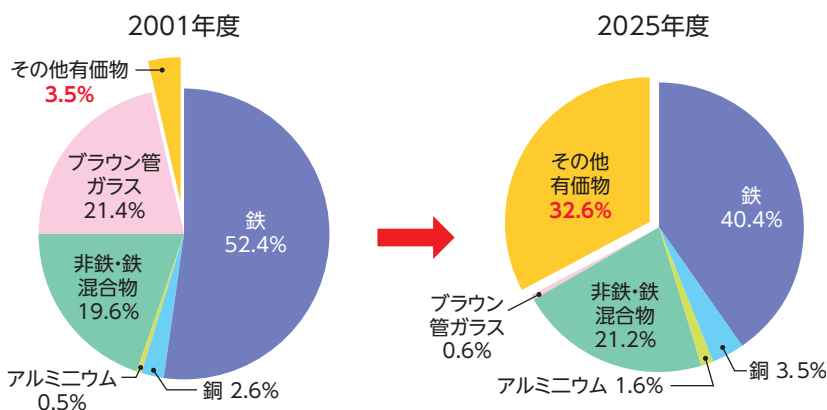
家電リサイクル法の本格施行後、目視と手解体で単一素材のものを選別回収する方法に加え、混合プラスチックから高純度・大規模に単一素材のプラスチックを選別・回収できる技術が大きく進展しています。

「その他有価物」（プラスチックを中心とする有価物）の再商品化重量の推移を見ると、2001年度当初は、7,462t

でしたが、2025年度には160,730tになりました。

また素材別の再商品化重量の構成比率に占める「その他有価物」の割合を見ると、2001年度の「その他有価物」の構成比率は3.5%でしたが、2025年度には32.6%まで伸びており、再生資源としてのプラスチックの活用が進んでいくことが分かります。

図表Ⅱ－６ 素材別再商品化重量の構成比率の変化（廃家電4品目合計）¹³



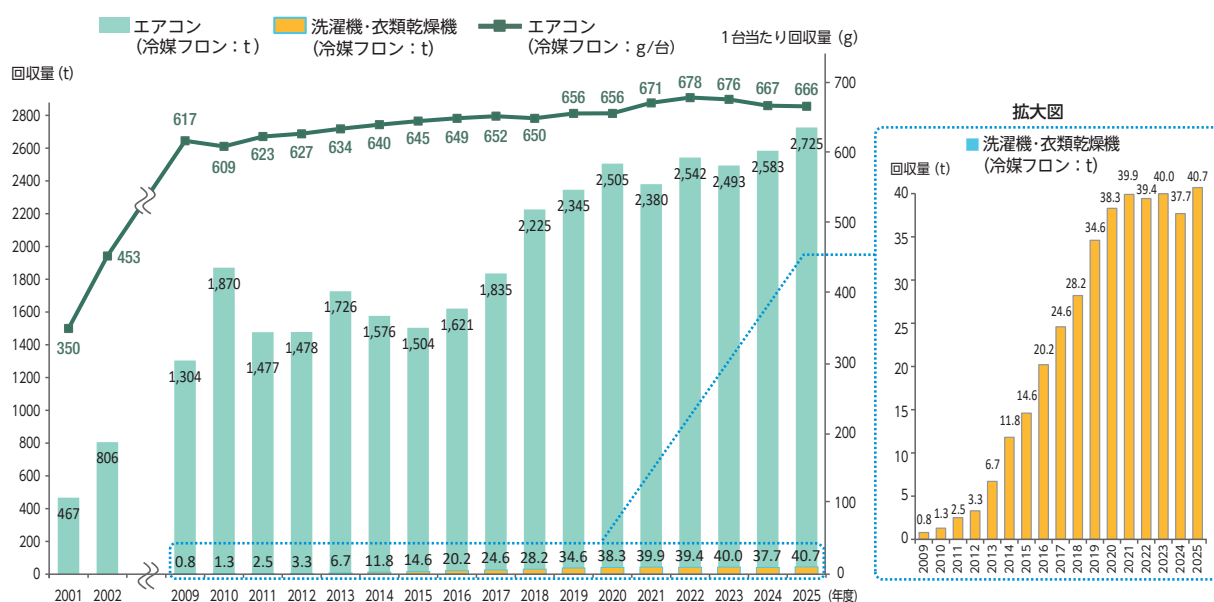
12・13 端数処理のため円グラフの合計は100%にならないことがあります。

1.4 フロンの回収実績

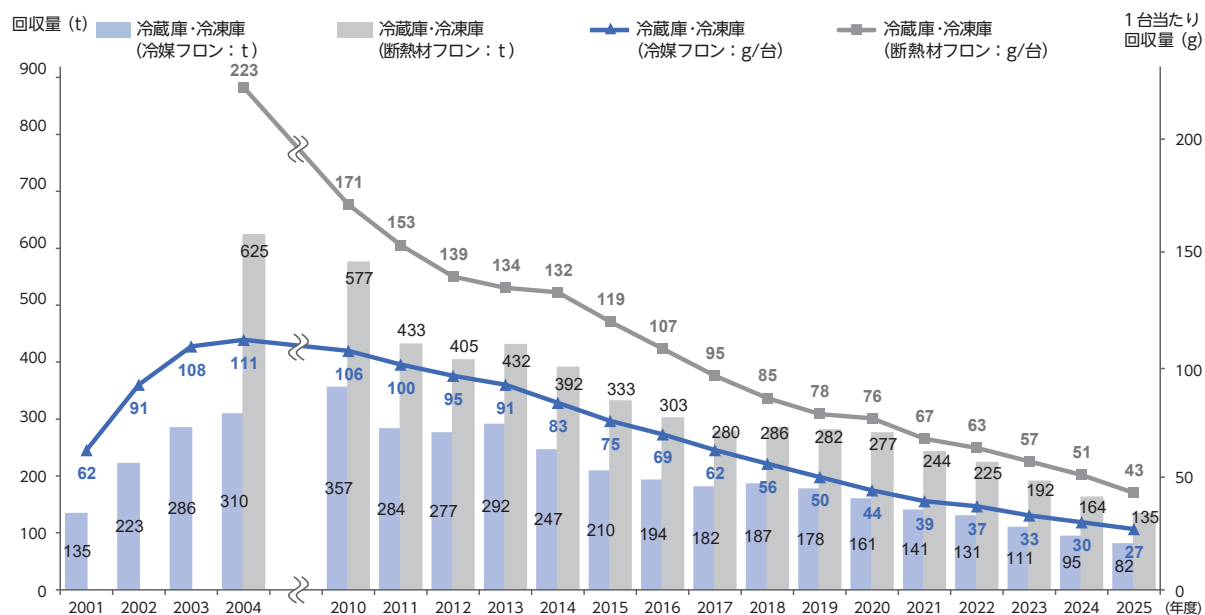
家電リサイクル法では、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫および洗濯機・衣類乾燥機に用いられる冷媒フロンと、冷蔵庫・冷凍庫に用いられる断熱材フロンの回収と処理が義務付けられています¹⁴。また冷媒フロンおよび断熱材フロンの回収重量、破壊等業者への出荷重量、破壊処理重量の3点の

帳簿記載も義務付けられています。2025年度のエアコンの冷媒フロンの回収量は2,725t（1台あたり666g）、洗濯機・衣類乾燥機は40.7t、冷蔵庫・冷凍庫は82t（1台あたり27g）でした。また断熱材フロンの回収量は135t（1台あたり43g）でした。

図表Ⅱ－7 エアコンおよび洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収量の推移



図表Ⅱ－8 冷蔵庫・冷凍庫の冷媒・断熱材フロン回収量の推移



14 2004年4月から冷凍庫が対象機器に追加されました。また断熱材フロンの回収義務も追加されました。
洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン回収義務は2009年4月に追加されました。

Ⅲ章

製造業者等の取組

1 指定引取場所での引取り

製造業者等は、家電リサイクル法で定められた「引取義務（自らが製造等した家電4品目が廃棄物となったものを指定引取場所で引き取る義務）」および「再商品化等実施

義務（引き取った廃家電4品目の再商品化等を実施する義務）」を果たすため、さまざまな取組を行っています。

本章では、製造業者等の取組を具体的に紹介します。

1.1 指定引取場所の業務フロー

指定引取場所は、廃家電4品目の引取りや保管、家電リサイクル券センター（RKC）への引取データ送信、指定引取場所から家電リサイクルプラントまで運搬する二次物

流業者への引渡しを主な業務としています。以下、指定引取場所の業務フローを紹介します。

図表Ⅲ－1 指定引取場所の業務フロー

作業フロー解説

入荷 ▶

引取り ▶

出荷 ▶

管理業務

■ 入荷

- 指定引取場所は、月曜～土曜の9:00～12:00、13:00～17:00を標準の営業日・営業時間としています。
(指定引取場所によっては営業日・営業時間が異なる場合があります。)



■ 受付

- 持ち込まれた廃家電4品目と一緒に家電リサイクル券も受け取ります。これにより、排出者からの引取りと家電リサイクルプラントへの引渡しを確実にします。
- 排出者は家電リサイクル券の「お問合せ管理票番号」から自身が排出した廃家電4品目が適正にリサイクル処理されたかどうかを知ることができます。



■ 荷降ろし

- 持ち込まれた廃家電4品目の荷降ろしは率先してお手伝いし、できるだけ持込者をお待たせしないように心掛けています。



作業フロー解説

入荷 ▶

引取り ▶

出荷 ▶

管理業務

● 検品

- 家電リサイクル券に記載の品目・メーカー名・大小区分が、現品と合っているか照合します。
郵便局券（料金郵便局振込方式）の場合、郵便局領収印・金額・振替払込受付証明書の有無も確認します。
- 取扱量の多い指定引取場所では、無線機等を使い、現場から事務所に現物の品目・メーカー名・大小区分を連絡し、事務所で家電リサイクル券に書かれた情報と合致しているか確認しています。



● 異物確認

- 持ち込まれた廃家電4品目にゴミ等の異物が混入していないか確認します。異物はリサイクルの対象外ですので、見つかった場合は持込者に引き取っていただきます。

主な異物の例 ・ 冷蔵庫の中の食品類・洗濯機の中の衣類
・ 生活ごみや小物家電等 ・ その他、現金、注射器、服用薬等

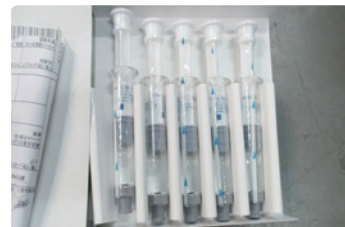
異物の例



食品



包丁



注射器

● 受領

- 検品（家電リサイクル券と現物の照合）に問題が無ければ家電リサイクル券の「小売業者回付片」、「指定引取場所控片」に受領印を押印し、「小売業者回付片」を持込者へお渡しします。
- 「指定引取場所控片」は施錠できる場所に3年間保存する必要があります。



● 是正処理

- 検品で家電リサイクル券に記載の情報と現物が異なっていた場合は、是正処理を行います（是正処理とは家電リサイクル券に記載の情報を正しい情報に修正すること）。是正内容は持込者と一緒に確認し、確認欄に署名をお願いします。



作業フロー解説

入荷 ▶

引取り ▶

出荷 ▶

管理業務

■ 電源コード・洗濯機ホース切断

- 積込作業や荷降ろし作業時に、コード類の引掛りによるトラブルを防ぐため、電源コードや洗濯機のホースを切断しています。切断した電源コードや洗濯機のホースは A/B グループ別に仕分けしてそれぞれの家電リサイクルプラントへ出荷しています。



■ コンテナ積み込み

- A/B グループ別および品目別にコンテナに積み込みを行っています。物流効率を上げるため、より多くの廃家電 4 品目をコンテナに積み込めるよう手作業にて行っています。



■ 引取登録

- ① 引き取った廃家電 4 品目の家電リサイクル券情報（メーカー、品目、大小区分）を家電リサイクル券システムに入力します。
- ② 引き取った廃家電 4 品目の家電リサイクル券を、積載したコンテナごとにまとめます。
- ③ ①の家電リサイクル券情報を基に、コンテナごとの送り状データを作成します。
- ④ 送り状とコンテナの準備ができたら二次物流の配車を手配します。



■ 車両への積み込み

- 仕向け地別に手配された車両に、フォークリフトでコンテナを積み込みます。積み込みに際しては、周囲の安全確認に配慮しながら慎重に行っています。



■ 出荷

- A グループの廃家電 4 品目は A グループの、B グループの廃家電 4 品目は B グループの家電リサイクルプラントへ出荷されます。家電リサイクルプラントでコンテナを降ろした後、空のコンテナを指定引取場所に持ち帰ります。



作業フロー解説

入荷 ▶

引取り ▶

出荷 ▶

管理業務

● 在庫確認

- 引取当日に家電リサイクルプラントに出荷できなかった廃家電4品目は在庫となりますが、作業終了後に在庫数量とリサイクル券を照合し、引取りと出荷に間違いが無かったか確認しています。



● 保存

- 家電リサイクル券は、3年間保存することが法律で定められています。指定引取場所では施錠できる場所に3年以上保存しています。3年以上経過したものは、段ボール箱ごと溶解処理を行い、個人情報の流出などが無いよう管理しています。



● 場内警備

- 引き取った廃家電4品目は盗難に遭わないよう施錠できる倉庫内に保存したり、場内入口に監視装置（カメラ・センサー等）を設置するなど複数の対策を講じています。



1.2 指定引取場所の紹介

株式会社斉藤商店



- 所在地：北海道北見市豊地 12 番地 9
- 指定引取場所業務開始時期：2001 年 4 月
- 指定引取場所業務従事者数：現場 2 名、事務 1 名
- 2025 年度引取台数：約 3 万台
- 主な引取対象エリア：オホーツク管内

北海道、オホーツクの大地で大正 7 年（1918 年）創業、今年で 108 年目を迎えます。創業当時は鉄くず、古紙、空瓶などを扱う雑品屋からスタートし、ビール瓶や一升瓶などのリターナブル瓶の回収・販売をメインに行ってい

ました。今では一部の産業廃棄物処理を行うとともに、鉄スクラップ業がメインとなっています。指定引取場所(以下 SY という)としては、家電リサイクル法が施行された 2001 年当初から携わっています。

顧客満足度向上への取組

安全最優先でお客様に気持ちよく持込みしていただけるように、笑顔が絶えない SY 運営を心掛けています。極力お客様の待ち時間を少なくするため、お客様の誘導/導線の確保、荷降ろしのお手伝いなどをさせていただいております。自然災害やイレギュラーな事案があった際は、地域

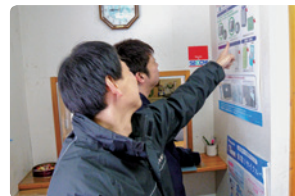
管理会社と連携を密に取ることで迅速な対応を心掛けています。また、家電リサイクル制度の理解を深めていただくため、個人のお客様がご不明に思われていることを丁寧に説明するよう心掛けるとともに、小売店様/一次物流業者様へは制度に関する情報提供(価格改定など)を行っています。



受入れを行う従業員



車両にコンテナを積み込む従業員



お客様に制度の説明をする責任者

トピックス

北海道のオホーツク管内に位置する北見市は一次産業が盛んで、全国生産量一位を誇る玉ねぎや、肉厚なホタテなどが特産物として挙げられます。また、農家さんや漁師さんが多く、あまり見られないメーカーの超大型ストッカーや、長年保管されていたブラウン管テレビが、ま

とめて持ち込まれることもしばしばあります。昨夏は観測史上最高の 40℃ 超を記録し、冬には最低気温が氷点下 20℃ 以下と寒暖差が激しく、真冬日の早朝はフォークリフトが動きにくくなることもあります。



北見の風景（キタキツネ：北見市提供）

(SY 責任者からのメッセージ)

事業開始当時は、在庫の管理といった当社には似つかわしくないシステムの導入に両親が悪戦苦闘をしていたことを覚えています。それから 25 年、変わらずこの地で家電リサイクル品を受入れられ続けているのは、地元のお客様や関係者の支えと、北見市ならびに近隣自治体の理解があったからだと思います。限りある資源を着実に循環していくために、そして地域のインフラを支えるためにも引き続き至誠をもって従事していきたいです。

有限会社西富運送



- 所在地：和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1381
- 指定引取場所業務開始時期：2025 年 4 月
- 指定引取場所業務従事者数：4 名
- 2025 年度引取台数：約 5 万 8 千台
- 主な引取対象エリア：和歌山県北部

弊社は 1982 年に創業し、40 年以上にわたり一般貨物自動車運送業を営んでおります。ご縁をいただき 2025 年 4 月に家電リサイクルの指定引取場所として携わらせていただいております。主に和歌山市、紀の川市、

岩出市を対象エリアとして地域の皆様に貢献すべく日々、引取業務、二次物流業務にいそしんでおります。指定引取場所としては一年生ですが地域の皆様に愛されるよう頑張っております。

顧客満足度向上への取組

排出者様に対しましては接遇態度など丁寧な対応を心掛け、荷降ろしなども積極的にお手伝いし排出者様の負担軽減に努めております。また個人様、業者様に関わらず、荷降ろしの際に車両に傷などがつかないように、緩衝材などを用いてトラブルの未然防止に努めております。

排出者様が来られた際にはスピーディーにお迎えし必ず誘導員を付け接触事故などの防止を心掛けております。また製造業者等名や大小区分の是正などが生じた場合でも待ち時間が極力発生しないよう努めております。本業である運送業とは異なり、家電リサイクルは実に幅広いお客様、また一度限りのお客様も来られます。

従業員も足を運んでくださるお客様への感謝の気持ちが一層強くなってきたと感じます。



入力ミス削減と安全への取組

【入力ミス削減】

- ・ 現物確認の際には 2 名以上でメーカー・品目・大小区分の確認を行っております。
- ・ 引取データ入力確認は午前中と締め作業前に必ず実施しております。



- ・ 締め作業は、入力ミスが発生しないよう、引取り業務手順を遵守し品ごとの個別チェックを実施しております。

【安全への取組】

- ・ フォークリフトの操作、二次物流業務においても「安全第一」を常に心掛けております。

(SY 責任者からのメッセージ)

お持ち込まれるお客様方に、弊社へ持っていきばきちんと対応してもらえと思っていただけるような、地域の皆様に愛される指定引取場所としてこれからも努力を重ねていきたいと考えています。

センコー株式会社 岡山主管支店 岡山営業所



- 所在地：岡山県岡山市東区上道北方 121
- 指定引取場所業務開始時期：2001 年 4 月
- 指定引取場所業務従事者数：9 名
- 2025 年度引取台数：約 2 万 6 千台
- 主な引取対象エリア：岡山県南東部エリア

顧客満足度向上への取組

当該引取場所では、通常期において一日あたり約 100 台の引取りがあります。対応は、事務担当者 1 名と荷捌場所の専属担当者 1 名を中心に行っています。

① お客様へのきめ細やかな対応

- ・ 持込みで来場されたお客様には、事務担当者がリサイクル券とリサイクル家電の内容が一致しているか事前に丁寧にヒアリングし、その情報を荷捌担当者と共有しております。
- ・ 荷降ろし場所へのご案内に際しては、不安や手間を感じさせないよう、迅速かつ丁寧な誘導を徹底しております。また、荷降ろし作業についても積極的にお手伝いし、お客様の安全確保とスムーズな作業進行の両立に努めております。
- ・ 繁忙期には荷捌担当者を増員し、特に夏季繁忙期にはお客様を長時間お待たせすることがないように、体制を強化しております。
- ・ 当指定引取場所では、一年を通して状況に応じたきめ細やかな対応を行うことをモットーとしております。

② 持込前の事前連絡対応

- ・ 当指定引取場所では、自治体と連携し、お客様には持込前の事前連絡をお願いしております。事前にご連絡いただくことで、スムーズにお手続きいただけるよう準備を整えることが可能です。
- ・ ご連絡をいただいた際には、リサイクル料金のご案内やリサイクル券の記載方法について丁寧に説明し、料金の過不足が発生しないよう事前に確認しております。
- ・ 一人でお持込みされるお客様の中には、荷降ろしができるか不安に感じている方もいらっしゃいます。そのため、事前にご連絡をいただいた際には、担当者がお手伝いできる旨をお伝えしております。



ミスゼロへの取組

管理会社からのインフォメーションの担当者周知については、特に注意を払って運用しております。インフォメーションには期間限定の対応など、注意深く読み込まなければ処理を誤り、ミスにつながる事項が多く含まれています。そのため、内容の重要度に関わらず、全てのインフォメーションにおいて担当者間で読合せを実施しています。特に発生頻度が高い事項や重要と判断した内容については、担当者全員で注意喚起を行い、ミス防止に努めています。

定期的に発行される確認ドリルも積極的に活用しております。確認ドリルは難易度が高く、満点を取ることは容

易ではありませんが、間違えた設問については必ず認識の誤りを確認し、実務に活かせるよう取り組んでいます。

昨年度は「20 年連続ミスゼロ」を達成し、その表彰としてクリスタルの盾をいただきました。ここまで続けてこられたのも、周りの皆さまの支えがあってこそだと感じています。これからも 25 年、30 年と記録を伸ばしていけるよう、基本を大切にしながら、次の担当者の育成にも丁寧に取り組んでいきたいと思っています。



中国名鉄運輸株式会社 萩営業所



- 所在地：山口県萩市椿東 2918-3
- 指定引取場所業務開始時期：2015 年 9 月
- 指定引取場所業務従事者数：6 名
- 2025 年度引取台数：約 1 万台
- 主な引取対象エリア：山口県山陰エリア

顧客満足度向上への取組

弊社行動スローガン「礼儀正しく、明るく 元気よく」をモットーに、お越しいただいた業者様・個人様に選んでいただける SY を目指して日々邁進しております。

業者様持込時に、個人様の持込みがあった際は、量の多い業者様に了解を取り、個人様の荷降ろしを優先しております。

また、エアコン室外機の持込時に、置台がそのままでは持ち込まれた際は、置台は引取りの出来ないことを持込者様に丁寧に説明し、工具の貸与、または取外しを行いお返ししております。



入力ミスゼロへの取組

冷蔵庫の異物混入には特に注視し、持込時の検品とコンテナ積載時の最低 2 回、チェックを実施します。見落としやすい透明なプラスチック製のスプーンや野菜室・冷凍庫等の引出しの下を色々な角度から確認し、チェック後もまだ残っているという目で隅から隅まで目視して異物混入を起こさない対策をしております。

登録チェックリスト印刷後は、①入力者②責任者③入力者の順番に管理 No.・品目・メーカーにチェックを入れ、郵便局券 (00 番券) の場合は、料金を照らし合わせ異常がないかのトリプルチェックを実施します。その際は、異

物混入と同様に間違っている箇所があるかもしれないという目で一字一句の確認を行い、入力ミスゼロに取り組んでいます。

【独自の工夫】

薄型テレビをコンテナに積載する際は、スタンド (足) がコンテナから出ないようにするため、両サイド (4 箇所) に置くテレビスタンドを外すことにより、どんな状況でもはみ出さない状態にし、安全に積載するよう工夫しています。



山口県萩市に営業所を構えて早 11 年、その日から廃家電 SY・2L 業務に携わらせていただいております。毎日慌ただしいですが、来店されるお客様との会話に癒されながら業務をこなしております。

これからも優良 SY 継続を目指し取り組んでいきます。



2 家電リサイクルプラントでのリサイクル処理

2.1 家電リサイクルプラントでの品目別処理フロー

家電リサイクルプラントでは、廃家電4品目の多様な機種を効率良く処理するため、最初に「手作業による解体・

分別」で主要な部品を回収した後、「機械による破碎・選別」を行い、金属等を材料別に回収しています。

(1) エアコンの代表的な処理フロー

室内機



①

外装を取り外した後、熱交換器を取り外します。



②

基板等を取り外します。



③

モーター・ファン等を取り外します。



室外機



①

フロンを回収します。



②

外装を取り外した後、基板等を取り外します。



③

熱交換器・コンプレッサー等を取り外します。



破碎（破碎機）・選別（磁力・渦電流・比重選別機）

機械で破碎・選別を行い、金属やプラスチックを回収します。

回収物

真ちゅう



モーター



基板類



銅パイプ



鉄、銅、アルミニウム、ミックスメタル、真ちゅう、モーター、基板、プラスチック類、冷媒フロン等を回収します。

(2) テレビの代表的な処理フロー

ブラウン管式テレビ



①

バックカバーを取り外した後、ブラウン管や基板等の電気部品を取り外します。



②

ブラウン管のバンドを切断し、取り外します。



③

ブラウン管は分割機でパネルガラスとファンネルガラスに分割します。

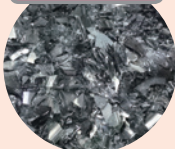


破碎（破碎機）

機械で破碎し、ガラスを回収します。

回収物

パネルガラス



ファンネルガラス



基板類



プラスチック



パネルガラス、ファンネルガラス、鉄、銅、アルミニウム、ミックスメタル、基板等を回収します。

液晶・有機EL・プラズマ式テレビ



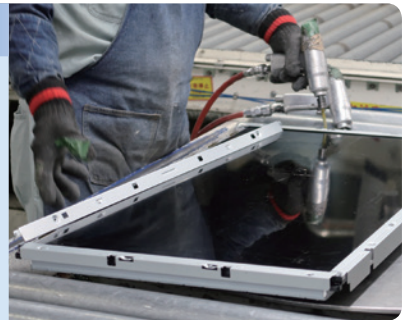
①

バックカバーを取り外した後、基板等の電気部品を取り外します。



②

液晶パネルを取り外し、分解します。



③

バックカバーなどのプラスチック部品は破碎機に投入します。



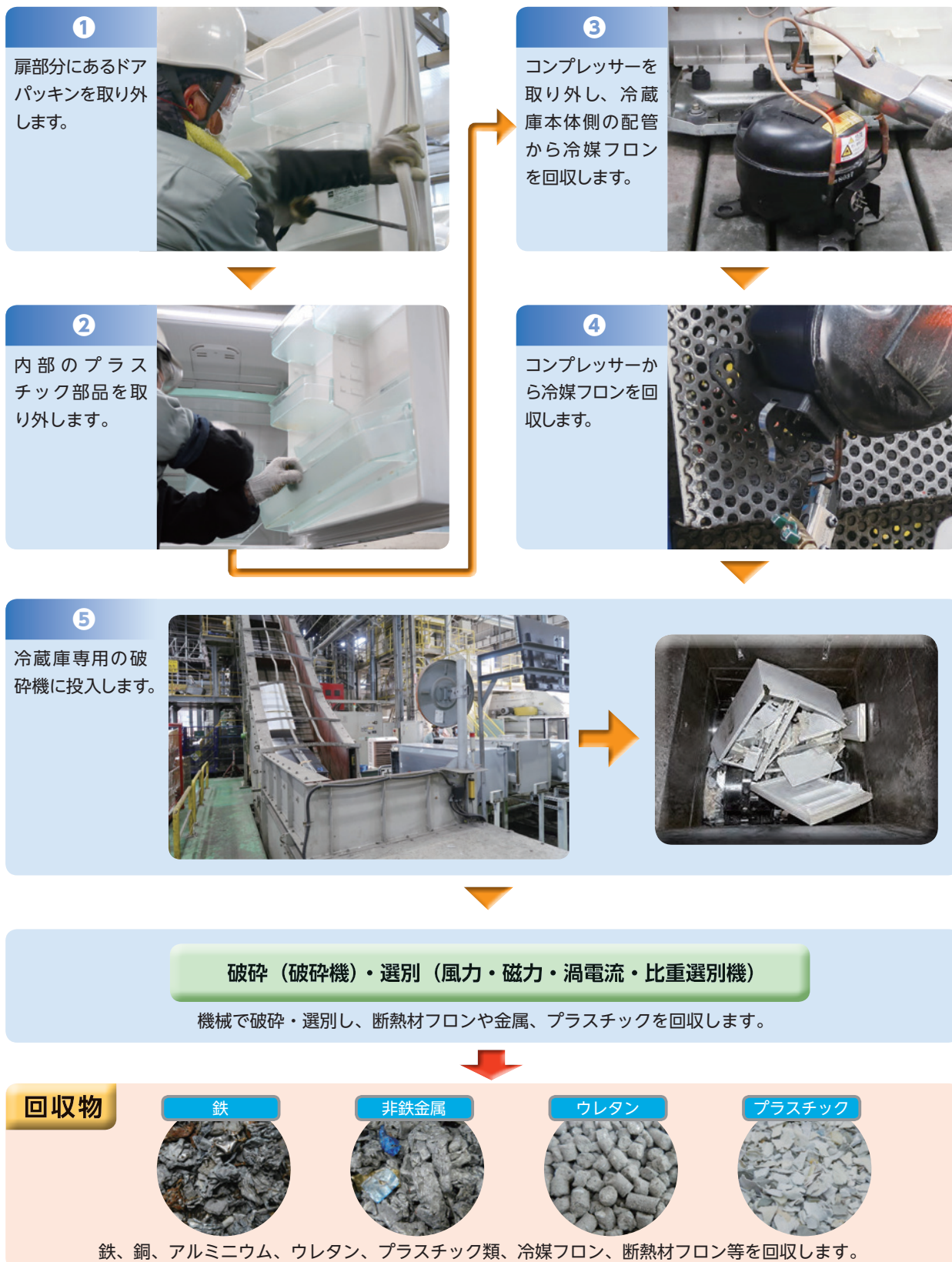
破碎（破碎機）・

選別（磁力・渦電流・比重選別機）

機械で破碎・選別し、金属やプラスチックを回収します。

(3) 冷蔵庫・冷凍庫の代表的な処理フロー

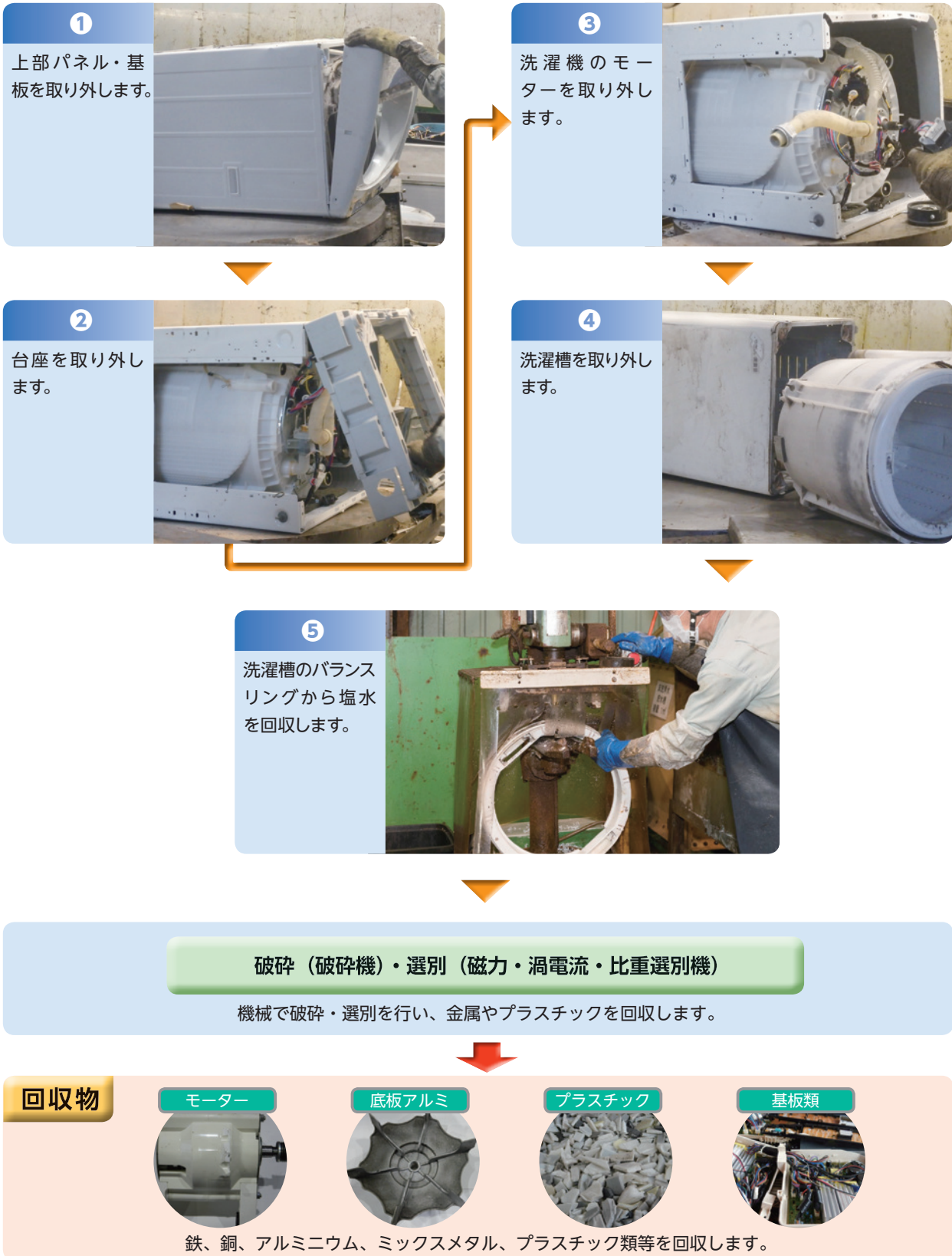
冷蔵庫・冷凍庫



(4) 洗濯機・衣類乾燥機の代表的な処理フロー



洗濯機・衣類乾燥機



2.2 フロンの回収・管理フロー

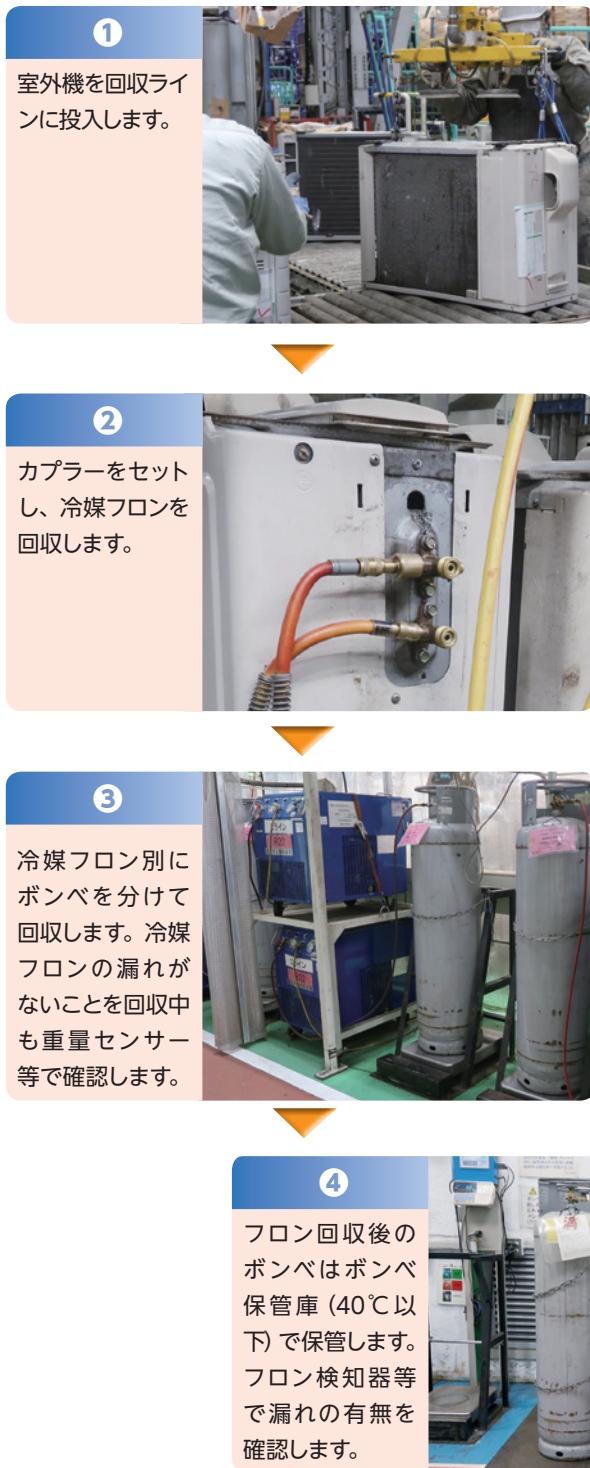
家電リサイクルプラントでは、エアコン、洗濯機（ヒートポンプ除湿乾燥機能付き）、冷蔵庫・冷凍庫が廃棄物となった場合、それらから回収した冷媒フロンの回収・断熱材フロンの回収・断熱材フロンの回収が漏れいしないように細心の注意を払って管理しています

す。ポンベは 24 時間重量変化がないことをチェックし、赤外線方式のフロン検知器等により、漏れのないように管理しています（フロン関連業務は、教育を受けた特定の作業者が担当）。

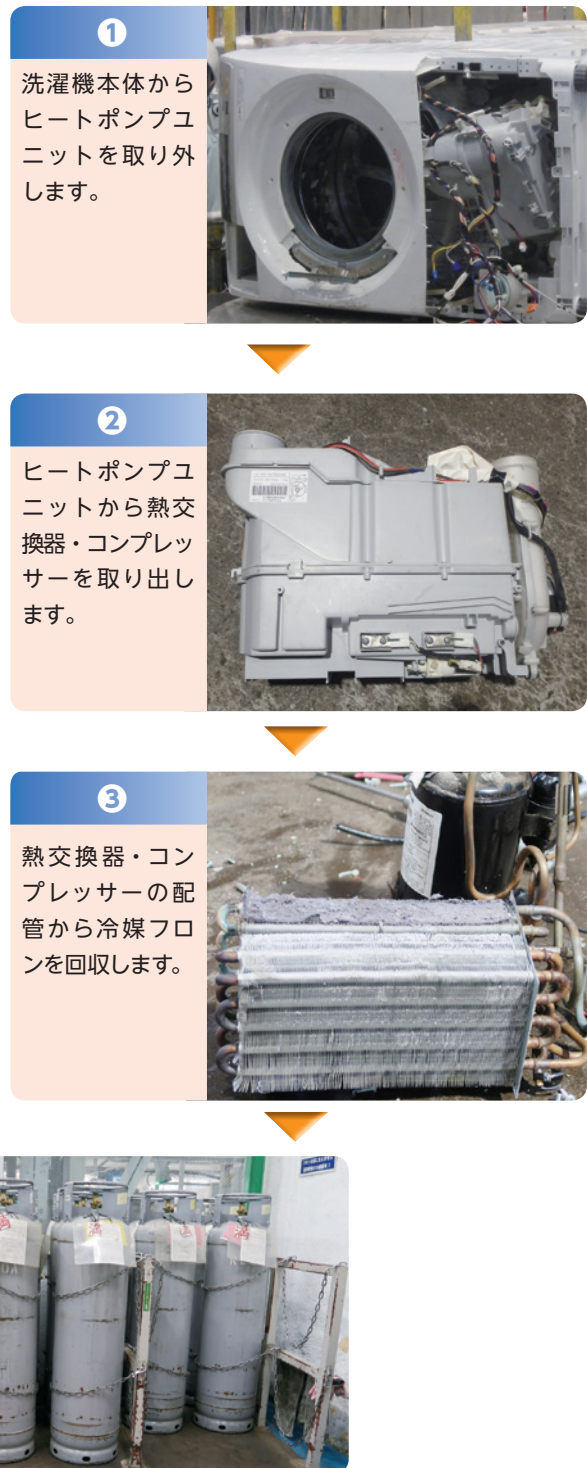
(1) 冷蔵庫・冷凍庫の冷媒・断熱材フロンの代表的な回収・管理フロー



(2) エアコンの冷媒フロンの代表的な回収・管理フロー



(3) 洗濯機（ヒートポンプ除湿乾燥機能付き）の冷媒フロンの代表的な回収・管理フロー



ポンペ出荷
回収完了・出荷・処理時で重量に差異がないことを確認します。

なお万が一、異常が発生した時に備えて24時間の管理体制を取っています。

2.3 家電リサイクルプラントの紹介

トーエイ株式会社



トーエイ株式会社は、「地球に正しい環境づくり」を環境理念に掲げ、循環型社会の実現に向けた環境リサイクル事業を中心に、多角的な取組を進めています。

資源の収集・運搬から再資源化までを一貫して担い、特に家電・ガラス・プラスチック・小型家電分野においては高い専門性を有しております。私たちは「暮らしと環境をよくするため、心のこもった技術とサービスでお客様に役立つ企業となる」という経営理念のもと、技術の進化だけでなく、人の力を大切にしています。



硬質プラスチック専用再原料化工場

- 所在地
本社：愛知県知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ 28 番地の 1
- 再商品化施設操業開始時期：2001 年 4 月
- 取扱品目：テレビ専用処理工場（常滑市）
- 2025 年度処理台数：約 15 万 1 千台
- 対象地域：愛知県常滑市、岡崎市
- ホームページ URL：<https://www.toei-eco.co.jp>



主な取組

◆ 薄型テレビ解体ライン更新（2023 年 12 月）

ブラウン管テレビおよび薄型テレビの再資源化に特化したリサイクル工場を運営しています。家電に含まれる金属やプラスチック、ガラスなどを専用工程で丁寧に解体分別し、資源として再び社会へ循環させています。

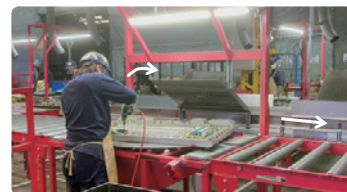
薄型テレビ解体ラインを、画面サイズ（大・小）の 2 系統に分岐して処理するラインへ更新。さらに、作業者の負荷を軽減する投入装置や、移動式工具ホルダーを備えた専用セル解体作業台などの作業支援装置を導入したことで、月間処理台数は従来の 8,800 台から最大 12,500 台へと大幅な効率化を実現しました。今後もさらなる作業効率の改善を進め、家電リサイクルに貢献してまいります。



薄型テレビ解体ライン



専用セル解体作業台 投入装置（傾転）



解体物を高低差で滑らせコンベア搬送

その他の取組

常滑工場で解体されたプリント基板やプラスチックは、半田港工場の破碎・選別設備を活用し有価性の向上を図っています。プラスチックは破碎、比重選別、光学選別の工程を経てペレット化され、新たなプラスチック製品の原料として再利用されています。プリント基板については、破碎・選別工程により鉄、アルミ、レアメタルを回収し、リサイクルを実施しています。

また、小型家電分野におけるリチウムイオン電池（LIB）由来の火災を未然に防止するため、X 線画像認識を用いた LIB 検知装置「リチウムバスター Pro」の運用を開始し、ワイヤレスイヤホン、電子タバコ、デジタルカメラなど、特に小型で選別工程において見落とされやすい製品を対象に導入し、検知精度の向上を図っています。



LIB 検出装置「リチウムバスター Pro」



プリント基板破碎設備



樹脂選別設備

琉球セメント株式会社



当社は1959年に創業し、「郷土の資源で郷土をつくる」を経営理念に掲げ、セメントメーカーとして操業を開始し、沖縄の社会基盤づくりに貢献し続けています。また、資源リサイクルの観点から、県内廃棄物のセメント原料化にも大きく寄与しています。2025年からは家電リサイクル事業に参入し、エアコンおよび洗濯機・衣類乾燥機の処理を開始しています。

- 所在地：沖縄県名護市字安和 1863 番地 1
- 再商品化施設操業開始時期：2025 年 4 月
- 取扱品目：家電 2 品目（エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）
- 2025 年度処理台数：約 4 万台
- 対象地域：沖縄県（離島含む）
- ホームページ URL：<https://ryukyucement.co.jp/>



主な取組

① 家電リサイクル工場の操業開始（2025 年 4 月）

2025 年 3 月の試運転開始と同時に請負作業が始まり、20 名の作業者が従事しています。全員が家電リサイクル未経験であったため、工具の使用方法や手解体の基本教育からスタートしました。4 月からは本格稼働が始まり、6 カ月間は搬入量を調整しつつ段階的に処理能力を向上しています。10 月以降は沖縄県内 B グループのエアコン・洗濯機（衣類乾燥機含む）の全量搬入が始まり、現在まで安定した処理を継続しています。

② プラスチック単一化の取り組み

当社工場では「可能な限り単一化を図る」ことをコンセプトに、沖縄県内の売却先の状況を踏まえ、PP 白、PP 雑色、PS 白、PS 雑色の 4 種類へ分類しています。解体工程で品目ごとに分別したプラスチックは、一軸粉碎機と乾式洗浄機で処理し、製品化しています。この取組により、MIX プラの発生割合はエアコンで 26.1%、洗濯機で 10.8%と低い数値を維持しています。



エアコン解体ライン



プラ粉碎ライン



製品（PP 白）

その他の取組

③ 家電リサイクル工場が発生するダストのセメント熟エネルギー原料化

家電リサイクル工程では手解体ライン・粉碎機ラインから多様なダストが発生します。その中には沖縄県内では売却が難しいものや、売却そのものが不可能なものも含まれます。これらについて当社のセメント工場では

熱エネルギー原料として再資源化することが可能であり、これはセメント会社が家電リサイクル事業を行う最大の特徴的な付加価値となっています。この取組により、当社家電リサイクル工場の再資源化率はエアコンで 99.0%、洗濯機で 97.3%と操業 1 年目としては非常に高い水準を達成しています。



粉碎機ダスト



エアコン吸音材



エアコンフィルター

3 環境配慮設計（DfE）の取組

3.1 環境配慮設計の高度化に向けて

製造業者等は、製品の設計・製造段階における資源有効利用の推進等、「環境配慮設計（DfE：Design for Environment）」（製品の全ライフサイクルを考慮し、環境負荷低減を目的とした設計や製造を行うこと）に取り組んでいます。

（1）製品アセスメントマニュアルの作成

家電製品協会は、新製品の環境配慮設計への改善度を評価し、環境負荷をより低減したもののづくりを行う具体的な

設計指針として「家電製品 製品アセスメントマニュアル」を作成しており、製造業者等は同マニュアルを各社で活用しています。2013年度には第5版を発行しました。

2014年度には記載内容を要約したウェブ版を家電製品協会ホームページに公開しました。



図表Ⅲ－2 環境に配慮した製品設計の主なポイント（家電リサイクル関連）

項目	具体的な取組内容
減量化・減容化	・製品・部品の減量化・減容化 ・希少原材料の減量化
再生資源の使用	・再生資源の使用 ・再生資源使用の表示
長期使用の促進	・製品・部品・材料の耐久性向上 ・消耗品の交換性向上 ・手入れの容易性向上 ・保守点検・修理の可能性・容易性向上 ・長期使用のための情報提供
手解体・分別処理の容易化	・手分解・分別対象物の処理・解体の容易化 ・リサイクルに配慮した使用材料の工夫
再資源化等の可能性の向上	・リサイクルに配慮した使用材料の工夫

（2）製品アセスメントマニュアルの活用

家電製品協会は、「家電製品 製品アセスメントマニュアル」の内容や、実際に製品設計に取り入れられた改善事例

等をまとめ、ホームページ上で公開しています。

図表Ⅲ－3 製品アセスメント事例集ホームページイメージ



家電製品協会ホームページの製品アセスメント事例集ページ（下に掲載のURL 参照）から、製品の種類やメーカー名を選択すると、製品ごとの取組内容や評価項目を確認することができます。

● 家電製品協会のホームページで環境配慮設計の内容や改善事例を確認できます。

環境配慮設計
<https://www.aeha.or.jp/environment/>



製品アセスメント事例集
<https://www.aeha.or.jp/pa-ae/assessment/index25.php>



家電リサイクルの処理について
<http://www.aeha-kadenrecycle.com/introduction/>



(3) ガイドライン・報告書の作成

家電製品協会の製品アセスメント委員会は、家電リサイクルプラントと意見交換を行い、改善要望を確認すると

もに、処理方法に関するアンケート調査を実施することにより、製造業者等が環境配慮設計に取り組む際のガイドラインや報告書を作成しています。

図表Ⅲ－４ 家電製品協会の委員会活動による取組



改善事例

リサイクルマーク		具体的な取組内容	表示場所
	←	ねじ位置	ねじの近傍に表示
		穴開け位置	穴開け推奨位置に表示
		コンプレッサーの冷媒封入パイプの向き	冷蔵庫背面の機械室カバーまたは冷蔵庫背面に表示
手解体・分別容易化のための取組	設計改善事例（冷蔵庫）		
	(改善前) 家電リサイクルプラントから、冷蔵庫のプラスチック製の透明棚に装着されている金属部品の取外しが困難なため、金属部品を使用しない方向で統一してほしいとの設計要望が寄せられました。 (改善後) 冷蔵庫内の透明棚の金属材料を取り外しやすくした例（写真上および右） 同一部品に異種素材を極力使用しない方向で設計改善しました。また同一部品に異種素材を使用する場合には、取り外しやすい構造に改善しました。		

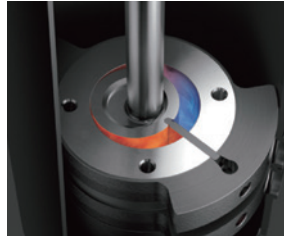
手解体・分別容易化のための取組

設計改善事例（冷蔵庫）

(4) 環境配慮設計の具体例

【エアコン】

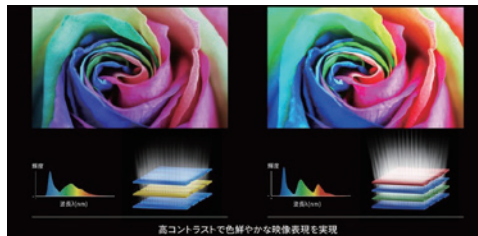
エアコンの運転で長時間を占める室温安定時の最小運転出力を低減することで、冷房時の省エネを実現。



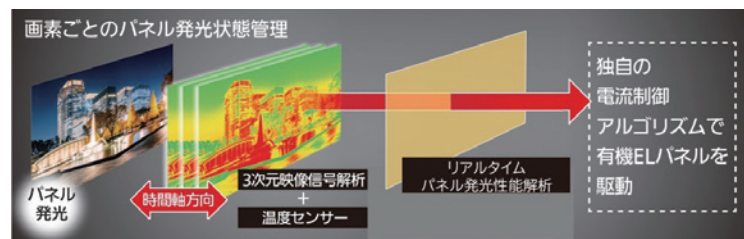
冷房運転時の最小出力を低減したコンプレッサーの一例（イメージ図）

【薄型テレビ】

有機 EL パネルを4層構造にすることで発光性能を改善。さらに、パネルの発光状態を画素毎に管理することで、発光効率を最大限に引き出し、消費電力を削減。



有機 EL パネルの4層構造の一例（イメージ図）



有機 EL パネルの高効率化の一例（イメージ図）

【冷蔵庫】

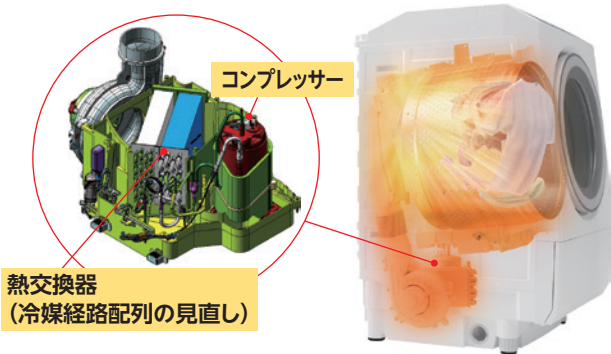
クラウド上のAIが生活パターンを学習することで消費電力を抑制。さらに、ドアが自動で閉まる角度を拡大することで、閉め忘れによる冷気漏れを防ぎ、消費電力を削減。



ドアが自動で閉まる仕組みの一例（イメージ図）

【洗濯機】

熱交換動作を最適化したヒートポンプユニットにより、洗濯～乾燥の運転時間を短縮。さらに、乾燥時の運転状況をセンサーで制御することで、消費電力を削減。



ヒートポンプユニットの一例（イメージ図）

【冷蔵庫】

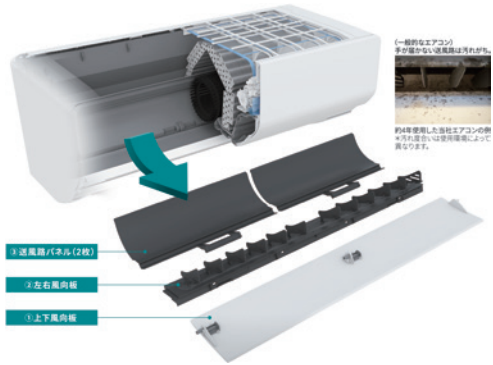
冬場や旅行時など氷を使わない時期には、製氷室の運転を抑えることで、消費電力を削減。



製氷室の一例（イメージ図）

【エアコン】

ホコリや汚れが溜まりやすい吹き出し口の上下風向板・左右風向板に加え、送風路パネルまで取り外して水洗いできるため、清潔な状態を長期間維持可能。



送風路清掃機能の一例（イメージ図）

環境配慮設計について学んでいただくためのメールマガジン「サステナ通信」の発行

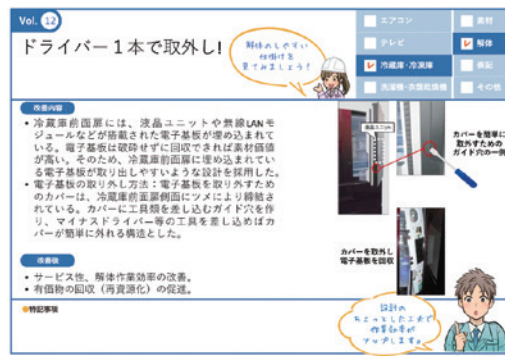
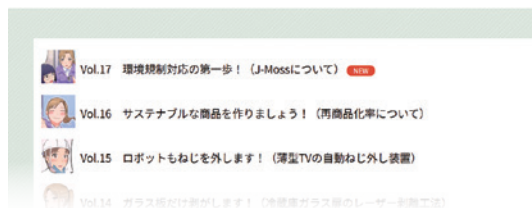
◆既知の改善事例をまんがや写真を使用して平易に説明。

<https://aeha.or.jp/environment/>



TOP > サステナ通信

環境配慮設計について学んでいただくためのメールマガジン「サステナ通信」のバックナンバーです。



(5)製造業者等の活動 (パナソニックグループの事例)

●家電リサイクルプラントの見学・意見交換会

製造業者等は再商品化に要する費用を低減するため、リサイクルに配慮した環境配慮設計を推進しています。

パナソニックグループではAグループの家電リサイクルプラントの協力を得て、品目ごとに見学会を原則年1回実施しています。品目ごとに最適なリサイクルプラントを選定のうえ、設計部門を中心に10名程度を選任して訪問しています。見学会では実際のリサイクル現場での処理内容を学ぶとともに、処理の様子を間近で見て、疑問があ



家電リサイクルプラントの見学の様子

●新製品の解体実証

パナソニックグループでは、商品が環境に与える影響を企画・設計段階から事前評価する製品環境アセスメントを運用しており、その仕組みの中で、新製品開発時には解体実証を実施しています。

設計者自らが実際に製品を分解することで、解体作業の大変さを実感するとともに、リサイクル課題の気づきを得る機会としています。また解体実証には家電リサイクル関連部門も参加し、リサイクル課題の抽出漏れが起こらないように配慮しています。

解体実証では解体に要する時間や素材ごとの重量データ

製品環境アセスメントの概要		
評価項目	評価基準	
① 製品本体	地球温暖化防止	CO ₂ 排出量・省エネルギー
	資源有効利用	省資源・軽量化・減容化、リユース部品点数、長期使用性、再生資源使用量、電池の取り外し容易化構造、回収・再資源化に必要な表示 など
	水、生物多様性	節水、生物多様性保全への配慮 他社比較
② 生産工程 (該当製品での評価)	地球温暖化防止	CO ₂ 排出量・省エネルギー
	資源有効利用	省資源、排出物となる包装材料の質量、資源使用量、工場廃棄物量 など
③ 包装	資源有効利用	省資源・軽量化・減容化、発泡プラスチックの使用量、再生資源使用量 など
④ 取扱説明書	資源有効利用	省資源・軽量化・減容化、再生資源使用量
① ② ③ ④	化学物質管理	当社グループ化学物質管理ランク指針(製品・工場)
LCA 評価 ^{※1}	地球温暖化	
情報管理	グリーン調達、サプライチェーンでの情報提供 など	

※1 製品がライフサイクルの各段階において環境に与える影響を定量的に評価する手法

【出典】パナソニックグループ サステナビリティデータブック 2025

れば直接すぐに質問・解決し、理解を深めています。また解体作業の大変さを改めて肌で感じる機会となっています。

意見交換会ではリサイクル関係者からのお困りの声を生で聴くことで、解決しなければならないという意識が強まります。現状において未解決の課題は、容易に解決できないものばかり残っていますが、リサイクル側と設計側の討議、キャッチボールを繰り返すことで、解決の方向性を導き出せることが多く、解決策は都度、製品設計にフィードバックを行っています。



リサイクル関係者との意見交換会の様子

を取得し、「リサイクル率」と「再商品化に要する費用」を従来モデルと比較する形でリサイクル性を評価しています。評価においてはユニットごとに手解体、破碎選別を設定し、最適なリサイクル処理の考察も並行して行っています。

リサイクル課題となるリサイクル阻害構造に対して、参加者全員で改善策を検討しています。設計者による改善提案の内容が効果的であるかどうかはリサイクルに精通したメンバーが判断し、対応可能な最善策を常に検討するようにしています。



新製品の解体実証の様子

(6) 製造業者等の活動（ソニー（株）の事例）

●リサイクル研修会

ソニー（株）では、グリーンサイクル（株）において、2009年よりテレビリサイクル研修会を定期的で開催しています。本研修には、デザイナー、機構設計者、環境・製品コンプライアンス担当者など、幅広い職種の社員が参加し、リサイクル配慮設計の必要性や重要性を再認識し、今後の製品づくりに生かすことを目的としています。

1回の受講者は15名程度と少人数ながら、ソニーにおいて長期にわたり継続実施されている研修の一つであり、17年間の累計受講者数は492名に上ります。

研修プログラムは、「1. 座学」「2. 家電リサイクルプラントの見学」「3. 解体実習」「4. プラントからの要望」の4部で構成された、1日完結型の内容となっています。

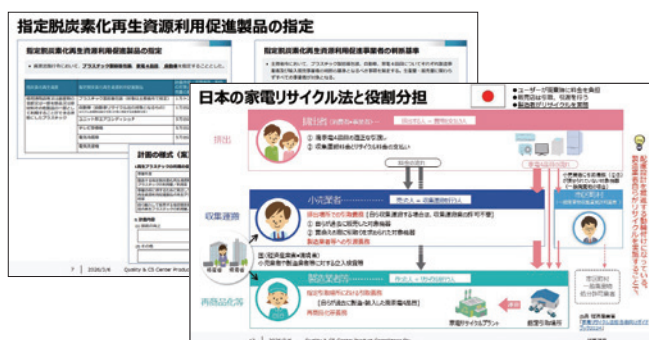
① 座学

日本の家電リサイクル法と海外のリサイクル関連法の違いをはじめ、家電4品目の再商品化方法や再商品化率、環

境配慮設計のポイント、さらにグリーンサイクル（株）における処理工程や処理実績について学びます。



座学の様子



座学資料の例

② 家電リサイクルプラントの見学

グリーンサイクル（株）が家電4品目をどのように再資源化しているのかについて、テレビをはじめ、エアコン・冷蔵庫・洗濯機などの品目ごとの特徴や処理工程の説明を受けながら、工場内のラインを見学します。



家電リサイクルプラントの見学の様子

③ 解体実習

参加者自身の手で液晶テレビの解体作業を行います。標準工具での解体性や部品の材料表示、改善が必要な点、再商品化率などを確認しながら作業を進め、各グループで再商品化に関する課題をまとめて発表します。



解体実習の様子

④ プラントからの要望

グリーンサイクル（株）の担当者から、現状の課題や要望がソニー（株）へフィードバックされます。参加者は自ら製品を解体した後であるため、環境（リサイクル）配慮設計の重要性をより深く理解することができます。

研修を通じて得られた、解体作業の難しさや改善点、分別した資源を再利用することの重要性などの気づきは、全世界で販売される製品の設計に生かされています。

(7) 製造業者等の活動（シャープ（株）の事例）

●リサイクル設計研修の実施

シャープ（株）では、製品ライフサイクルを考慮したモノづくりを推進することを目的として、主に製品の企画・設計担当者を対象としたリサイクル設計研修を実施しています。「座学」「解体実習」「家電リサイクルプラントとの意見交換会」から構成される研修となっています。

白物家電の担当者、テレビの担当者向けに実際のリサイクルの現場である関西リサイクルシステムズ（株）の協力を得て開催しています。

研修では、設計の段階でリサイクルに配慮して設計することの重要性や、プラスチックのマテリアルリサイクルを推進するための考え方、リサイクル工場の見学などを行いました。



リサイクル設計研修の講義



導入研修の様子



家電リサイクルプラントの見学の様子

実際に解体体験することにより、手解体作業の大変さや、プラスチックの素材やネジの種類の統一化、素材表記の大切さを実感し、グループごとに今後の製品開発における改善点などを話し合い、発表を行います。

家電リサイクルプラントからは、日頃リサイクル現場で感じていることや設計改善要望事例を説明頂き、リサイクル現場担当者、設計者、利用者などあらゆる目線でディスカッションを行い、より良い製品作りを目指します。

受講者からは「講義に加え工場見学・解体実習を通して、リサイクル配慮設計の重要性を体感できた」「解体現場を見て、実際の作業者の生の声を聴くことができ、設計時に考慮しなければならない点がよく理解できた」「実際に自分の手を動かしながら商品を解体することで、リサイクルにおける構造、材質についての新たな気づきが得られ、とても有意義な時間だった」などの声が聞かれました。今後も、材料選択からリサイクルまでを考慮したモノづくりが進められるよう、社内意識の醸成を進めていきます。



解体実習の様子①



家電リサイクルプラントとの意見交換会の様子



解体実習の様子②

4 最新リサイクル技術

4.1 最新リサイクル技術の紹介

家電リサイクルプラントでは、新たな処理設備の導入や手解体工程の見直し、処理ノウハウの蓄積、将来を見据えた実証実験等、再商品化率の向上や安全・環境改善等を

指したさまざまな取組を行っています。

近年の製造業者等による代表的なリサイクル技術の事例を以下に紹介します。

(1) 生産性の向上

エアコン室外機フロン自動回収システム導入

【目的】

現在、エアコンの回収率は他の品目よりも低く、今後の回収率向上目標が掲げられています。リサイクルプラントにはエアコンの処理能力向上が求められる一方で、労働人口の減少と高齢化が進んでいます。今回、手動で行っているエアコン室外機のフロン回収作業を、高精度な認識技術やフロン漏れの無い回路設計によって、安全かつ効率的に自動で回収できるシステムを開発・導入しました。



フロン自動回収システム

【開発のポイント】

① 平面と立体2つの視点による検出精度の確保

2Dカメラと3Dカメラで撮影した画像データからメーカーや機種による仕様の違いも認識し多種多様なエアコン室外機の弁の位置を高い精度で迅速に検出します。

② 弁との確実な接続を担保する独自の回収カプラ

フロンを漏らすことなく回収するためには、室外機の配管口にある弁とフロン回収タンクを確実に接続する必要があります。

本システムでは二方弁と三方弁それぞれに対応できる独自の回収カプラを開発し、ロボットによる安定した自動接続が可能になりました。

③ フロン漏れを見逃さない安全設計

製造過程でフロンを充填する際のノウハウや知見も参考に、フロン漏れの有無を検知する機能を搭載しました。

3つの検知機能（圧力センサー、精密流量計、ガス検知器）でカプラが正しく接続されているかを検出し、回収経路が完全に密閉されていることを確認してから確実にフロンを回収します。

④ 連続高速処理を実現

エアコン室外機のフロン回収にかかる時間は配管内に充填されたフロンの量に依存します。本システムではフロン回収の間に別の室外機の撮影を行い、3台同時にフロン回収することでフロン回収以外のプロセスをより効率的に行うことを実現しました。



3Dカメラによる検出、経路生成



弁挟み込み型カプラ



検査フロー

【今後の展開】

エアコン室外機は解体時に原形をとどめていないものも多く、全てを自動化システムの対象とするのは困難です。今後は室外機のメーカー・品番・状態を考慮したうえで、従来の人手によるフロン回収と今回の自動回収の

バランスが最適となるように自動回収システムの対象範囲の拡大を目指すとともに、エアコン回収率UP時の処理能力増強や、労働人口の減少・高齢化に対応できるシステムとして、リサイクルプラントの安定稼働に貢献します。

冷媒フロンリークディテクタの導入

【目的】

これまで冷媒フロンの漏れ確認作業は、検査液を塗布して、目視で実施していました。しかしながら、その方法では、確認箇所が多く、工数がかかるうえ、検査液の塗布や漏れ確認の方法が作業者の経験や感覚に依存す

る、という課題がありました。

そこで、作業工数の削減と漏れ確認の精度・安定性の向上を目指し、リークディテクタを導入しました。

【改善のポイント】

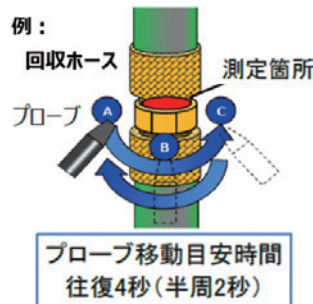
1. リークディテクタ概要



センサータイプ	赤外線（フロンの特定波長を吸収し検出）
感度	1～7g/年（最高感度の1g/年に設定して使用する）
使用可能時間	9時間（満充電まで3時間）
特徴	- 全フロン種対応、他のガスを誤検知しない - ノズルからガスを吸引し、アラーム音とランプ表示でフロン漏れの確認が可能

2. 導入

- 現場での動作確認および試行測定精度に影響する条件および、環境を整理
 - ⇒ 風速2m/s以下で使用可
 - ・冷凍機油からのミストが無い場所で使用可
- 実態に合わせ作業手順を作成
- 現場への導入教育を実施



作業手順作成



現場導入教育

3. 従来との比較

	確認時間	バラツキ	確実性
検査液（従来） 	- スプレー塗布後泡が出ないかじっくり確認する - 確認後、液の拭き取りが必要となる	泡の目視確認のため人によって漏れの気づきに差が出やすい	接続部全周に渡って泡を確認しづらく漏れを見落としやすい
リークディテクタ 	プローブを近づけるとただちに検知 ↓ 漏れの確認に時間が掛からない	光と音で確認でき、判断しやすい ↓ 人による判断のバラツキが無い	ガスを吸引するため一方方向からでも全周に渡って検知可能 ↓ 漏れの見落としが無い

【成果と今後の展開】

作業時間の短縮だけでなく、確認作業のバラツキも減少し、確認漏れの心配がなくなりました。起動やメンテナンスの手間、夏場のクーラーの風の影響などの課題はあ

りますが、これらを克服しながら、他に先駆けて作業の標準化と定着を推進します。

エアコン分解ラインの重筋作業削減および効率化

【目的】

従来のエアコン分解ラインは、以下の課題がありました。

- ① 人手による投入作業（重筋）
- ② 人手による筐体搬送（重筋・低効率）
- ③ 人手による分解作業（低効率）

これらの課題（重筋作業と効率性）を解決するため、極力人手を介さずに処理できる「作業者に優しいライン」をコンセプトにして、新ラインを構築しました。



① 人手による投入作業



② 人手による筐体搬送



③ 人手による分解作業

【改善のポイント】

① 投入治具による重筋軽減

電動バランサとマグネットリフターを組み合わせた投入治具により、重筋作業を軽減しました。



投入治具での搬送



筐体把持部

② 自動搬送による重筋削減と効率化

手動で搬送していた作業を自動化したことで、重筋作業が削減され、搬送効率も向上しました。



室外機自動反転機



室内機自動搬送



フロン回収エリア



室内機投入場所

③ 室内機分解作業の効率化

手分解の前処理として、サーボプレス方式の粗分解機を採用して効率化しました。



室内機粗分解機



手分解エリア

■ 粗分解機の効果検証

粗分解なし（従来方式）と粗分解あり（新方式）では、1台当たりの分解時間を約30%短縮することができました。

機種：富士通（AS-C28F-W）2016年製
特徴：お掃除機能無し



1分42秒

粗分解なし



1分8秒

粗分解あり

機種：日立（RAS-S28Y）2009年製
特徴：お掃除機能付き



2分53秒

粗分解なし



2分8秒

粗分解あり

【成果】

① 人手作業に伴い発生していた重筋作業を、投入治具や搬送コンベアによる自動化設備の導入により削減することができました。

② 搬送コンベア等の自動化設備と粗分解機を導入したことで、室内機ラインの効率が大きく向上しました。
【約14（台/人・時）から25（台/人・時）に改善】

(2) 素材価値の向上

冷蔵庫コンプレッサーの非破壊方式による巻線材質判別及び協働ロボット導入

【目的】

近年、冷蔵庫コンプレッサーの巻線材質はアルミ巻線化が進んでおり、従来の銅巻線と比べて素材価値が低下することから、販路確保に課題を抱えていました。従来、巻線材質の判別には、硬い鉄製シェルを切断し、内部を分解して目視確認する必要がありましたが、作業コストが見合わず、混在品として出荷せざるを得ない状況となっていました。

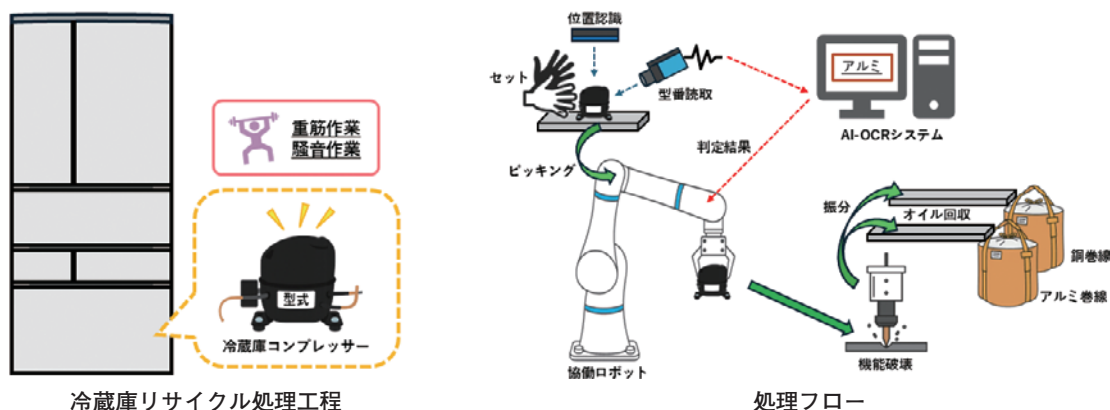
そこで、AIを活用した光学文字認識（OCR）技術を応用し、コンプレッサーラベルを読み取ることで、非破

壊で巻線材質を判別できるシステムの共同開発を進めてきました。

また、冷蔵庫リサイクル処理工程において、コンプレッサーの処理は従来、機能破壊（穴あけ）およびオイル回収といった重筋作業・騒音作業を手作業で行っており、長年の課題となっていました。

そこで今回、2種類の課題を解決すべくAI-OCRシステムと連動し、コンプレッサーの機能破壊及びオイル回収を自動で行うロボットシステムを開発しました。

【工程（内容）】



コンベア上のコンプレッサーを3Dカメラで位置認識し、さらにAI-OCRシステムによりワーク情報を取得します。その後、協働ロボットが取得情報に基づき自動で処理を行い、巻線材質ごとに適切な回収容器へ仕分けします。

【改善（開発）のポイント】

① AI-OCRシステムを用いた非破壊方式によるラベル認識

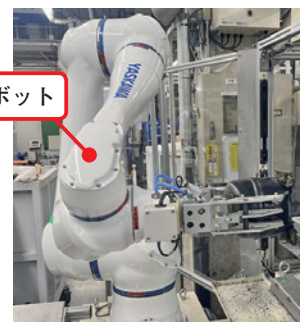
多様なラベルから必要情報を正確に読み取るため、カメラの選定に加え、撮像距離・照度条件の最適化や、細かなプログラム調整が必要でした。

② 災害リスクを低減した協働ロボットシステム

協働ロボットの採用により、従来必要であった強固な安全柵を不要とし、省スペース化を実現しました。

③ 手作業で行っていた機能破壊（穴あけ）・オイル回収作業の自動化

3Dカメラを用いた位置認識プログラムにより、複雑な工程の自動化を実現しました。



【成果】

AI-OCRシステムにより素材価値を担保できるようになり、結果として素材価値の向上につながりました。さらに、従来は騒音を伴う重筋作業であった工程を自動化したことで、作業環境の改善（87dB⇒81dB）、作業負荷軽減、作業効率向上を達成しました。



(3) 安全・労働環境の改善

SY 作業の肉体負荷軽減

【目的】

指定引取場所（以下「SY」という）での作業で最も肉体負荷が大きい作業は、廃家電を専用コンテナへ運搬・積載する作業です。大半のSYでは、作業スペースが限られ、クランプフォークリフトでの取り回しができない

ため、人力でコンテナへの積載を行っています（図1）。

廃家電の運搬・積載作業の肉体負荷軽減を目的として作業軽減台車（図2）の検討を行ったので、その改善のポイントを紹介します。



図1 人力によるコンテナ積載作業

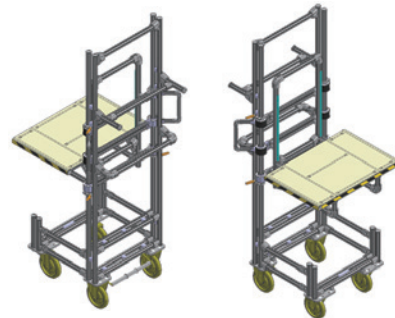


図2 作業軽減台車

【改善のポイント】

■ 取り回ししやすい大きさで、からくり（テコの原理）技術を用いて肉体負荷を軽減する台車

◆ 改善のポイント① 台車を倒した状態で洗濯機を持ち上げずに台車に倒して載せる

◆ 改善のポイント② 台車の後輪を支点として、テコの原理を利用して持ち上げ、コンテナに積み込む



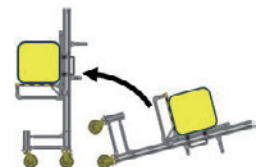
・洗濯機を倒して載せる



・台車を持ち上げる



・コンテナに積み込む



※テコの原理を応用（①②）

◆ 改善のポイント③ 持込車両の高さに手で台車のテーブル高さを合わせて荷受け、運搬、積載

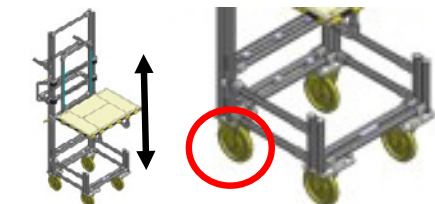
◆ 改善のポイント④ SY作業場の大半は屋外であることから、アルミを中心とした材料を選択して防錆に対応、大車輪化により路面凹凸に対応、これらにより屋外使用を可能にした



・エアコン室外機の運搬



・コンテナ積載



※手動テーブル昇降（③）

※大車輪化（④）

【成果】

- ① テコの原理により 10～30%肉体負荷軽減ができました（しかしながら、更なる肉体負荷低減が必要）。
⇒ SY責任者からは人力と比較して作業を安全に見ていただける。50代の方からは楽になった（プラス意見）
⇒ 設定高さが高いとテコが効かない、重い。女性には無理。もう少しコンパクトにしてほしい（マイナス意見）
- ② 材料選択により防錆に対応、大車輪化により路面凹凸に対応、これらにより屋外使用を可能にしました。

【今後の展開】

更なる肉体負荷軽減のため、新たなからくり（滑車）技術を導入した台車を開発中です（導入目標：2026年度）。

防災・減災の取組

【目的】

防災・減災に当たっては人的被害の回避が最優先であり、迅速な避難が欠かせません。非常事態の発生を従業員に速やかに伝達するため、緊急地震速報受信機と連動したパトライトを導入しました。視覚・聴覚両面で伝えることにより、迅速な安全確保や避難行動につなげるようにしました。

一方、家電リサイクルは日常生活の維持に不可欠なエッセ

ンシャルワークの一端を担う事業であり、計画外、特に長期の停止は避けなければなりません。従って純粋な安全対策に加え、同時に事業継続性（BCP）の向上も求められます。架台の耐震性確保や電源設備の高所設置などにより、被災後の機能確保の向上を進めました。

【改善のポイント】

1. 緊急連絡用パトライトの導入

巨大地震の発生に備え緊急地震速報受信計を設置していますが、工場内には一定以上の稼働音があり、作業者が緊急放送の内容が聞き取れない、放送自体に気づけないという問題がありました。そこで、音以外の緊急連絡手段として光に着目し、緊急連絡用のパトライトを導入しました。

放送が聞こえない場所でも、強力なパトライトが光って回転することで、作業者に異常事態の発生を知らせるようにしました。

緊急連絡パトライトが回っていることを見た作業者は、作業の手を止め、地震や火災に対して備えます。併せてどんな異常事態なのかを確認し、次の行動につなげることで、逃げ遅れ

などの発生を防ぎます。

■ 自動での作動

地震速報機・火報盤の信号により自動で作動することで、異常の発生を迅速に伝達できます。

また、防災担当者が緊急地震速報が発令した旨の放送する必要がなくなり、担当者自身の安全確保に専念できるようになりました。

■ 視認性の向上

破砕機室は設備用のパトライトが数多く設置されているので、区別のため“青色”のパトライトを導入しました。



＜パトライト回転時の様子＞



＜破砕機室用の青色パトライト＞



＜パトライト用の表示＞

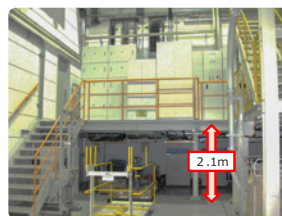
2. 主要設備の防災・減災対応

防災減災の最も基本的な対応である建屋の耐震性は従来より進めています。それに加えて主要設備の防災減災対策による事業継続性も高めています。

建屋だけでなく、破砕機などの主要設備が設置されている架台の耐震性を確保しているほか、電源設備を津波や高潮で浸水しない高さに設置しました。

設備の損傷を最小限に抑えることで、早期の事業復旧を図っています。

また、破砕機内部へ火災予防の非常散水を停電時でも行えるよう、散水タンクを屋上に設置しました。ポンプなどの動力がない状態でも、重力によって散水が可能となっています。併せて電磁弁操作用の UPS を設置し、停電時でも速やかに散水を開始できるようにしました。



＜電源設備の高床化＞



＜散水タンクを屋上に設置＞

【今後の展開】

● 緊急連絡用パトライトの有効性向上

稼働時、作業に集中しているとパトライトの回転に気づけない人がでてしまいます。緊急連絡パトライトに対する感受性を高めるため、パトライト対応訓練を継続的に（時には振打ちで）実施していきます。

● 破砕機架台の耐震性確保

冷蔵庫の断熱材である発泡ウレタンを処理する一連の設備は、階層構造で設置されているため、最大 17m の高さになっています。そのため巨大地震の強い揺れに対して不安があります。架台を補強し、さらに地震に強い設備にする工事を計画中です。

5 料金低減化等への取組

5.1 効率化などの取組による料金の改定

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（2022年6月公表）において、リサイクル料金の低減化に関して、「製造業者等は、透明化を通じて自社が設定する再商品化等料金の水準を検証するとともに、環境配慮設計（DfE）の推進等や、製品の区分に応じた料金設定の工夫による料金の低減化に取り組み、これまで料金は低下傾向にある。」と報告されました。

各製造業者等が公表した最新のリサイクル料金は、家電

製品協会ホームページの「再商品化等料金一覧（家電リサイクル料金）」で確認できます。

再商品化等料金一覧（家電リサイクル料金）

⇒ https://www.rkc.aeha.or.jp/recycle_price_compact.html



これまでのリサイクル料金の推移は、以下のとおりとなっています。

図表Ⅲ－５ 一部の製造業者等によるリサイクル料金の推移

品目	区分	家電リサイクル法 施行当時の リサイクル料金	2007年4月1日 引取り分より	2008年11月1日 引取り分より	2011年4月1日 引取り分より	2013年4月1日 引取り分より	消費税8%変更 2014年4月1日 引取り分より	2015年4月1日 引取り分より	2016年4月1日 引取り分より	2017年4月1日 引取り分より	消費税10%変更 2019年10月1日 引取り分より	2026年2月1日 引取り分より
エアコン	区分なし	3,675 円 (3,500 円)	3,150 円 (3,000 円)	2,625 円 (2,500 円)	2,100 円 (2,000 円)	1,575 円 (1,500 円)	1,620 円 (1,500 円)	1,404 円 (1,300 円)	972 円 (900 円)		990 円 (900 円)	550 円 (500 円)
テレビ	大16型以上	2,835 円 (2,700 円)		2,835 円 (2,700 円)			2,916 円 (2,700 円)	薄型テレビ		2,916 円 (2,700 円)	2,970 円 (2,700 円)	
								ブラウン管式テレビ		2,376 円 (2,200 円)	2,420 円 (2,200 円)	
	小15型以下			1,785 円 (1,700 円)			1,836 円 (1,700 円)	薄型テレビ		1,836 円 (1,700 円)	1,870 円 (1,700 円)	
								ブラウン管式テレビ		1,296 円 (1,200 円)	1,320 円 (1,200 円)	
冷蔵庫・冷凍庫	大170L以上	4,830 円 (4,600 円)		4,830 円 (4,600 円)			4,968 円 (4,600 円)		4,644 円 (4,300 円)		4,730 円 (4,300 円)	
	小170L以下			3,780 円 (3,600 円)			3,888 円 (3,600 円)		3,672 円 (3,400 円)		3,740 円 (3,400 円)	
洗濯機・ 衣類乾燥機	区分なし	2,520 円 (2,400 円)					2,592 円 (2,400 円)	2,484 円 (2,300 円)			2,530 円 (2,300 円)	

（注）上記料金は、上段が消費税込み、下段（ ）内が消費税抜きの金額。

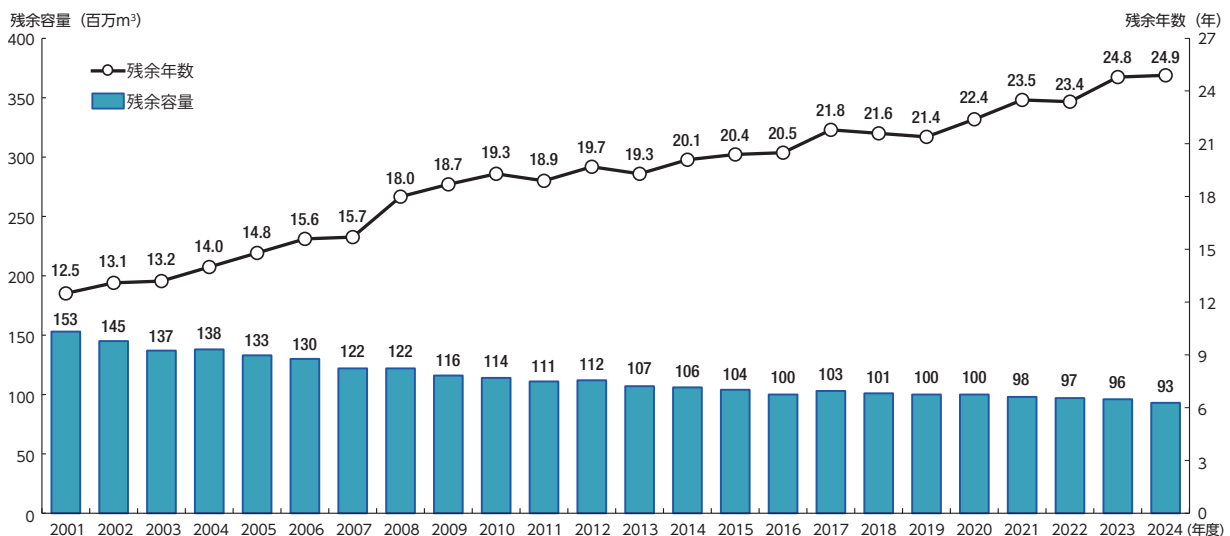
2024年4月1日から対象品目である薄型テレビ（液晶・プラズマ式テレビ）に有機EL式テレビが追加されました。

5.2 最終処分場の残余年数長期化への貢献

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和6年版；2026年3月27日公表）」によると、2024年度末時点全国にある一般廃棄物最終処分場は1,550施設（うち2024年度中の新設は9施設（建設中含む））で、総残余容量は93,287千m³、残余年数¹⁵は全国平均で24.9

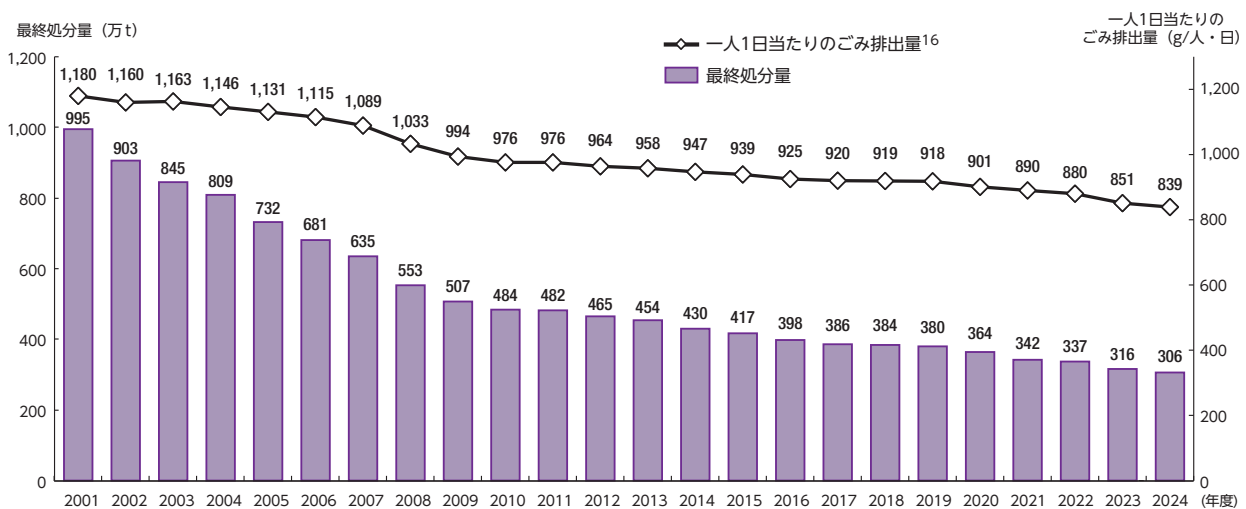
年となり、残余年数は2023年度に対し改善しています。一般廃棄物の最終処分量の減少は、ごみ排出量の減少によるものであり、家電リサイクル法に基づく廃家電4品目のリサイクルもこれに寄与しています。

図表Ⅲ－6 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移



〔出典〕 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和6年度）について」（2026年3月27日 環境省公表
「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和6年度）について」）より作成

図表Ⅲ－7 最終処分量と国民一人当たりのごみ排出量の推移



〔出典〕 同上

15 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度最終処分量により埋立てが行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出されます。

$$\text{残余年数} = \text{当該年度末の残余容量} \div (\text{当該年度最終処分量} \div \text{埋立ごみ比重})$$

（埋立ごみ比重は0.8163とします。）

16 2012年度以降は外国人人口を含みます。

IV章

普及啓発活動および支援活動

1 消費者等への家電リサイクルの普及啓発活動

1.1 製造業者等による普及啓発の取組

(1) 家電リサイクルプラント等による普及啓発活動

2025 年度も循環型社会形成につながるリサイクル関連のイベントが全国各地で開催されました。全国各地の家電リサイクルプラント等は、地域貢献と普及啓発活動の一環として、

イベントへの来場者に家電リサイクルの重要性・大切さを身近に知ってもらうため、各イベントに積極的に参加しています。

図表Ⅳ－1 家電リサイクルプラント等のリサイクル関連イベントへの参加状況

家電リサイクルプラント等	イベント名	開催日	主催者
リバー（株） 那須事業所	なすしおばらサステナブル展 2025	2025年12月14日	栃木県那須塩原市
(株) HARITA 本社	とやま環境フェア 2025	2025年10月11日、12日	公益財団法人とやま環境財団
	射水市 環境とくらしフェア	2025年9月21日	射水市
パナソニック エコテクノロジーセンター（株）	汐留サマースクール 2025 Earth hacks テレビ解体イベント	2025年8月2日、3日	日本テレビホールディングス（株） 日テレ共創ラボ KODOMO MIRAI lab
	北播磨かんきょうフェスタ	2025年6月8日	北播磨県民局 県民躍動室 環境課
平林金属（株） 御津工場	第6回 サーキュラー・エコノミー EXPO【春】	2026年3月17日、18日、19日	RX Japan 合同会社
太信鉄源（株）	第17回都市環境まつり	2025年10月11日	都城市環境まつり実行委員会事務局
東京エコリサイクル（株）	第18回江東区環境フェア	2025年6月1日	江東区
関西リサイクルシステムズ（株） 本社工場	もったいないバザール	2025年10月19日	大阪府吹田市 もったいないバザール実行委員会
	ひらエコまつり	2025年11月2日	大阪府枚方市 環境部 循環型社会推進課
	ひらかたエコフォーラム 2026	2026年2月14日	NPO 法人ひらかた環境 ネットワーク会議
(株) アール・ビー・エヌ	ひょうご環境ビジネス展 (国際フロンティア産業メッセ 2025)	2025年9月4日、5日	ひょうごエコタウン推進会議
	エコフェスタ in2025	2025年11月16日	中国経済産業局
アクトビーリサイクリング（株）	環境フェスタがごしま 2025	2025年10月18日、19日	環境フェスタがごしま実行委員会
拓南商事（株）	第49回 沖縄の産業まつり	2025年10月24日、25日、26日	沖縄の産業まつり実行委員会
琉球セメント（株）	第49回 沖縄の産業まつり	2025年10月24日、25日、26日	沖縄の産業まつり実行委員会

出張講座

廃家電4品目の正しいリサイクルを促すため、家電リサイクルプラントの社員が学校や施設に出向く出張講座を行っています。

各講座では、家電リサイクルの仕組みについてのクイ

ズを交えながらの説明や、家電リサイクルプラントでの金属やプラスチックの選別工程を模したデモ機による実演を行い、家電リサイクルへの理解を深める工夫をしています。

図表Ⅳ-2 家電リサイクルプラントによる出張講座実施状況

再商品化施設名	出張講座先	開催日	対象者	参加人数
(株) HARITA 本社	富山県立高岡高校	2025年7月4日、9月16日、 2026年1月29日	高校2年生	297
	富山県立富山西高校	2025年7月5日	高校2年生	80
	射水市立新湊南部中学校	2026年2月9日	中学1年生	76
	高岡市立福岡中学校	2026年2月20日	中学1年生	78
パナソニック エコテクノロジーセンター(株)	ひょうご環境体験館	2025年7月25日、12月25日、 2026年3月26日	親子(小学生)	66
	大津茂公民館	2025年7月29日	小学生	26
	姫路科学館	2025年8月4日	親子(小学生)	94
	姫路市立青山小学校	2025年9月17日	小学5年生	86
	宝塚市立光明小学校	2025年12月19日	小学生	51
	日産クリエイティブサービス (オンライン授業)	2026年1月9日	一般(大人)	11
	エコパークあぼし姫路市立網干環境学習 センター(オンライン授業)	2026年2月10日	一般(大人)	6
平林金属(株) 御津工場	岡山市立御津小学校	2025年9月9日	小学6年生	26
(株) エコリサイクル	秋田市環境部環境都市推進課	2025年7月30日	小学4～6年生	18
	大館市立早口小学校	2025年12月18日	小学4年生	16
	大館市立西館小学校	2025年12月18日	小学4年生	11
	大潟村	2026年1月7日	親子(小学生)	10
(株) ハイパーサイクルシステムズ 本社工場 千葉工場	千葉県船橋市立七林中学校	2025年12月4日	中学2年生	50
	千葉県旭市立干潟中学校	2026年1月15日	中学2年生	20
	千葉県船橋市立三山中学校	2026年1月21日	中学2年生	26
関西リサイクルシステムズ(株) 本社工場	伊賀市立島ヶ原小学校	2025年6月18日	小学校4年生	10
	とりかい白鷺園	2025年6月19日	入居者	36
	枚方市牧野生涯学習市民センター	2025年7月23日	一般(夏休み・親子)	22
	放課後等デイサービス Smile for Day	2025年8月8日	小学1年生～中学3年生	20
	京都市上鳥羽北部 いきいき市民センター	2025年8月21日	一般(夏休み・親子)	22
	枚方市教育支援センター・ルポ	2025年10月10日	小学1～6年生	10
	三重県産業廃棄物協会、 三重県人材育成研修	2025年11月27日	廃棄物処理業者	30
	枚方市立桜丘北小学校	2026年3月9日	小学4年生	56
西日本家電リサイクル(株)	福岡大学	2025年10月8日	大学1～4年生	70
琉球セメント(株)	具志頭中学校	2025年9月19日	中学1年生	60

1.2 マスメディアによる家電リサイクルプラント・製造業者等の紹介

家電リサイクルプラントや製造業者等による家電リサイクルへの取組がマスメディアで紹介されることにより、循環型社会の形成に向けた各社の取組姿勢を伝えると

もに、読者や視聴者の家電リサイクルへの理解を深めることにも役立っています。以下、2025 年度に放映・掲載されたいくつかの事例を紹介します。

(1) テレビ放映

図表Ⅳ-3 家電リサイクルプラントのテレビ放映状況

再商品化施設名	放映日	報道機関・番組	概要
パナソニック エコテクノロジー関東(株)	2025年11月28日	テレビ東京「令和のゴールドラッシュ」	パナソニックと三菱マテリアルのPMP ループの取組が紹介されました。
平林金属(株) 御津工場	2025年7月6日	RSK 山陽放送「情熱リーダーズ」	リサイクル工程の解体風景が紹介されました。
	2026年1月24日、31日	KSB 瀬戸内海放送「自由人、会社人～トップの横顔～第1・2回目」	社長インタビュー内にて、家電リサイクルについて説明しました。

(2) 新聞・雑誌その他

図表Ⅳ-4 家電リサイクルプラントの新聞・雑誌その他への掲載状況

再商品化施設名	発行、発刊日	媒体名	概要
リバー(株)	2025年8月5日	(株) サーキュラーエコノミードット東京 CIRCULAR ECONOMY.TOKYO	廃棄物を“終わり”ではなく“始まり”に。TRE ホールディングスのWX 構想を体現するリバー(株)【工場レポ】内の、家電の解体工程が紹介されました。
パナソニック エコテクノロジー関東(株)	2025年5月29日	日刊工業新聞、日経 BP、茨城新聞、他 計 11 社	冷媒フロン自動回収機がプレリリースされました。
中部エコテクノロジー(株)	2025年12月7日	朝日新聞	都市鉱山につながる廃家電リサイクル事業が紹介されました。
	2025年12月12日	産業新聞	冷蔵庫断熱材剥離の自動化について紹介されました。
	2026年3月18日	中部経済新聞	事業内容が紹介されました。
パナソニック エコテクノロジーセンター(株)	2025年5月5日	ムック本「大人も子どもも楽しめる社会科見学」 2025 年度保存版	大人も子どもも楽しめる社会科見学工場として掲載されました。
	2025年6月20日	日刊工業新聞、日本経済新聞	廃家電累計処理台数 2,000 万台達成が紹介されました。
	2026年3月31日	副読本「かとう学」	取組が掲載されました。
平林金属(株) 御津工場	2025年8月23日	山陽新聞	「エアコン室外機自動解体システム」について紹介されました。
(株) 富士エコサイクル	2025 年 12 月 3 日、14 日、25 日、2026 年 1 月 30 日	静岡新聞、神奈川新聞、中日新聞、日刊工業新聞	廃家電累計処理台数 1,000 万台達成が紹介されました。
	2026年2月25日	静岡エフエム放送 K-MIX モーニングラジラ	家電リサイクルについて紹介されました。
グリーンサイクル(株)	2025年6月20日	日刊工業新聞	家電リサイクルにおける設備と手解体作業による効率化と働きやすさを考慮した取組が紹介されました。
関西リサイクルシステムズ(株) 本社工場	2025年7月10日	昭文社「まっふる 工場見学 社会科見学 京阪神、名古屋周辺」	「まっふる 工場見学 社会科見学 京阪神、名古屋周辺」に掲載されました。
	2025年7月31日	シャープ(株) YouTube	シャープ公式チャンネル「まるごとシャープ」の企画、冷蔵庫がリサイクルで生まれ変わる！でインタビューと当社紹介されました。
	2025年8月29日	関西ぼど 北大阪支社「中学生のためのお仕事ブック 2025 年度版」	家電リサイクルプラントでの仕事内容が紹介されました。
琉球セメント(株)	2025年4月1日、3日、14日、16日、5月5日、6月2日、9月8日	琉球新報、沖縄タイムス、沖縄建設新聞 他 計 3 社	工場設立に関する概要が掲載されました。

1.3 家電リサイクルプラントによる見学者の受入状況

図表Ⅳ－５ 家電リサイクルプラントによる見学者の受入状況（直近５年間）

	家電リサイクルプラント名		所在地	受入曜日	お問い合わせ先	見学者受入数（人／年数）					2001～2025年度 の受入数総計（人）
						2021	2022	2023	2024	2025	
1	(株) 鈴木商会	発寒リサイクル工場	北海道 札幌市	月～金 (休日は除く)	011-676-2770	20	21	46	113	88	13,339
2		石狩リサイクル工場	北海道 石狩市		0133-64-1877	20	5	40	55	51	774
3	北海道エコリサイクル システムズ（株）		北海道 苫小牧市	月・火・水・木 (休日は除く)	0144-53-9307	21	102	139	329	237	16,435
4	東京鐵鋼（株） 八戸工場		青森県 八戸市	月～金	0178-28-9195	39	72	82	33	161	904
5	東日本リサイクル システムズ（株）		宮城県 栗原市	火～金 (休日は除く)	0228-57-1015	92	0	0	77	90	13,172
6	（株）エコリサイクル		秋田県 大館市	月～金 (休日は除く)	0186-47-1001	275	279	202	291	403	27,983
7	（株）釜屋リサイクルセンター		福島県 鏡石町	月～金 (休日は除く)	0248-92-3877	221	298	290	309	246	3,001
8	パナソニック エコテクノロジー関東（株）		茨城県 稲敷市	火～金 (要事前確認)	ホームページより申し込み https://panasonic.co.jp/ peteck/visitor.html	22	68	253	396	408	1,264
9	（株）関東エコリサイクル		栃木県 栃木市	火・木 (休日は除く)	メールにて受付 somu@kanto-eco.com	62	528	756	1,002	1,151	28,249
10	（株）ハイパー サイクルシステムズ	本社工場	千葉県 市川市	火・木	047-327-5860	139	632	962	944	586	29,860
11		千葉工場	千葉県 千葉市		043-295-8761	21	101	190	98	102	3,383
12	リバー（株） 市原事業所		千葉県 市原市	月～金	0436-43-1261	31	82	52	96	48	472
13	東京エコリサイクル（株）		東京都 江東区	月～金 (休日は除く)	03-3522-6690	7	1	204	225	202	7,831
14	（株）フューチャー・エコロジー		東京都 大田区	火・木	03-3799-7153	428	265	518	319	577	6,189
15	JFEアーバンリサイクル（株）		神奈川県 川崎市	月～金 (休日は除く)	044-270-5370	32	231	504	486	673	23,379
16	東芝環境ソリューション（株）		神奈川県 横浜市	月～金 (休日は除く)	045-510-6776	0	6	36	13	77	52,363
17	（株）豊和商事 本社		新潟県 長岡市	月～金 (休日は除く)	0258-24-6322	0	0	0	0	0	159
18	（株）HARITA	本社	富山県 高岡市	月～金 (休日は除く)	0766-64-3516	6	53	21	0	215	431
19		射水リサイクルセンター	富山県 射水市			0	0	0	0	74	74
20	（株）富士エコサイクル		静岡県 浜松市	月～金 (休日は除く)	053-523-1152	125	216	157	544	413	15,482
21	グリーンサイクル（株）		愛知県 名古屋市中区	月～金	052-613-5701	33	159	879	1,213	1,276	30,176
22	豊田メタル（株）		愛知県 半田市	お問い合わせは右記の 電話番号 (パリュークリエイト部 家電グループ)へ	0569-22-0211	2	68	94	150	88	621
23	トーエイ（株）		愛知県 常滑市	月～金 (休日は除く)	0569-36-3317	0	60	20	13	39	273
24	中部エコテクノロジー（株）		三重県 四日市市	月～金 (要事前確認)	059-345-7243	0	0	0	14	36	86
25	関西リサイクル システムズ（株）	本社工場	大阪府 枚方市	水～金 (休日は除く)	072-808-3701	16	216	1,214	1,649	1,041	33,922
26		第二工場	三重県 伊賀市			8	7	28	46	25	1,009
27	サニーメタル（株）		大阪府 大阪市	都度相談 (2026年度は中止)	06-6461-2818	0	0	2	0	0	11
28	パナソニック エコテクノロジーセンター（株）		兵庫県 加東市	火～金	0795-42-8570	1,759	3,857	4,889	5,924	8,756	222,705
29	（株）アール・ビー・エヌ		兵庫県 姫路市	火・水・木	079-243-1200	0	53	34	31	53	6,462
30	平林金属（株） 御津工場		岡山県 岡山市	月～金 (要事前確認)	086-724-0505	75	238	309	272	441	24,936
31	西日本家電リサイクル（株）		福岡県 北九州市	月・水・木・金 (休日は除く)	093-752-2881	491	1,687	3,019	2,917	1,824	159,320
32	西鉄メタル（株） 本社		福岡県 北九州市	都度相談	093-582-6143	0	0	8	0	0	18
33	熊本新明産業（株）		熊本県 熊本市	都度相談	096-357-1773	0	5	5	5	3	53
34	アクトビー リサイクリング （株）	水俣工場	熊本県 水俣市	月～金 (休日は除く)	0966-62-3300	109	212	696	1,119	162	19,727
35		熊本工場	熊本県 宇城市		0964-27-6116	－	－	－	－	150	150
36	太信鉄源（株）		宮城県 宮崎市	都度相談	0985-53-6510	0	0	0	0	0	26
37	（株）荒川 南栄工場・谷山メタルベイ		鹿児島県 鹿児島市	月～金	099-297-4651	8	0	42	34	24	166
38	拓南商事（株）		沖縄県 うるま市	都度相談	098-831-8228	329	732	1,302	1,351	1,394	15,357
39	（株）拓琉リサイクル研究センター		沖縄県 沖縄市	月～土	098-939-9811	0	0	33	0	0	1,146
40	琉球セメント（株）		沖縄県 名護市	月～金 (休日は除く)	0980-43-9700	－	－	－	－	155	155
－	（株）拓琉金属		沖縄県 浦添市	－	－	－	－	－	－	－	3,786
合計						4,391	10,254	17,026	20,068	21,269	764,855

1.4 経済産業局等の主催による家電リサイクルプラント見学ツアーの実施

(1) 実施状況

北海道経済産業局、東北経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局等は、消費者と小売業者等が家電リサイクルの制度と実態について理解を深め、適正な排出等を推進することが重要と考え、毎年消費者、電

機商業組合等を対象として家電リサイクルプラントへの見学ツアーを実施しています。

見学ツアーでは、家電リサイクル制度の概要や家電リサイクルへの製造業者等の取組の説明、家電リサイクルプラントでのリサイクル処理工程の見学などが行われています。

図表Ⅳ－6 2025 年度に実施した見学ツアー

実施日	主な参加者	見学先プラント	参加者数
2025年7月29日	小学生とその保護者	(株) 鈴木商会 石狩リサイクル工場	13 組 26 名
2025年10月7日	家電小売業者	パナソニック エコテクノロジー関東 (株)	41 名
2025年10月15日	三重県内消費者団体会員など	中部エコテクノロジー (株)	29 名
2025年10月29日	宮城県内の家電小売業者	東日本リサイクルシステムズ (株)	14 名
2025年12月19日	京都府電機商業組合	関西リサイクルシステムズ (株)	35 名
2026年2月10日	家電小売業者	パナソニック エコテクノロジー関東 (株)	30 名
2026年3月3日	家電小売業者	JFE アーバンリサイクル (株)	19 名

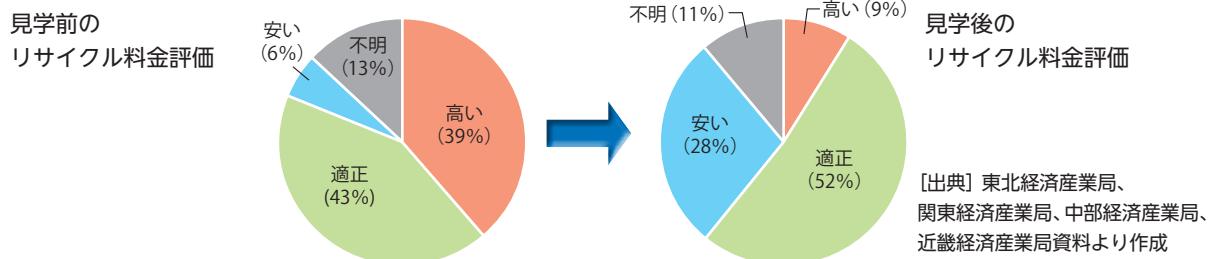
(2) 見学後のアンケート調査結果概要

2025 年度に実施された 7 回の見学ツアーでは、見学後に参加者にアンケート調査を実施しています。リサイクル料金の設問に対しては、見学前に「高い」と回答した参加者は 39%、「適正」と回答した参加者は 43%でしたが、見学後には「高い」と回答した参加者は 9%、「適正」

と回答した参加者が 52%、「安い」と回答した参加者が 28%となりました。

手作業による分解や分別など家電リサイクルの現場を見学することにより、リサイクル料金の妥当性について理解が深まったものと考えられます。

図表Ⅳ－7 2025 年度に実施した見学ツアーのアンケート集計結果¹⁷



(3) 見学後のアンケートに寄せられた主な感想

- 働いている人が解体している時は、一つ一つ手作業というのに驚き知ることが出来ました。テレビの解体するのが楽しかった！
- リサイクルの大変さが分かった。大変な労働だと思います。

一般の方、全ての方に見学して頂きたい。

- 解体していただく皆さんの大変さを知ることが出来た。現場での手間を省くためにも、排出する廃家電内部に異物が残らないように留意したい。
- リサイクルしやすい家電を選ぶという選択肢を教えたい。

家電リサイクルプラント見学ツアーの様子



2025 年 7 月 29 日
(株) 鈴木商会 石狩リサイクル工場



2025 年 10 月 7 日
パナソニックエコテクノロジー関東 (株)



2025 年 10 月 15 日
中部エコテクノロジー (株)

17 端数処理のため円グラフの合計は 100%にならないことがあります。

1.5 指定法人による普及啓発活動

家電リサイクル法上の指定法人である家電製品協会では、家電リサイクルに関する普及啓発活動を行うに当たり、世間の「家電リサイクル」に対する認知度がどの程度であるかを、把握することが重要であると考え、年齢別・性別・

地域別などの属性別に調査を行い調査で得られたデータを分析することで、認知度向上のための取組を実施しております。

(1) 家電リサイクル認知度調査

調査方法：ネットリサーチ Web 調査

調査期間：2025 年 10 月 1 日（24H）

回答者：調査にご協力いただいた任意ユーザー
（全国男女、500 名）

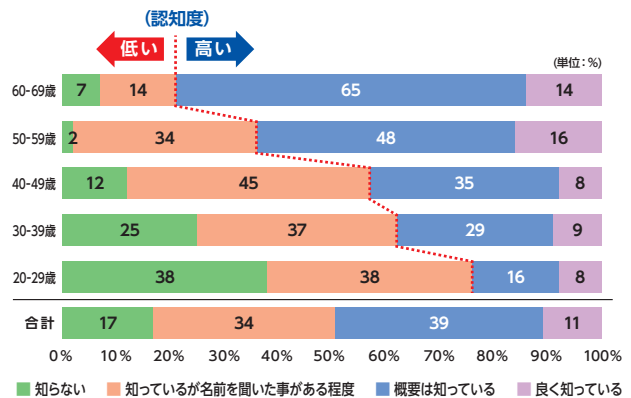
【調査結果から】

20 代、30 代の若い世代が「家電リサイクル」を知らない、聞いたことがある程度と他の年代に比べ圧倒的に認知度が低いことが分かります。

(2) SNS を活用したターゲティング啓発

20 代、30 代といった若い層で、スマホの検索履歴などから家電を廃棄する機会が近くあると推定できるターゲットに対して、SNS を通じて啓発漫画動画を効率良く配信しています。

Q：「家電リサイクル法」をあなたはご存じですか？



うまい話に要注意
悪徳業者の罠編



家電が再び役に立つ編



それ 粗大ゴミでは
出せません！編



不要品無料回収！？
でもその結末は…編



壊れても
ゴミじゃないよ！編



その無料って
本当に無料？編



その業者
本当に信じていいの？編



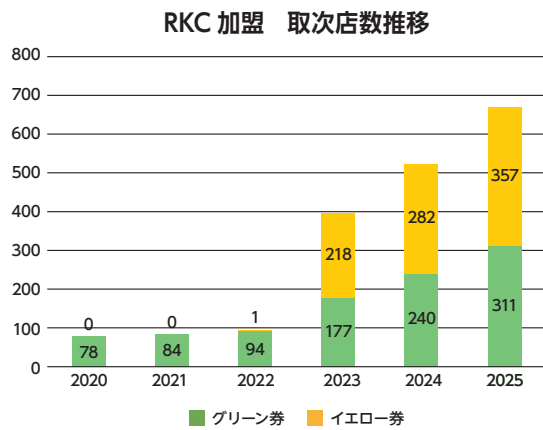
その家電には
まだ役割が！編

(3) 使用済みエアコンの回収率向上に向けた普及啓発活動の強化

賃貸管理者に対して、家電リサイクル法上の小売業者に該当するが多いことを啓発し、家電リサイクル券システムへの入会促進に取り組み、賃貸管理者のリサイクル券による適正回収を促進しました。

【RKC 加盟状況の推移（取次店数）】

2025 年は新たに、グリーン券で 71 店、イエロー券で 75 店が加盟し、前年比 28% 増となりました。

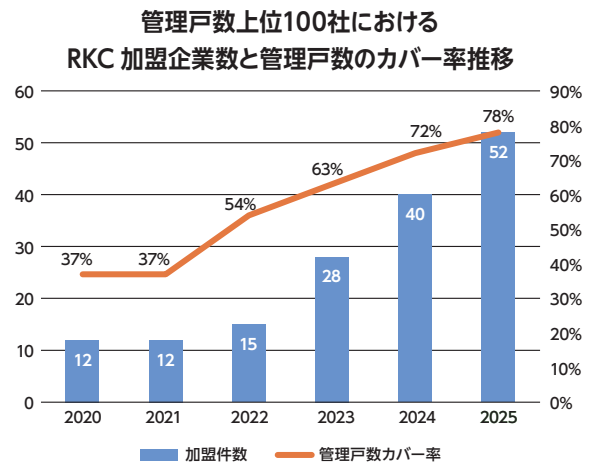


【大手（管理戸数上位 100 社）の RKC 加盟状況】

賃貸管理者の企業数、管理戸数、および上位 100 社の管理戸数合計は、2022 年から 2025 年にかけて年間 12 社以上のペースで加盟数が増加し、52 社に達しました。

また、管理戸数ベースも年間 6% 以上のペースでカバー率が増加し、2025 年で 78% となりました。

次年度も継続し、取り組みます。



(4) 科学技術館常設展示ブースを新たに「家電リサイクルワールド」として 2026 年 3 月 6 日オープンいたしました。

展示スペースを従来の 11m² から 327m² に大幅拡張し、3つのテーマ別空間「リサイクルプラネット」「リサイクルタウン」「リサイクルファクトリー」で構成しています。

将来の循環型社会を担う子供たちが家電リサイクルの意義や仕組みを楽しみながら体系的に学んでいただけるようさまざまな工夫を織り込みました。

展示のメインテーマは、「リサイクルは地球を救う！」身近な家電製品の「リサイクル」は、地球と子どもたちの未来にとって、とても大切であることを訴えます。



- 科学技術館 4階 E室
 - 展示面積: 327m²
 - 3つのテーマ別空間で構成
- RECYCLE PLANET**
リサイクル プラネット

RECYCLE TOWN
リサイクル タウン

RECYCLE FACTORY
リサイクル ファクトリー

【家電製品協会 HP 掲載 URL】

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/exhibition/>



1.6 家電リサイクル券センターによる情報の提供

家電リサイクル券センター（以下 RKC）では、指定引取場所の所在地、リサイクル料金、家電リサイクル法の対象かどうかなど、廃家電 4 品目の排出に必要な情報を中心に

家電リサイクルに関するさまざまな情報を、主に① RKC ホームページ、②コールセンター、③デジタル媒体、④メールインフォメーションにより提供しています。

(1) RKC ホームページによる情報提供

RKC のホームページでは、指定引取場所や家電リサイクル料金の検索サイト、家電リサイクルの対象かどうかをイラストで紹介するなど、関係者に分かりやすく情報を提供しています。

またトップページにおいて、指定引取場所、リサイクル料金の変更などの情報について、事前に告知をしています。



【RKC ホームページはこちら】

<https://www.rkc.aeha.or.jp/>



(2) コールセンターによる情報提供

コールセンターでは排出者、小売業者、自治体など幅広い方からお問合せを受けています。例えば、排出者の方から排出方法についてお問合せいただいた場合には、お住いの自治体の公開情報などを参考にしてお案内するなど、電話だからこそできるきめ細かい説明に努めています。

家電リサイクル券システムに関するお問合せ先

家電リサイクル券センター

リサイクルしよう
0120-319640

IP 電話などフリーダイヤルにつながらない場合

03-5249-3455 (有料)

受付時間：ともに午前 9 時～午後 6 時（日・祝休）

FAX：03-3903-7551

(3) デジタル媒体による情報提供

デジタル媒体については、適宜リサイクル料金一覧表などを RKC ホームページ上で公開しています。



リサイクル料金一覧表

【資料のダウンロードページはこちら】

<https://www.rkc.aeha.or.jp/info/download.html>



(4) メールインフォメーションによる情報提供

メールインフォメーションによる情報提供も行っております。「指定引取場所やリサイクル料金の変更情報」、「経済産業省・環境省からのお知らせ」などの情報を月 2 回、配信しています。

【メール会員登録はこちら】

https://www.rkc.aeha.or.jp/mailmagazine_mail_entry.html



1.7 家電リサイクルウェブサイト、普及啓発パンフレットの紹介

(1) 家電リサイクルウェブサイト

家電製品協会の家電リサイクルウェブサイトでは、リサイクル実績やリサイクル技術等、製造業者等の取組などを閲覧することができ、過去の年次報告書のダウンロードや工場見学が可能な家電リサイクルプラントも案内しています。

家電リサイクルウェブサイト



家電リサイクルウェブサイト

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/>



(2) 「×家電の捨て方」啓発パンフレット

「やってはいけない家電の捨て方」は、テレビの処分方法クイズから始まり、家電リサイクル法と家電4品目、冷蔵庫のリサイクル作業を紹介しています。



やってはいけない 家電の捨て方

https://www.aeha-kadenrecycle.com/pdf/public/HAR_booklet.pdf



(3) 「家電リサイクル」啓発パンフレット

「正しい家電リサイクル」についての啓発パンフレット「知っていますか？ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の正しいリサイクル」は、手に取っていただきやすいデザインで、また家電リサイクルの手順を分かりやすく説明しています。



知っていますか？ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の正しいリサイクル
<https://www.aeha-kadenrecycle.com/pdf/public/KadenRecycle.pdf>



(4) 学生協向け啓発パンフレット

大学生協事業連合と連携し、まんがを基調とした啓発パンフレットです。引越しなど、廃家電の適正排出方法を案内しています。



その捨て方で大丈夫？ いらなくなった家電は正しくリサイクル
https://www.aeha-kadenrecycle.com/pdf/public/recycle_comic.pdf



2 不法投棄未然防止事業協力および離島対策事業協力

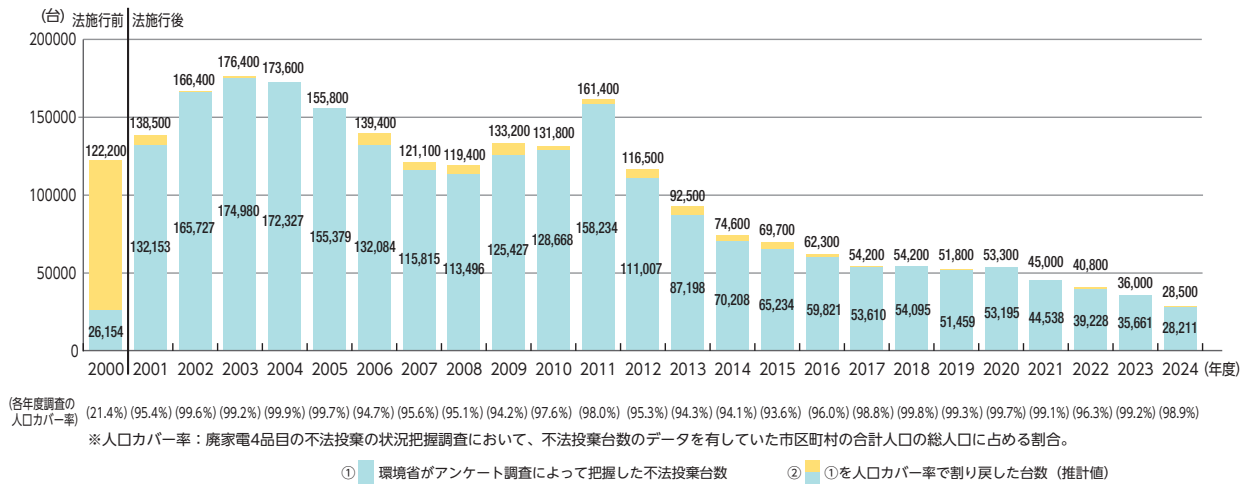
2.1 不法投棄台数の推移

環境省は、家電リサイクル法施行後の廃家電 4 品目の不法投棄台数の推移を毎年調査し、公表しています。

この不法投棄調査は全国の1,741市区町村を対象に実施したもので、2024年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数は

28,500 台であり（不法投棄台数のデータを取得している1,697 市区町村のデータに基づく推計値）、前年度と比較して減少しました。

図表Ⅳ－8 廃家電 4 品目の不法投棄台数（2000～2024 年度）



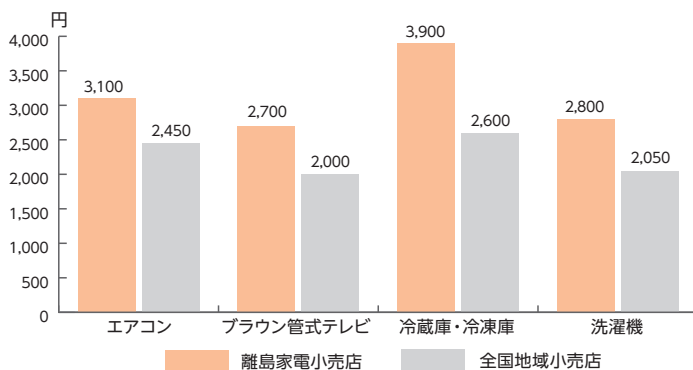
〔出典〕「令和 6 年度廃家電の不法投棄等の状況について」（環境省、2026 年 3 月 31 日）より作成

2.2 離島対策事業協力 導入の背景

離島地域の小売業者は、本土の小売業者に比べて海上輸送を含むため、高い収集・運搬料金の請求を行わざるを得ない状況になっており、離島地域の排出者に対する収集・運搬料金の不公平性の問題が発生しているとの指摘があります。

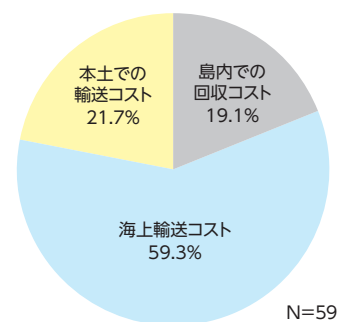
この調査結果を踏まえ、2009 年から、収集・運搬料金のうち海上輸送費分を助成する「離島対策事業協力」が始まりました。

図表Ⅳ－9 廃家電 4 品目の引取りに際して小売業者が請求する収集・運搬料金（平均値）



〔出典〕第一次評価・検討合同会合（第 11 回 2007 年 7 月 30 日）資料 4 より作成

図表Ⅳ－10 離島における収集・運搬料金の内訳¹⁸



18 端数処理のため円グラフの合計は 100%にならないことがあります。

2.3 製造業者等による市区町村などへの協力に関する取組

家電製品協会では、製造業者等からの委託を受け、「不法投棄未然防止事業協力」および「離島対策事業協力」を行っています。

「不法投棄未然防止事業協力」とは、不法投棄未然防止対策について積極的に取り組む市区町村に対して助成金の

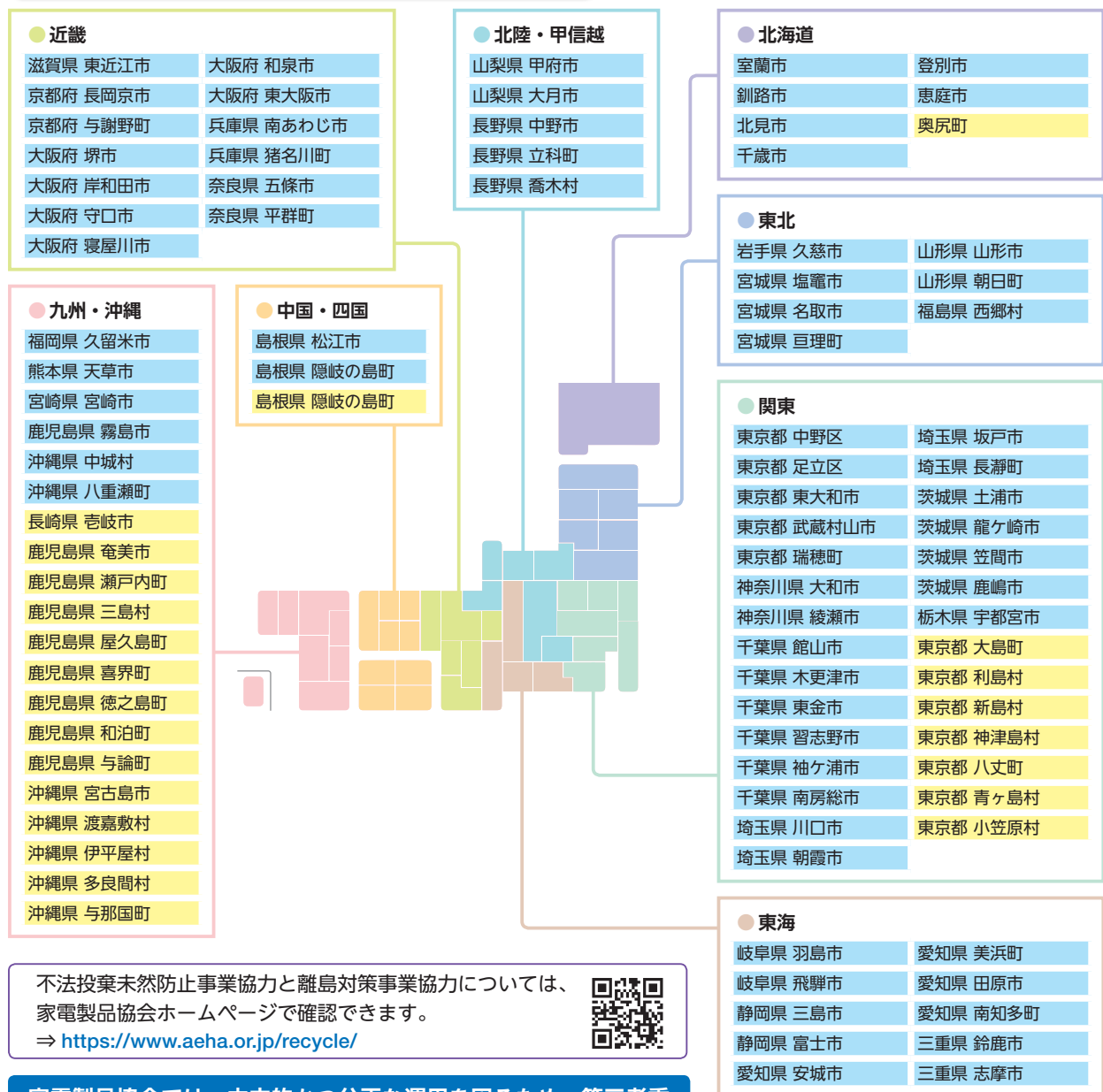
交付を行う事業です。「離島対策事業協力」とは、離島における収集・運搬の改善策として、一定の要件を満たしているものについて海上輸送コストに見合う助成金の交付などを行う事業です。両事業について、2025 年度に助成金の交付を行った市区町村は以下のとおりです。

① 市区町村が助成金交付の対象となる事業を行った期間

：2025 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

② 不法投棄未然防止事業協力 実施市区町村（71 市区町村）

③ 離島対策事業協力 実施市町村（23 市町村）



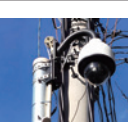
2.4 特集コンテンツ・自治体活用事例（監視カメラ・看板特集）

事業協力を行った市区町村における不法投棄未然防止対策の監視カメラと看板を活用した事例をご紹介します。

（1）監視カメラを活用した事例

監視カメラは「不法投棄発生の抑止」「発生後の追跡」などに効果が見込まれ、未然防止の有効な手段の一つです。

● 監視カメラの種類

	種類	活用事例
トレイルカメラ		 北海道釧路町  宮城県亘理町 センサーが動きを感知した時のみ撮影を実行します。本体も小型で電池式のため、さまざまな場所に設置可能です。
ネットワークカメラ		 大阪府守口市  愛知県名古屋市中区 LAN やインターネットなどを通じて、映像を閲覧できるカメラで、遠隔地の監視に適しています。
その他		 岩手県矢巾町  福岡県福岡市 通常の監視カメラ。設置場所によっては、設置工事が必要となります。

● 監視カメラの組み合わせパターン

	活用事例		特徴・説明
看板との併用	 宮城県亘理町	 山形県山形市	監視カメラだけでなく看板（録画中）をセットで設置することで、不法投棄の抑止力が期待できます。
センサーライト付き	 三重県亀山市	 福岡県福岡市	人感センサーライトをセットすると、特に夜間の不法投棄抑止効果が期待できます。
ソーラーパネル付き	 島根県隠岐の島町	 栃木県栃木市	ソーラーパネルにより、電池・バッテリー切れによる保守対応を補うことができます。
可搬式の仕様	 愛知県犬山市	 岐阜県羽島市	複数地点で活用したい場合は、支柱やキャスターなどを付けた可搬式なら簡単に移動することができます。

●掲載場所● 監視カメラ特集 | 不法投棄未然防止事業協力と離島対策事業協力 | 一般財団法人家電製品協会
https://www.aeha.or.jp/recycle/example/camera_feature.html



（2）看板を活用した事例

各自治体の状況や課題に応じて最適なメッセージを選んで表示することが、看板の効果を高め、不法投棄防止に役立つものと考えます。また看板まわりをきれいにすることも重要です。

● 看板の種類と用途

	活用事例		特徴・説明		活用事例		特徴・説明
反射板 タイプ			光る反射板素材を使った看板は、不法投棄を試みる者への警告（未然防止）効果が見込まれます。	地域住民 へ貸出			不法投棄に苦慮する地域住民（自治会）に対して、自治体より看板の貸し出しを行っています。
山梨県甲府市	宮城県亘理町			神奈川県藤沢市	鹿児島県鹿児島市		
外国語 表記			その地域に住む外国人に合わせて、外国語での警告看板を制作している自治体があります。	設置場所			過去に不法投棄が多発している地点への設置が行われています。
三重県鈴鹿市	愛知県安城市			北海道登別市	三重県志摩市		

●掲載場所● 看板特集 | 不法投棄未然防止事業協力と離島対策事業協力 | 一般財団法人家電製品協会
https://www.aeha.or.jp/recycle/example/signboard_feature.html



3 大規模災害による被災地への支援活動

3.1 災害救助法適用状況

2025年度は、夏から秋にかけて複数の台風の接近や上陸があったほか、それら台風や低気圧と前線の影響により、日本の各地で線状降水帯が発生するなど、記録的な大雨や暴風雨の被害が発生しました。

このほかにも、地震や大雪、火災などの被害が各地で発

生し、多くの自治体が災害救助法の適用を受ける事態となりました。

また2024年に発生した石川県能登地方地震などの影響は、本年度も続いています。

図表Ⅳ－11 2025年度の災害救助法適用状況概要

災害救助法適用日	適用地域	災害の概要および災害救助法の適用対象
2025年7月3日	鹿児島県	2025年7月3日に発生したトカラ列島近海を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鹿児島県は1村に災害救助法の適用を決定しました。
2025年7月27日	沖縄県	2025年台風第8号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、沖縄県は2村に災害救助法の適用を決定しました。
2025年7月30日	北海道 青森県 岩手県 宮城県 福島県 静岡県 三重県	2025年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、静岡県、三重県は、118市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2025年8月7日、10日	石川県 山口県 福岡県 熊本県 鹿児島県	2025年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、石川県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県は、18市町に災害救助法の適用を決定しました。
2025年8月20日	秋田県	2025年8月20日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、秋田県は1市に災害救助法の適用を決定しました。
2025年8月21日	鹿児島県	2025年台風第12号に伴う災害により、住家に多数の被害が生じたことから、鹿児島県は1市に災害救助法の適用を決定しました。
2025年9月2日	秋田県	2025年9月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、秋田県は3市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2025年9月5日	静岡県	2025年台風第15号等に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県は10市町に災害救助法の適用を決定しました。
2025年9月12日	三重県	2025年9月12日からの大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、三重県は1市に災害救助法の適用を決定しました。
2025年10月8日	東京都	2025年台風第22号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、東京都は7町村に災害救助法の適用を決定しました。
2025年11月18日	大分県	2025年11月18日大分市佐賀関の大規模火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、大分県は1市に災害救助法の適用を決定しました。
2025年12月8日	青森県 岩手県	2025年青森県東方沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、青森県、岩手県は、24市町村に災害救助法の適用を決定しました。
2026年1月29日、30日、 2月2日、3日、 4日、5日	青森県 秋田県 山形県 新潟県	2026年1月21日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、青森県、秋田県、山形県、新潟県は、43市町村に災害救助法の適用を決定しました。

これらの災害により、自治体が設置した災害廃棄物置場に持ち込まれた廃棄物の中には家電4品目も数多く含まれていました。

多くの被災品は破損や変形、汚れなどがあり、通常の廃家電4品目より取扱いが困難でしたが、自治体および関係

部署の協力により、多くの被災品が家電リサイクルルートに戻されました。被災品の廃家電4品目についても、再商品化ガイドラインに沿った処理を基本とし、資源の有効活用と環境保全に努めています。

3.2 被災品の引取状況

● 2025年8月6日からの大雨

2025年8月6日頃からの低気圧と前線により、各地で複数かつ断続的な線状降水帯が発生しました。この影響で、九州地方をはじめ中国地方や北陸地方の各地で記録的な大雨となりました。この大雨により河川の氾濫や浸水害、土

砂災害などが発生し、各地で住宅の全半壊や一部破損、死者や負傷者も出す甚大な災害となりました。

この災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2026年3月末時点で約17,000台になりました。

● 2025年台風12号

2025年8月20日に発生した台風12号は、8月21日に九州南部に上陸の後、横断しました。この為、九州南部を中心に大雨や暴風の影響で土砂災害や河川の増水、氾濫のほか、住宅の全半壊、一部破損、床上・床下浸水が発

生し、死者や重軽傷者も出す甚大な災害となりました。

この災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2026年3月末時点で約200台になりました。

● 2025年8月20日からの大雨、および9月2日からの大雨

2025年8月20日から、および同年9月2日からの大雨で、秋田県をはじめとして記録的な大雨となりました。この大雨により緊急安全確保が発令されたほか、河川の氾濫や住宅等の全半壊・浸水被害が発生するなど、甚大な災

害となりました。

これらの災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2026年3月末時点で約120台になりました。

● 2025年台風15号

2025年9月3日に発生した台風15号は、9月5日に四国南部や紀伊半島に上陸したほか、西日本や近畿・東海・関東の太平洋沿岸付近を進行しました。この為、西日本から東日本の太平洋側を中心に、大雨や暴風の影響で土砂災害や河川の増水、氾濫のほか、住宅の全半壊、一部破損、

床上・床下浸水が発生し、重軽傷者も出す甚大な災害となりました。

この災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2026年3月末時点で約1,400台になりました。

● 2025年11月大分市火災

2025年11月18日に大分市佐賀関地区で発生した火災は、強風の影響などで広範囲に広がり、飛び火した地域を含めると鎮火まで17日を要する大火災となりました。

この災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2026年3月末時点で18台になりました。

● 2025年12月青森県沖地震

2025年12月8日に青森県東方沖を震源とする地震が発生しました。地震の規模はマグニチュード7.5で、青森県八戸市で震度6強、同おいらせ町や階上町で震度6弱を観測するなどしました。この地震により、住宅等の全壊

や一部破損が多数発生し、重軽傷者も出す甚大な災害となりました。

この災害による各自治体からの廃家電4品目の引取りは、2026年3月末時点で約420台になりました。

● 2024年の石川県能登地方地震

2024年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震、および同地域で2024年9月に発生した低気圧と前線による大雨では、石川県をはじめ、新潟県、富山県、福井県で甚大な被害を出しました。

その影響は続いており、2026年3月末時点で各自治体からの廃家電4品目累計の引取りは、約165,000台になりました。

V章

資料集

1 数値データ集

2025年度の家電リサイクル実績と経年実績データを以下に示します（出典は家電製品協会『家電4品目のリサイクル実施状況』2001～2025年度）。

引取台数の推移⁽¹⁾

(単位：千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
エアコン	1,334	1,635	1,585	1,814	1,990	1,828	1,890	1,968	2,154	3,142	2,341	2,359	2,961
ブラウン管式テレビ	3,083	3,517	3,551	3,787	3,857	4,127	4,613	5,365	10,320	17,368	7,866	2,282	2,042
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	218	654	599	491	698
冷蔵庫・冷凍庫	2,191	2,563	2,665	2,802	2,820	2,716	2,725	2,746	3,007	3,400	2,843	2,919	3,432
洗濯機・衣類乾燥機	1,929	2,425	2,662	2,813	2,953	2,943	2,884	2,821	3,087	3,136	3,151	3,145	3,599
合計	8,549	10,150	10,462	11,216	11,620	11,614	12,112	12,899	18,786	27,700	16,800	11,196	12,732

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
エアコン	2,225	2,355	2,567	2,833	3,398	3,581	3,854	3,540	3,694	3,666	3,961	4,180
ブラウン管式テレビ	1,872	1,551	1,184	1,039	1,035	993	983	785	639	543	462	385
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	847	1,033	1,278	1,493	1,894	2,371	2,998	3,113	3,092	3,066	3,153	3,131
冷蔵庫・冷凍庫	2,775	2,799	2,829	2,982	3,354	3,597	3,709	3,543	3,520	3,337	3,228	3,102
洗濯機・衣類乾燥機	3,142	3,139	3,339	3,538	3,880	4,230	4,476	4,281	4,009	3,835	3,780	3,678
合計	10,861	10,877	11,197	11,885	13,561	14,772	16,020	15,261	14,953	14,447	14,583	14,476

2025年度月別引取台数⁽¹⁾

(単位：千台)

2025年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エアコン	298	438	551	705	448	355	207	192	253	224	219	290
ブラウン管式テレビ	35	35	32	33	31	31	34	31	38	26	25	34
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	235	227	226	281	261	272	266	246	349	281	218	269
冷蔵庫・冷凍庫	254	244	269	347	289	301	254	211	270	215	194	254
洗濯機・衣類乾燥機	313	292	290	343	303	316	294	271	354	317	270	315
合計	1,135	1,236	1,368	1,709	1,332	1,275	1,055	951	1,264	1,063	926	1,162

再商品化処理台数⁽¹⁾

(単位：千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
エアコン	1,301	1,624	1,579	1,809	1,990	1,835	1,872	1,968	2,114	3,071	2,372	2,358	2,721
ブラウン管式テレビ	2,981	3,515	3,549	3,777	3,852	4,094	4,542	5,210	9,213	15,607	10,622	2,467	1,987
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	179	564	648	483	660
冷蔵庫・冷凍庫	2,143	2,556	2,653	2,807	2,807	2,709	2,724	2,733	2,979	3,381	2,836	2,925	3,224
洗濯機・衣類乾燥機	1,882	2,409	2,656	2,791	2,950	2,951	2,879	2,818	3,031	3,162	3,095	3,108	3,446
合計	8,307	10,104	10,437	11,184	11,599	11,589	12,017	12,729	17,516	25,785	19,573	11,341	12,038

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
エアコン	2,465	2,333	2,497	2,816	3,426	3,573	3,819	3,547	3,747	3,686	3,872	4,093
ブラウン管式テレビ	1,849	1,708	1,189	1,025	1,059	973	996	819	648	546	469	388
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	834	1,061	1,245	1,465	1,896	2,301	2,960	3,185	3,114	3,042	3,161	3,093
冷蔵庫・冷凍庫	2,978	2,799	2,827	2,932	3,363	3,544	3,642	3,594	3,553	3,374	3,204	3,120
洗濯機・衣類乾燥機	3,349	3,109	3,320	3,466	3,881	4,227	4,456	4,297	4,073	3,853	3,743	3,702
合計	11,475	11,010	11,078	11,704	13,625	14,618	15,873	15,442	15,135	14,501	14,449	14,396

再商品化等処理重量⁽¹⁾

(単位：千t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
エアコン	58	72	70	79	86	78	79	83	89	128	99	98	112
ブラウン管式テレビ	80	95	96	103	108	118	134	156	269	435	284	67	54
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	3	7	10	9	13
冷蔵庫・冷凍庫	128	149	154	161	162	157	160	163	182	210	176	183	205
洗濯機・衣類乾燥機	54	71	80	86	93	95	94	94	102	108	107	110	125
合計	319	387	400	429	449	447	467	496	644	888	676	468	511

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
エアコン	102	96	102	115	141	145	154	143	151	148	155	163
ブラウン管式テレビ	49	43	30	25	26	23	23	19	15	12	10	8
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	16	21	24	28	36	42	51	53	50	47	48	46
冷蔵庫・冷凍庫	187	173	177	184	208	221	222	219	220	206	193	187
洗濯機・衣類乾燥機	124	117	128	136	153	167	178	174	166	157	153	153
合計	479	452	464	491	564	601	630	610	603	572	562	559

(注) (1) 小数点以下切捨てのため、合計が一致しないことがあります。

再商品化重量⁽¹⁾

(単位: 千 t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
エアコン	45	57	57	65	73	67	69	74	78	113	89	89	103
ブラウン管式テレビ	59	72	76	84	84	91	115	139	232	374	226	56	43
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	2	5	8	8	11
冷蔵庫・冷凍庫	76	91	97	104	108	112	117	121	137	160	139	147	164
洗濯機・衣類乾燥機	31	43	52	59	70	75	77	80	88	93	94	96	111
合計	211	263	282	311	334	345	378	414	537	746	556	395	434

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
エアコン	94	89	95	106	131	135	143	133	141	138	145	152
ブラウン管式テレビ	37	32	22	18	19	17	17	13	10	9	7	6
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	14	18	22	25	31	36	44	45	43	40	41	39
冷蔵庫・冷凍庫	150	142	145	148	166	177	180	176	177	166	155	149
洗濯機・衣類乾燥機	110	106	116	123	139	152	163	160	153	146	143	143
合計	407	390	401	422	486	519	549	530	526	501	493	492

再商品化率

(単位: %)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
エアコン	78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92
ブラウン管式テレビ	73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	—	—	—	—	—	—	—	—	74	79	83	87	89	89
冷蔵庫・冷凍庫	59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80
洗濯機・衣類乾燥機	56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	法定値 2015.4 ~
エアコン	93	92	92	93	92	92	92	93	93	93	93	80 以上
ブラウン管式テレビ	73	73	73	71	71	72	72	72	73	72	72	55 以上
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	89	89	88	86	85	85	85	86	85	85	85	74 以上
冷蔵庫・冷凍庫	82	81	80	79	80	81	80	80	80	80	80	70 以上
洗濯機・衣類乾燥機	90	90	90	90	91	92	92	92	92	93	93	82 以上

エアコンの素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
鉄	22,633	23,112	23,219	25,878	26,200	23,910	23,729	24,403	25,160	35,628	26,972	27,887	31,847
銅	1,951	3,058	3,432	4,137	5,490	5,031	5,076	5,406	5,917	8,367	6,445	6,546	7,434
アルミニウム	588	1,111	1,136	1,340	2,228	2,023	8,634	9,344	9,927	14,395	11,184	10,372	12,124
非鉄・鉄等混合物	19,411	27,969	26,831	30,396	33,925	30,275	24,453	25,696	27,448	40,238	31,615	30,178	34,711
その他有価物	434	1,487	2,439	3,185	4,742	5,552	6,969	8,849	9,617	14,220	12,350	14,223	17,318
合計	45,019	56,739	57,058	64,939	72,585	66,791	68,861	73,698	78,069	112,848	88,566	89,206	103,434

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
鉄	28,279	27,166	28,380	32,399	38,427	39,192	41,228	38,841	41,599	40,619	42,805	44,520
銅	7,435	6,652	6,915	7,449	8,901	9,272	10,146	9,488	9,728	9,654	10,411	10,881
アルミニウム	10,451	8,308	8,817	9,879	10,394	10,523	11,792	5,588	1,754	1,988	2,298	2,323
非鉄・鉄等混合物	31,415	31,025	33,479	38,025	48,438	50,699	53,224	53,157	59,813	58,146	59,767	63,030
その他有価物	16,633	16,495	17,416	18,926	24,952	25,314	27,286	26,661	28,392	28,333	29,933	31,762
合計	94,213	89,646	95,007	106,678	131,112	135,000	143,676	133,735	141,286	138,740	145,214	152,516

ブラウン管式テレビの素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
鉄	6,257	7,235	8,013	8,167	8,678	11,620	13,881	15,800	27,188	43,737	28,482	6,920	5,623
銅	2,714	3,369	3,602	3,835	4,068	4,456	4,951	5,719	9,541	15,153	10,154	2,476	1,917
アルミニウム	155	188	183	123	192	85	73	77	93	218	172	58	51
非鉄・鉄等混合物	242	483	767	1,100	1,035	892	1,199	1,448	1,812	2,636	1,782	481	394
ブラウン管ガラス	45,153	55,075	55,975	60,818	53,727	52,394	68,269	83,749	137,644	217,846	122,452	30,908	23,176
その他有価物	4,291	5,756	7,481	9,823	15,830	21,645	27,190	32,683	56,197	94,309	63,350	14,679	12,084
合計	58,814	72,110	76,025	83,868	83,530	91,092	115,563	139,476	232,475	373,899	226,392	55,522	43,245

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
鉄	5,147	4,695	3,235	2,686	2,671	2,410	2,419	2,039	1,634	1,355	1,136	925
銅	1,791	1,647	1,213	1,033	1,057	957	969	765	493	366	298	242
アルミニウム	34	28	23	15	20	24	22	18	14	10	9	9
非鉄・鉄等混合物	398	231	100	77	74	69	54	64	166	181	148	123
ブラウン管ガラス	18,765	15,838	10,990	9,301	9,354	8,456	8,372	6,816	5,237	4,328	3,669	3,024
その他有価物	11,311	9,819	6,750	5,824	5,725	5,153	5,170	4,286	3,417	2,913	2,448	2,038
合計	37,446	32,258	22,311	18,936	18,901	17,069	17,006	13,988	10,961	9,153	7,708	6,361

液晶・有機EL・プラズマ式テレビの素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位: t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
鉄	—	—	—	—	—	—	—	—	925	2,709	3,814	3,483	4,857
銅	—	—	—	—	—	—	—	—	31	90	112	93	122
アルミニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	132	290	406	400	546
非鉄・鉄等混合物	—	—	—	—	—	—	—	—	34	102	87	91	149
その他有価物	—	—	—	—	—	—	—	—	841	2,358	3,645	3,986	6,069
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	1,963	5,549	8,064	8,053	11,743

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
鉄	6,524	9,022	10,664	11,712	14,430	16,355	20,262	20,660	19,686	18,467	18,765	18,121
銅	160	236	292	278	308	361	465	514	485	441	440	438
アルミニウム	598	756	897	1,200	1,506	1,738	1,948	1,959	1,616	1,499	1,555	1,421
非鉄・鉄等混合物	224	346	331	389	516	716	967	1,504	1,485	2,100	1,941	1,813
その他有価物	7,300	8,628	10,167	11,680	14,350	17,181	20,788	20,856	19,990	18,128	18,454	17,977
合計	14,806	18,988	22,351	25,259	31,110	36,351	44,430	45,493	43,262	40,635	41,155	39,770

(注) (1) 小数点以下切捨のため、合計が一致しないことがあります。

冷蔵庫・冷凍庫の素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
鉄	58,423	65,832	68,417	71,608	70,931	67,042	68,435	70,095	77,045	88,121	73,167	77,121	83,698
銅	406	998	1,113	1,267	1,309	1,722	1,994	2,401	2,269	2,895	2,374	2,795	3,449
アルミニウム	117	404	293	380	384	268	325	414	538	1,479	1,242	1,104	1,297
非鉄・鉄等混合物	15,500	18,880	18,179	19,401	20,661	20,312	20,188	20,293	22,770	25,887	21,867	21,682	24,810
その他有価物	1,909	4,890	9,115	10,888	14,999	22,762	25,741	28,128	33,947	41,454	40,440	44,478	51,655
合計	76,359	91,006	97,119	103,546	108,284	112,106	116,683	121,331	136,569	159,836	139,090	147,180	164,909

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
鉄	76,131	70,635	71,822	74,146	82,641	87,038	85,346	82,732	83,711	77,485	72,731	69,467
銅	3,392	3,436	3,424	3,020	3,396	3,736	4,104	4,050	3,723	3,720	3,472	3,245
アルミニウム	1,280	1,198	1,307	1,295	1,578	1,759	1,906	1,655	1,662	1,594	1,263	1,295
非鉄・鉄等混合物	22,547	20,298	19,917	20,964	24,814	26,453	27,749	27,178	26,921	24,902	23,679	22,998
その他有価物	47,563	47,019	48,993	48,961	53,771	58,850	61,043	61,210	61,860	58,776	54,696	52,865
合計	150,913	142,586	145,463	148,386	166,200	177,836	180,148	176,825	177,877	166,477	155,841	149,870

洗濯機・衣類乾燥機の素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
鉄	23,242	30,992	35,120	37,668	39,225	39,857	40,755	41,524	46,200	48,015	47,660	48,750	55,484
銅	352	476	644	789	1,016	1,050	1,240	1,605	1,514	1,785	1,776	1,743	2,088
アルミニウム	105	142	263	455	520	544	612	789	941	1,257	1,332	1,412	1,819
非鉄・鉄等混合物	6,253	8,703	9,894	10,893	13,713	14,018	12,915	11,360	12,047	13,216	12,901	12,749	15,170
その他有価物	828	2,652	6,365	8,903	15,190	19,385	21,709	24,616	27,093	29,543	30,030	30,952	36,855
合計	30,783	42,967	52,288	58,710	69,664	74,854	77,231	79,894	87,795	93,816	93,699	95,606	111,416

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
鉄	54,674	51,332	55,969	59,442	67,688	73,959	78,107	76,210	71,966	68,309	66,399	65,906
銅	2,151	2,240	2,567	2,297	2,676	2,811	3,047	2,846	2,635	2,543	2,529	2,383
アルミニウム	1,943	1,995	2,336	2,454	2,705	3,257	3,551	3,422	2,995	2,873	2,752	2,819
非鉄・鉄等混合物	14,755	13,856	14,282	15,430	16,655	18,081	19,358	19,280	18,300	16,989	16,629	16,600
その他有価物	36,771	37,481	41,111	43,545	49,418	54,685	59,867	59,106	57,464	55,453	54,890	56,088
合計	110,294	106,904	116,265	123,168	139,142	152,793	163,930	160,864	153,360	146,167	143,199	143,796

家電 4 品目の素材別再商品化重量⁽¹⁾

(単位：t)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
鉄	110,555	127,171	134,769	143,321	145,034	142,429	146,800	151,822	176,518	218,210	180,095	164,161	181,509
銅	5,423	7,901	8,791	10,028	11,883	12,259	13,261	15,131	19,272	28,290	20,861	13,653	15,010
アルミニウム	965	1,845	1,875	2,298	3,324	2,920	9,644	10,624	11,631	17,639	14,336	13,346	15,837
非鉄・鉄等混合物	41,406	56,035	55,671	61,790	69,334	65,497	58,755	58,797	64,111	82,079	68,252	65,181	75,234
ブラウン管ガラス	45,153	55,075	55,975	60,818	53,727	52,394	68,269	83,749	137,644	217,846	122,452	30,908	23,176
その他有価物	7,462	14,785	25,400	32,799	50,761	69,344	81,609	94,276	127,695	181,884	149,815	108,318	123,981
合計	210,964	262,812	282,481	311,054	334,063	344,843	378,338	414,399	536,871	745,948	555,811	395,567	434,747

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
鉄	170,755	162,850	170,070	180,385	205,857	218,954	227,362	220,482	218,596	206,235	201,836	198,939
銅	14,929	14,211	14,411	14,077	16,338	17,137	18,731	17,663	17,064	16,724	17,150	17,189
アルミニウム	14,306	12,285	13,380	14,843	16,203	17,301	19,219	12,642	8,041	7,964	7,877	7,867
非鉄・鉄等混合物	69,339	65,756	68,109	74,885	90,497	96,018	101,352	101,183	106,685	102,318	102,164	104,564
ブラウン管ガラス	18,765	15,838	10,990	9,301	9,354	8,456	8,372	6,816	5,237	4,328	3,669	3,024
その他有価物	119,578	119,442	124,437	128,936	148,216	161,183	174,154	172,119	171,123	163,603	160,421	160,730
合計	407,672	390,382	401,397	422,427	486,465	519,049	549,190	530,905	526,746	501,172	493,117	492,313

冷媒フロンの回収重量⁽¹⁾

(単位：全量 kg、1 台あたり g)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
エアコン	全量	467,316	806,580	860,496	994,732	1,122,462	1,043,778	1,089,423	1,166,887	1,304,142	1,870,472	1,477,875	1,478,610
	1台あたり	350	453	543	550	564	569	582	593	617	609	623	627
冷蔵庫・冷凍庫	全量	135,779	223,946	286,646	310,915	310,701	297,619	298,544	299,118	319,896	357,145	284,360	277,886
	1台あたり	62	91	108	111	111	110	110	109	107	106	100	95
洗濯機・衣類乾燥機	全量	—	—	—	—	—	—	—	—	847	1,370	2,523	3,399
													6,756

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
エアコン	全量	1,576,865	1,504,769	1,621,862	1,835,415	2,225,519	2,345,669	2,505,146	2,380,093	2,542,214	2,492,775	2,583,901
	1台あたり	640	645	649	652	650	656	656	671	678	676	666
冷蔵庫・冷凍庫	全量	247,927	210,076	194,739	182,580	187,635	178,381	161,154	141,505	131,739	111,657	95,174
	1台あたり	83	75	69	62	56	50	44	39	37	33	30
洗濯機・衣類乾燥機	全量	11,815	14,654	20,235	24,619	28,234	34,634	38,298	39,937	39,448	40,045	37,755
												40,762

2025 年度 冷媒として使用されていたフロン類の回収重量、出荷重量、再生または再利用した重量、破壊重量^{(1) (2)}

(単位：kg)

	エアコン	R22	R410A	R32	その他	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
回収重量	2,725,868	424,577	1,884,284	416,823	184	82,716	40,762
破壊等委託先に出荷した重量	2,703,418	421,204	1,869,852	412,191	171	81,679	39,467
再生又は再利用した重量	2,563,797	381,584	1,826,776	355,437	0	53,608	36,493
破壊重量	133,227	38,352	40,294	54,404	177	27,621	2,720

*値は全て小数点以下を切り捨て

(注) (1) 小数点以下四捨五入のため、合計が一致しないことがあります。

(2) 重量の差はタイムラグによるものです。

断熱材に含まれる液化回収したフロン類の回収重量、委託先出荷重量、破壊重量^{(1) (2)}

(単位: kg)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
回収重量	625,490	607,753	592,511	574,535	556,754	543,502	577,217	433,566	405,387	432,354	392,367
破壊委託先に出荷した重量	620,103	603,372	588,924	569,773	552,695	533,745	574,258	427,232	399,295	426,510	387,986
破壊重量	616,176	605,365	589,832	562,020	554,472	514,701	562,607	421,381	397,447	420,404	386,262

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
回収重量	333,840	303,853	280,385	286,091	282,093	277,045	244,160	225,685	192,941	164,290	135,029
破壊委託先に出荷した重量	326,161	300,527	272,096	282,159	277,057	273,887	240,453	224,196	187,732	160,555	130,896
破壊重量	325,779	301,349	265,852	277,689	278,075	269,974	240,608	219,399	186,293	159,293	128,548

券種別引取台数の推移⁽¹⁾

(単位: 千台)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
料金郵便局振込方式	487	641	737	767	767	786	734	747	904	976	953	791	904
料金販売店回収方式ほか	8,061	9,510	9,725	10,449	10,853	10,831	11,380	12,152	17,882	26,724	15,847	10,405	11,829
合計	8,549	10,150	10,462	11,216	11,620	11,616	12,114	12,899	18,786	27,700	16,800	11,196	12,733

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
料金郵便局振込方式	867	926	957	1,045	1,328	1,508	1,796	1,730	1,676	1,683	1,696	1,724
料金販売店回収方式ほか	9,994	9,951	10,240	10,841	12,233	13,264	14,223	13,531	13,277	12,765	12,887	12,754
合計	10,861	10,877	11,197	11,885	13,561	14,772	16,020	15,261	14,953	14,448	14,583	14,478

2025 年度の水銀・PCB を使用した製品の回収台数

対象物	対象部品	回収台数・量	引取台数	引取台数比
水銀	エアコン水銀部品	14,775 台	4,180 千台	0.35%
	冷蔵庫・冷凍庫水銀部品	14,397 台	3,102 千台	0.46%
	液晶バックライト用蛍光管	154,608 Kg	3,131 千台	—
PCB	ブラウン管式テレビ	1,000 台	385 千台	0.26%
	エアコン	6 台	4,180 千台	0.0001%

*値は全て小数点以下を切り捨て

(注) (1) 小数点以下切捨てのため、合計が一致しないことがあります。

(2) 重量の差はタイムラグによるものです。

2 家電リサイクル用語解説集

ここでは、家電リサイクル関連用語について解説しています。用語は50音順に掲載しています。各項の【 】内は本書内での関連する主なページです。

あ～お

●イエロー券（17番券・収運業者用券）

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

●一次物流業者

廃家電4品目を小売業者から指定引取場所まで運搬する業務のことを「一次物流」（通称：1L）といい、それを行う業者のことです。なお指定引取場所から家電リサイクルプラントまでの運搬業務のことを「二次物流」といいます。

●一般廃棄物

家庭などから排出される、通常、ごみといわれる廃棄物のことです。廃棄物処理法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しており、廃棄物のうちで産業廃棄物以外のものを一般廃棄物としています。略称は「一廃」。なお一般廃棄物は市区町村に処理責任があります（⇒「廃棄物」「産業廃棄物」の項もご参照ください）。

【p.2】

いっぴんいちよう

●一品一葉管理

1枚の伝票に1品のみを記載することで、現品と伝票が連動して移動するため、伝票を確認することで現品の受渡し等が確実に行われていることを管理できるようにするための仕組みです。

【p.10】

●異物

家電リサイクルにおける異物とは、廃家電の中に残された家電リサイクル対象外のものを指します。例えば廃洗濯機内に残された衣類や、廃冷蔵庫内に残された食品などがこれに当たります。廃家電に異物があると、家電リサイクルプラントでのリサイクル時の障害になりますので、指定引取場所では引取り時に念入りに確認しています。

【p.22】

うずでんりゅう

●渦電流選別

銅やアルミなどの磁石に反応しない金属（非磁性金属）は、磁石のそばを通過すると、内部に磁石の磁力と反発する渦状の電流（渦電流）が発生します。この反発する力を利用して、銅やアルミとそれ以外のもの（プラスチッ

ク等）を選別する方法です。

【p.29～32】



●送り状

指定引取場所から廃家電4品目を家電リサイクルプラントに出荷するときに発行されるもので、出荷する荷物の内容や運搬するトラックの車両番号などの情報が記載されています。家電リサイクルプラントで受領印が押されたものが指定引取場所に戻ることで、適正に運搬されたことが確認できます。

【p.23】

●お問合せ管理票番号

家電リサイクル券に記載された13桁の番号で、排出者はこの番号を使って家電リサイクル券センター（RKC）のホームページやフリーダイヤルで小売業者に引渡した廃家電4品目が適正に製造業者等に引渡されたかを確認することができます。

【p.10】

お問合せ管理番号

1126-00000000-0

か～こ

●カーボンニュートラル（CN）

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの発生量を抑制するとともに、森林による温室効果ガスの吸収量と均衡させることにより、温室効果ガスの発生量を実質ゼロにしようとする取組のことで、二酸化炭素（カーボン：carbon）の発生量を中立（ニュートラル：neutral）させることからカーボンニュートラルといいます。

●拡大生産者責任（EPR）

生産者が、その生産した製品が使用されて廃棄された後においても、その製品の適正なリユース、リサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です（EPRはExtended Producer Responsibilityの略）。具体的には生産者が製品設計において環境に対する配慮を取り込むことや、生産者が自ら廃棄物の引取りやリサイクルを行うことなどが挙げられます。

がっほん

●合本

家電リサイクル券センター（RKC）が毎年発行する、家電リサイクル券システムの運用マニュアルやリサイクル料金一覧表などの発行物一式の総称です。

●家電4品目

「特定家庭用機器」の項をご参照ください。

●家電リサイクル券

家電リサイクル券システムで使用されるもので、正式名称は「特定家庭用機器廃棄物管理票」と言います。小売業者等に引き取られた廃家電4品目が製造業者等に確実に引き渡されたかを確認できるように家電リサイクル法で定められた管理票の機能と、リサイクル料金の製造業者等への円滑な支払いを行う機能を併せ持っており、あらかじめ印字された「お問合せ管理番号」により製造業者等への引渡し確認が行えます。【p.10】

<家電リサイクル券 関連用語>

●グリーン券（11番券）

小売業者等が取り扱う「料金販売店回収方式」で 사용되는家電リサイクル券の通称です。印刷色が緑色のため、グリーン券とも呼ばれています。【p.11～12】

●自治体用券（13番券）

自治体が災害や不法投棄で発生した廃家電4品目を製造業者等に引き渡す際に使用する専用の家電リサイクル券です。料金は指定銀行口座への後納方式になっており、

また1枚の券に6台まで記入できるようになっているため、あらかじめ準備しておくことと急な災害発生時にも速やかに製造業者等に引き渡すことができます。対象となる自治体は、都道府県、市区町村、地域の各種管理組合などです。

●イエロー券・収運業者用（17番券）

インターネット販売業者などが全国対応で収集・運搬業務が可能な事業者と契約し、その事業者が管理統括業者としてリサイクル券の発行等を取り扱う「料金管理統括業者回収方式」で使用される家電リサイクル券の通称です。印刷色が黄色のため、イエロー券とも呼ばれます。

【p.11～12】

●郵便局券（00番券）

排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」で使用する家電リサイクル券の通称です。

【p.11～12】

●家電リサイクル券システム

廃家電4品目の排出者からの引取りと製造業者等への引渡しを確実にし、その状況を管理・監視するための仕組みが家電リサイクル券を使用した家電リサイクル券システムです。主な家電リサイクル券システムとしては、小売業者等が取り扱う「料金販売店回収方式」と排出者が郵便局でリサイクル料金を支払う「料金郵便局振込方式」、および2021年度から導入された、全国に収集・運搬網を持つ管理統括業者が扱う「料金管理統括業者回収方式」があります。【p.10】

●家電リサイクル券センター（RKC）

家電リサイクル券システムの運用・管理のために家電製品協会内に設けられた組織の名称（略称：RKC）です。

【p.10】

●家電リサイクルプラント

製造業者等が、家電リサイクル法で規定された再商品化等実施義務（引き取った廃家電4品目のリサイクルを実施する義務）を果たすことを目的に設置した、廃家電4品目のリサイクルを行う施設で、再商品化施設ともいいます（通称RP。RPはRecycle Plantの略）。2026年6月現在、全国に47カ所あります。【p.9】

●家電リサイクル法

家庭や事業所から排出される廃家電4品目の減量と再生資源の十分な利用を通じて、廃家電4品目の適正な処理と資源の有効利用を図ることにより、生活環境の保全と

国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、廃家電4品目をリサイクルする仕組みを規定した法律です。正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、1998年6月に公布され、2001年4月に施行されました。【p.1～2】

●カレット

カレットとは、ガラス製品をリサイクルする際に破碎した状態のガラスくずのことです。再生ガラスのほか路盤材や道路舗装材などの用途があります。

●環境基本法

環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定めた法律です。国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進、および環境基本計画や環境基準の策定などを規定しており、1993年11月に公布され、1994年8月に完全施行されました。【p.1】

●環境配慮設計 (DfE)

生産、流通、使用、廃棄・再資源化など、製品のライフサイクルを通じての環境負荷低減を目的に、資源の有効利用や省エネルギーへの取組などを考慮した製品設計・企画を行うことです (DfEはDesign for Environmentの略)。【p.37～44】

●環境負荷

人が環境に与える負担のことで、環境基本法では「人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるもの」とされています。

【p.1、p.37】

●管理票制度

家電リサイクル法で定められている制度で、管理票を流通させることで、小売業者に引き取られた廃家電4品目が製造業者等に確実に引き渡されたかを確認できるように設けられた仕組みです。製造業者等や小売業者には管理票の保存義務があり、不適正な処理が行われた場合でも追跡確認ができるようになっています。排出者は小売業者に引渡した廃家電4品目が、製造業者に適正に引き渡されたかを確認するために小売業者に管理票の閲覧を求めることができ、小売業者はこれに必ず応じなければなりません。家電リサイクル券はこの管理票の機能を併せ持っています。【p.10】

●義務外品

「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目」の項をご参照ください。

●グリーン券 (11 番券)

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

●ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に処理することで原料に戻してからリサイクルすることです。廃プラスチックを分解して油に戻す「油化」やガスに戻す「ガス化」などがあります。

●(家電リサイクル券の) 交付と回付

一般的には交付とは一定の手続きに関して書類などを発行することで、回付とは交付された書類などを他に回し届けることです。家電リサイクル券の場合は、例えば小売業者が排出者から廃家電4品目を引き取る際に排出者に発券した家電リサイクル券の排出者控を渡すこと、および小売業者が指定引取場所ですその引き取った廃家電4品目を引き渡す際に家電リサイクル券の小売業者回付片と指定引取場所控を製造業者等に渡すことが「交付」、その交付を受けた製造業者等が小売業者回付片に受領印を押して小売業者に返却することが「回付」となります。【p.5～6】

●合同会合

合同会合とは複数の主催元が合同で行う会議のことで、家電リサイクルに関しては、経済産業省所管の産業構造審議会と環境省所管の中央環境審議会が合同で行う会議を指します。【p.13～14】

●小売業者

家電リサイクル法での小売業者とは家電4品目を最終消費者に販売（小売）する者をいい、家電4品目を販売する者に販売する、いわゆる卸売販売をする者は含まれません。販売の方法は店頭での販売だけでなく、インターネット販売や通信販売も含まれます。また家電リサイクル法では中古品も対象としていますので、リサイクルショップなど中古品の小売を行う販売業者も含まれるほか、賃貸管理会社であっても、家電の調達・販売の実態によっては、家電リサイクル法における小売業者として位置付けられます。【p.5～6】

●小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目

家電リサイクル法では、小売業者に自らが過去に販売した家電4品目と、買換えの際に排出者から引取りを求められた家電4品目を引き取る義務が課せられていますが、それ以外の家電4品目には引取りの義務はありません。例えば買換えではなく、廃棄のみを行う場合で、引越しをして購入した小売業者が遠隔地にある場合、購入した小売業者が廃棄している場合、譲り受けたり贈与したもので購

入した小売業者が不明な場合などがこれに当たります。なお、このような家電4品目のうち、家庭から排出されるものについては市区町村が回収を行うことになります。小売業者に引取りの義務がないことから、正式な呼称ではありませんが、「義務外品」とも呼ばれます。【p. 5】

●混合プラスチック

家電4品目に使用されているプラスチックには、ポリプロピレン（PP）、ポリスチレン（PS）、アクリロニトリル・ブタジエン・スチレン（ABS）などの種類があります。混合プラスチックとは複数の種類のプラスチックが混ざり合った状態のものをいいます。【p.19】

●コンテナ（インナーコンテナ）

廃家電4品目の指定引取場所での保管や、指定引取場所から家電リサイクルプラントへの運搬の際に使用される家電リサイクル専用のコンテナで、インナーコンテナともいいます。二段に積み重ねての使用や、使用しないときには折り畳んでおくことができます。またA・Bグループで扉の仕様が異なります（Aグループはバー掛け方式、Bグループは観音開き方式）。【p.23】



A グループ



B グループ

さ～そ

●サーキュラーエコノミー（CE）

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行な経済活動を見直し、資源の投入量や消費量を抑えつつ、廃棄された製品や原材料などをリサイクルや再利用によって資源として活用する経済活動のことで、資源を循環させることからサーキュラーエコノミー（Circular Economy）、日本語訳では「循環型経済」といいます。

●災害救助法

災害発生時に国が地方公共団体や日本赤十字社、その他の団体および国民の協力の下に応急的に必要な救助を行い、被災者の保護や社会の秩序を維持することを目的とする法律で、1947年に施行されました。【p.65】

●再資源化

再商品化等（狭義での再商品化および熱回収）に加え、廃家電4品目から分離した部品や材料、およびそれらを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用する者に逆有償（譲渡する側が費用を支払って引き取ってもらう）にて譲渡できる状態にすることを総称して再資源化といいます（⇒「再商品化」「再商品化等」「熱回収」の項もご参照ください）。

●最終処分場

廃棄物のうち、リユースやリサイクルを行うことが困難なものを埋立処分するための施設です。廃棄物処理法で定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、廃棄物は同法に定められた廃棄物区分に従って埋立処分されます。【p.52】

●最終処分量

最終処分場における年間の埋立処分量です。【p.52】

●再商品化

廃家電4品目をリサイクルすることを再商品化といいます。狭義では、廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを自ら製品の部品または原材料として利用すること、または製品の部品または原材料として利用する者に有償または無償で譲渡できる状態にすることを再商品化（マテリアルリサイクル）と規定しています（⇒「再商品化等」の項をご参照ください）。【p. 3】

●再商品化施設

「家電リサイクルプラント」の項をご参照ください。

●再商品化重量

廃家電4品目から分離された部品および材料のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量です。【p.18】

●再商品化等

廃家電4品目をリサイクルすることを再商品化といいます。狭義での再商品化（マテリアルリサイクル）と熱回収（サーマルリサイクル）を合わせて「再商品化等」と規定しています（⇒「再商品化」「熱回収」の項もご参照ください）。【p. 3】

●再商品化等基準

家電リサイクル法で、家電4品目の品目ごとに定められた再商品化率の基準値で、年度単位で達成することが求められています。再商品化等となっていますが、再商品化率には熱回収（サーマルリサイクル）は含まれませんので、再

商品化（マテリアルリサイクル）のみで達成する必要があります。現在の各品目の再商品化等基準は、エアコンが80%以上、ブラウン管式テレビが55%以上、液晶・有機EL・プラズマ式テレビが74%以上、冷蔵庫・冷凍庫が70%以上、洗濯機・衣類乾燥機が82%以上です。【p. 3】

●再商品化等実施義務

家電リサイクル法において、製造業者等の役割として課せられた義務のことで、製造業者等は引き取った廃家電4品目を遅滞なく再商品化等を行わなければなりません。またエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に使用されているフロンの回収・再利用・破壊を行うことも義務付けられています。なお再商品化等に当たっては、再商品化等基準を満たす必要があります。【p. 5】

●再商品化等処理重量

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量です。【p.18】

●再商品化等処理台数

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の台数です。【p.17】

●再商品化率

製造業者等が再商品化等に必要な行為（リサイクル処理）を実施した廃家電4品目の重量のうち、再商品化（マテリアルリサイクル）されたものの重量の割合です。算式で表すと次のようになります。【p.18】

$$\text{再商品化率（％）} = \frac{\text{再商品化重量}}{\text{再商品化等処理重量}}$$

●再生資源

廃棄物のうち再生利用が可能なもので、資源有効利用促進法では「使用済の物品または工場などから発生する副産物（廃棄物）のうち、原材料として利用できるもの」とされています。【p.19】

●産業廃棄物

廃棄物処理法では廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に大別しており、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類[※]と輸入された廃棄物を産業廃棄物としています。略称は「産業^{さんばい}廃」。なお産業廃棄物は排出事業者^{さんばい}に処理責任があります（⇒「廃棄物」「一般廃棄物」の項もご参照ください）。

※あらゆる事業活動に伴うもの12種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、

がれき類、ばいじん）と排出する業種等が限定されるものの7種（紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体）、および上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないものを加えた20種類。

【p. 2】

●残余容量

現存する最終処分場において、今後埋立てが可能な量のことです。【p.52】

●残余年数

現存する最終処分場が満杯になるまでの残り期間（年）のことです。残余容量の総量に対する当該年度の最終処分量から推計したもので、算式で表すと次のようになります。【p.52】

$$\text{残余年数（年）} = \frac{\text{当該年度末の残余容量（m}^3\text{）}}{\text{当該年度の最終処分量（t）} \div \text{埋立ごみ比重}}$$

※埋立ごみ比重は0.8163とします。

●残留性有機汚染物質（POPs）

残留性有機汚染物質とは、環境中で解性されにくく、生物の体内に蓄積しやすく、長距離を移動し、有害（健康・生態系）な影響を及ぼす恐れがある物質のことです。例えば、PCB（ポリ塩化ビフェニル）やダイオキシン類といった化学物質があります（POPsはPersistent Organic Pollutantsの略）。

●資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、循環型社会の形成のために3Rの取組を総合的に推進するための法律です。3Rの取組が必要な業種や品目を指定し、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。2000年6月に公布され、2001年4月に施行されました。【p. 1～2】

●自治体用券（13番券）

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

●指定引取場所

製造業者等が小売業者から廃家電4品目を引き取る場所のことで、家電リサイクル法で製造業者等に設置が義務付けられています（通称SY。SYはStock Yard（ストッ

ク・ヤード) の略)。指定引取場所では、小売業者から持ち込まれた廃家電 4 品目の引取りや保管、家電リサイクルプラントへの運搬手配、家電リサイクル券センター(RKC) への引取データの送信などの業務を行っています。2026 年 6 月現在、全国に 319 カ所が設置されています。【p. 8、p.21～28】

●指定法人

家電リサイクル法では製造業者等に廃家電 4 品目のリサイクルを行うことが義務付けられていますが、中小の事業者では自らリサイクルを行うことが困難であり、また製造業者等が倒産したり事業を撤退している場合はリサイクルを行う者がなくなります。そのため、このような場合の対応として、家電リサイクル法では指定法人を設置することが規定されています。指定法人は中小事業者からの委託を受けてリサイクルを行うこと、および現存しない、あるいは事業撤退した製造業者等に代わってリサイクルを行うことのほか、家電リサイクルに関する調査や普及啓発を行うことが主な業務です。現在、家電製品協会が家電リサイクル法の指定法人に指定されています。【p.10】

●収運業者用 (17 番券・イエロー券)

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

●収集・運搬料金

小売業者が排出者から廃家電 4 品目を引取り(収集)、指定引取場所まで運ぶ(運搬)ための費用です。金額は小売業者が設定し、排出者はリサイクル料金とともに小売業者に支払います。なお金額の設定に当たっては、家電リサイクル法で収集・運搬を能率的に行った場合に必要の費用の原価を考慮して定めること、かつ排出者の適正な排出を妨げることをしないよう配慮することが求められています。【p. 5～6】

●主務大臣

各行政事務を管轄する各省の大臣のことで、家電リサイクル法については経済産業大臣と環境大臣になります。【p.10】

●シュレッダーダスト

廃棄された家電や自動車などの工業製品を工業用シュレッダーで粉砕し、再利用可能な鉄などを回収した後に残る、ガラス・ゴム・プラスチックなどの破片の混合物です。廃棄物処理法では、「自動車等破砕物」と呼ばれています。

●循環型社会(システム)

限りある資源を効率的に利用するとともに、再生産を行うことで持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことで、循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源(資源として再利用できる廃棄物)となった場合は、循環的な利用や適正な処分が行われることで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」とされています。【p. 1～2】

●循環型社会形成推進基本法

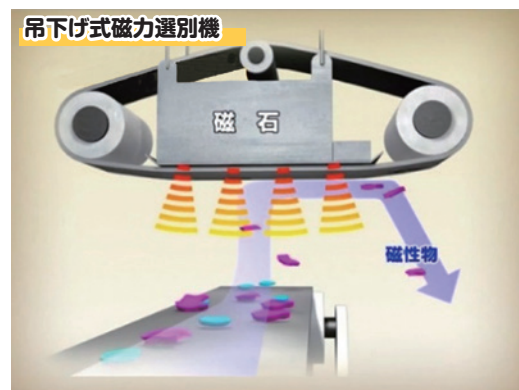
循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを示し、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律で、2000 年 6 月に公布され、2001 年 1 月に施行されました。【p. 1～2】

●情物一致管理

在庫管理において、在庫情報と実在庫が一致するようにする仕組みのことです。【p.10】

●磁力選別

鉄が磁石に引き付けられる性質を利用して、鉄とそれ以外のものを選別する方法です。【p.29～32】



●製造業者等

家電リサイクル法での「製造業者等」には、家電 4 品目を製造する者(いわゆるメーカー)だけでなく、家電 4 品目の輸入業者も含めます。また製造または輸入を他の者に委託(いわゆる OEM)する場合も含まれます。家電リサイクル法では製造業者等に過去に製造等をした家電 4 品目をリサイクルする義務が課せられていますが、事業を撤退した場合には製造業者等には当たらず、リサイクルする義務はありません。一方、他の法人がその撤退した事業の譲渡を受けた場合は、譲渡を受けた法人が製造業者となり、リサイクルの義務が生じます。【p. 5～6】

●製品アセスメント

環境負荷の少ない製品の提供を目的に、製品の開発・設計段階からその製品の環境負荷をあらかじめ評価することで、より環境に優しいものづくりを行う手法のことです。【p.37～38】

●是正処理

指定引取場所において小売業者から廃家電4品目を引き取る際、受け取った家電リサイクル券の記載内容と持ち込まれた廃家電4品目の現物を照合し、家電4品目の品目やメーカー名、大小区分が異なっていた場合に、家電リサイクル券の記載内容を正しい内容に修正する作業のことです。【p.22】

●ゼロエミッション

企業活動や人間の生活から排出される廃棄物を、リサイクル等の活動によって限りなくゼロに近づけることを意味しています。また温室効果ガス（CO₂）の排出ゼロに向けた取組を指すこともあります。

●その他有価物

有価物とは有償で売却が可能なもののことです。その他有価物とは、廃家電4品目をリサイクルすることで得られる有価物のうち、鉄や銅、アルミなどの金属類、およびブラウン管テレビのガラスを除いたもので、主にプラスチックです。【p.19】

た～と

●大小区分

家電4品目のうち、テレビ（ブラウン管式および液晶・有機EL・プラズマ式）と冷蔵庫・冷凍庫は一定の大きさより大きい小さいかで区分され、それぞれでリサイクル料金が設定されています。ブラウン管式テレビは画面サイズの15型以下が小区分、16型以上が大区分、液晶・有機EL・プラズマ式テレビでは画面サイズの15V型以下が小区分、16V型以上が大区分、冷蔵庫・冷凍庫は全定格内容積の170リットル以下が小区分、171リットル以上が大区分になります。【p.22】

●断熱材フロン

冷蔵庫や冷凍庫の断熱材として使用されているウレタンに含まれるフロン類のことで、以前はウレタンの発泡や成形に使用されていましたが、2003年末には全廃され、以降に生産された冷蔵庫・冷凍庫の断熱材には使用されていません。【p.20、p.33】

●手分解、手解体

家電リサイクルプラントでのリサイクル処理の工程で行う手作業による解体・分別作業のことです。【p.29～32】

●特定家庭用機器

家電製品を中心とする家庭用機器のうち、次の4つの要件を満たすものとして政令で指定されたものをいいます。現在、家電リサイクル法の対象機器としては、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が指定されており、総称して「家電4品目」と表現されています。

- ①市区町村等では設備的、技術的にリサイクルが困難なもの
- ②リサイクルによって得られる資源価値が高いもののうち、リサイクルをする際に経済的な制約が少ないもの
- ③製造業者等での製品設計や部品・原材料の選択がリサイクルに重要な影響があるもの
- ④小売業者による配達が一般的なもの

●特定家庭用機器再商品化法

家電リサイクル法の正式名称です（⇒「家電リサイクル法」の項をご参照ください）。

●特定家庭用機器廃棄物管理票

家電リサイクル券の正式名称です（⇒「家電リサイクル券」の項をご参照ください）。

な～の

●二次物流業者

廃家電4品目を指定引取場所から家電リサイクルプラントまで運搬する業務を「二次物流」といい（通称：2L）、それを行う業者のことです。なお小売業者から指定引取場所までの運搬業務のことを「一次物流」といいます。【p.21】

●熱回収（サーマルリサイクル）

廃家電4品目から部品および材料を分離し、これを焼却する際に発生する熱エネルギーを自ら利用すること、または利用しようとする者に有償または無償で譲渡できる状態にすることです。【p.3】

は～ほ

● 廃家電 4 品目

家電 4 品目の廃棄物のことです。家電 4 品目については「特定家庭用機器」の項をご参照ください。

● 廃棄物

廃棄物処理法における廃棄物とは不要になって廃棄の対象となったもの、もしくはすでに廃棄されたもので、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの」と定義しています。

● 廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で、廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されています。1970 年 12 月に公布され、1971 年 9 月に施行されました。[p. 1]

● 排出者

廃家電 4 品目をリサイクルするため、リサイクル料金および収集・運搬料金を支払って小売業者に引き渡す一般消費者および事業者を指します。[p. 5～6]

● バランスリング

洗濯機の脱水時等の振動防止のため、洗濯槽の上部に取り付けられたリング状の部品のことで、中には塩水が入っています。[p.32]

● ハンディターミナル (HT)

ハンディターミナルとは、データ収集用のモバイル情報端末のことで、機器にバーコードリーダーが搭載されています（HT は Handy Terminal の略）。商品についたバーコードの読み取り、数量などの入力、情報の画面表示、データの送受信機能などがあり、物流業界や製造業などの在庫管理や入出荷業務といったさまざまな現場で使用されています。

● 引取義務

家電リサイクル法において小売業者および製造業者等に課せられた義務のことです。小売業者については、自らが過去に販売した家電 4 品目の引取りを求められたとき、および家電 4 品目の販売に際し、買換えのため排出者が

ら同じ品目の家電 4 品目の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取ることが義務付けられています。また製造業者等については、自らが過去に製造・輸入した家電 4 品目（他の法人から事業を承継した場合は当該法人が過去に製造・輸入した家電 4 品目を含む）の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、必ず引き取ることが義務付けられています。[p. 5～6]

● 引渡義務

家電リサイクル法において小売業者に課せられた義務のことです。小売業者は引き取った廃家電 4 品目を自ら再使用（リユース）する場合、または再使用および販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合を除き、製造業者等または指定法人に引き渡すことが義務付けられています。[p. 5～6]

● バーゼル法

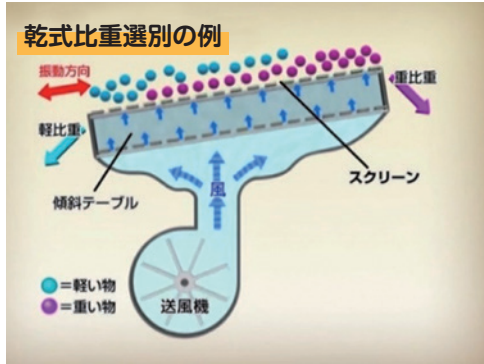
正式名称は「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」で、バーゼル条約の履行のための国内担保法です。有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬および処分に関する措置を講じ、もって人の健康の保護および生活環境の保全に資することを目的としています。1992 年 12 月に制定され、1993 年 12 月に施行されました。

● バーゼル条約

正式名称は「有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」で、有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組みおよび手続等を規定した国際条約です。有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分に伴って生ずる人の健康または環境に係る被害を防止することを目的としています。1989 年 3 月にスイスのバーゼルにおいて採択され、1992 年 5 月に発効されました。日本は 1993 年にバーゼル条約に加盟しています。

● 比重選別

家電リサイクルプラントでの処理工程で、破砕機での破砕後の金属片、銅線、プラスチックなどの混合物から、素材ごとの重さの違いを利用して、金属片、銅線、混合または単一素材のプラスチックを選別する方法。水中での浮き沈みで選別する方法（浮沈選別）や振動と気流で選別する方法（乾式比重選別）などがあります。[p.29～32]



●非鉄・鉄等混合物

鉄および鉄以外の金属が混じり合った状態のままで、有償で売却が可能なものです。【p.18～19】

●品目区分

家電リサイクル券における家電4品目の区分（エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・有機EL・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）をいいます。

●不法投棄未然防止事業協力

不法投棄される廃家電4品目の削減を目的として、廃家電4品目の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合を製造業者等が助成する制度のことで、家電製品協会が製造業者等の委託を受けて実施しています。助成の対象となる不法投棄未然防止事業としては、監視カメラの設置、警告看板の設置、監視パトロールの実施などが対象になります。【p.62～64】

●ファンネルガラス

ブラウン管テレビに使われているブラウン管背面の漏斗状のガラスのことです。このガラスには鉛が含まれています。【p.30】



●プラスチック資源循環法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的とした法律です。プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理というライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者の連携による資源循環に向けた取組が求められています。2021年6

月に公布され、2022年4月に施行されました。【p.1】

●フロン回収・管理

フロンが温室効果ガスとして地球温暖化を招くとして、家電リサイクル法において製造業者等は再商品化等を行う際にエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に使用されているフロンの回収・再利用・破壊を行うことが義務付けられています。エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機からは冷媒フロンを、冷蔵庫・冷凍庫からは断熱材フロンを回収しています。ボンベやドラム缶に回収したフロンは、24時間監視の保管庫で漏れの無いよう厳重な管理を行った後、適正に処理しています。【p.20、p.33～34】

●ペレット

ペレットとは、粒状に成形されたプラスチック原料であり、射出成形や押出成形等に用いられます。主にポリプロピレンやポリスチレンなどの樹脂を原料として製造され、フィルムや各種成形品の素材となります。

●ポンプダウン

エアコンの排出の際、取外し時に室内外機や接続配管中の冷媒フロンが大気中に排出されないよう、室内機と接続配管内の冷媒フロンを全て室外機側に回収する作業のことです。

ま～も

●ミックスメタル

一般的には鉄を除く銅・アルミ・ステンレス・真ちゅう・電線・基板などが混在した金属片のことです。家電リサイクルプラントでは、それらの中から銅やアルミも可能な限り単一素材としての回収に取り組んでいます。【p.29～32】

●持込者

指定引取場所へ廃家電4品目を持ち込む小売業者等を指します。【p.21～22】

や～よ

●有価物

有償で売却が可能なもののことです。【p.18～19】

●郵便局券（00番券）

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

ら～ろ

●ライフサイクルアセスメント（LCA）

ライフサイクルアセスメントとは、製品の全過程（資源採

取から原材料調達、製品生産、流通、消費・使用、さらに廃棄・リサイクル）における環境負荷を定量的に評価する手法です（LCA は Life Cycle Assessment の略）。

●リサイクル

廃棄物を回収し、製品の部品や原材料として再び用いる（再生利用する）ことで、「循環型社会形成推進基本法」では、「循環資源の全部または一部を原材料として利用すること」とされています。【p. 1～2】

●リサイクル率

「再商品化率」の項をご参照ください。

●リサイクル料金

製造業者等が廃家電 4 品目のリサイクル処理等に係る費用として排出者に支払いを求める料金です。リサイクル料金には、廃家電 4 品目のリサイクル処理（解体・破碎・選別・フロン回収等）に要する費用のほか、指定引取場所から家電リサイクルプラントまでの運搬費用、指定引取場所の維持・運営費用、家電リサイクル券システムの運営全般に係る費用などが含まれます。金額は製造業者等ごとに品目別に設定され、公表されており、小売業者の店頭や郵便局のほか、家電リサイクル券センター（RKC）のホームページで確認できます。【p.51】

●リデュース

廃棄物の発生を抑制することで、製品の長寿命化や製品に使用される材料の省資源化、小型化、軽量化などにより、排出される廃棄物の量を削減する行為がこれに当たります。【p. 1】

●離島対策事業協力

離島では廃家電 4 品目を排出する際、指定引取場所までの運搬に海上輸送を伴うために収集・運搬料金が高額になり、排出者の負担が大きくなることから、その費用軽減に積極的に取り組む自治体を対象に、合理的に算出された 1 台当たりの海上輸送費用の原則全額を製造業者等が助成する制度のことで、家電製品協会が製造業者等の委託を受けて実施しています。助成の対象となる海上輸送事業としては、自治体が自ら、または委託して海上輸送を行う場合、および海上輸送を行う業者に補助金を交付することで費用の軽減を図る場合が対象になります。【p.62～63】

●リファンド

郵便局券を使用して振り込んだリサイクル料金の返金手続きのことです。返金が必要になった場合は、家電リサイクル券センター（RKC）に連絡すれば返金を受けることができます。

●リユース

使用済みの製品やその部品を繰り返し使用（再使用）することです。家電リサイクル法では小売業者には引き取った廃家電 4 品目を製造業者等に引き渡す義務（引渡義務）がありますが、自らリユースする場合、もしくはリユースまたは販売しようとする者に有償または無償で譲渡する場合は、引渡義務の対象外とすることが認められています。【p. 1】

●料金管理統括業者回収方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、インターネット販売事業者等、家電 4 品目の販売エリアが広域にわたる事業者が全国に輸送網を持つ収集・運搬業者と契約し、その収集・運搬業者が管理統括業者として家電販売事業者に代わって家電リサイクル券の発行、収集・運搬を行う方式です。排出者はこの方式の家電リサイクル券（通称「収運業者用券」または「イエロー券」）の発券が可能な管理統括業者に廃家電 4 品目を引渡し、併せて管理統括業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取ります。【p.10～12】

●料金区分

家電リサイクル券におけるテレビ（ブラウン管式および液晶・有機 EL・プラズマ式）と冷蔵庫・冷凍庫の大小違いによる料金の区分のことです。

●料金販売店回収方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、排出者がリサイクル料金を、小売業者を経由して製造業者等に支払う方式です。排出者はこの方式の家電リサイクル券（通称「グリーン券」）の発券が可能な小売業者に廃家電 4 品目を引渡し、併せて小売業者にリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券の控えを受け取ります。小売業者は家電リサイクル券センター（RKC）からの請求によりリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券センター（RKC）は回収したリサイクル料金を各製造業者等に支払います。【p.10～12】

●料金郵便局振込方式

家電リサイクル券システムの 1 方式で、排出者が郵便局でリサイクル料金を直接製造業者等に支払う方式です。排出者は郵便局備え付けの家電リサイクル券（通称「郵便局券」）で家電リサイクル券センター（RKC）にリサイクル料金を振り込み、振込み済みの家電リサイクル券と一緒に廃家電 4 品目を指定引取場所か小売業者（「料金販売店回収方式」を扱っていない小売業者）に引渡します。振り込まれたリサイクル料金は家電リサイクル券センター（RKC）から各製造業者等に支払われます。【p.10～12】

●冷媒フロン

エアコンや冷蔵庫・冷凍庫などの冷媒（熱を移動させるためのガス）として使用されるフロン類のことです。

【p.20、p.33～34】

A～Z

●Aグループ、Bグループ

家電リサイクル法の施行に当たり、製造業者等がそれぞれで指定引取場所や家電リサイクルプラントを全国に設置するのは多額の投資が必要になり、また排出者や小売業者からの引取りの面でも効率的でないことから、全ての製造業者等をA・B2つのグループに集約して全国を運営することになりました。それぞれのグループに属する製造業者等はp.7の図表I-6のとおりです。全国の指定引取場所では、持込者の利便性を考慮してA・Bどちらのグループの製品も引取りますが、Aグループの家電リサイクルプラントではAグループの製品だけを、Bグループの家電リサイクルプラントではBグループの製品だけをリサイクルしています。【p.7】

●CE（シーイー）

「サーキュラーエコノミー」の項をご参照ください。

●CN（シーえぬ）

「カーボンニュートラル」の項をご参照ください。

●DfE（でいーえふいー）

「環境配慮設計」の項をご参照ください。

●EC（イーシー）事業者

ECはElectric Commerceの略で、「電子商取引」を意味します。EC事業者とはインターネット回線を利用した販売事業者や、インターネット上でショッピングサイトを運営するモール業者等のことです。

●EPR（イーピーあーる）

「拡大生産者責任」の項をご参照ください。

●HT（えっちていー）

「ハンディターミナル」の項をご参照ください。

●LCA（えるしーえー）

「ライフサイクルアセスメント」の項をご参照ください。

●PCB（ピーシービー）

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略で、水に溶けにくい、沸点が高い、熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定な性質を持つことから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体などに使用されていましたが、毒性が明らかとな

り現在は製造・輸入ともに禁止されています。【p.70】

●POPs（ぽっぷず）

「残留性有機汚染物質」の項をご参照ください。

●RDF（あーるでいーえふ）

RDFはRefuse Derived Fuelの略で、家庭ごみなどの一般廃棄物を原料とした固形燃料です。

●RKC（あーるけーしー）

「家電リサイクル券センター」の項をご参照ください。

●RP（あーるぴー）

「家電リサイクルプラント」の項をご参照ください。

●RPF（あーるぴーえふ）

RPFはRefuse derived paper and plastics densified Fuelの略で、主に産業廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙および廃プラスチック類を原料とした商品位の固形燃料です。石炭やコークスなどの化石燃料の代替えとして使用されています。

●SY（えすわい）

「指定引取場所」の項をご参照ください。

0～9

●00（ぜろぜろ）番券

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

●11（じゅういち）番券

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

●13（じゅうさん）番券

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

●17（じゅうなな）番券

「家電リサイクル券」関連用語をご参照ください。

●1L（いちえる）

「一次物流業者」の項をご参照ください。

●2L（にえる）

「二次物流業者」の項をご参照ください。

●3R（すりーあーる）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：廃棄物の再使用）、Recycle（リサイクル：廃棄物の再生利用）の頭文字の3つの「R」をとった言葉で、循環型社会を形成していくための基本的な取組を示したキーワードです。【p.1】

家電リサイクルに関するQ&Aは下記ホームページから閲覧することができます。

- 家電製品協会 よくある質問

<https://www.aeha-kadenrecycle.com/qanda/>



- 経済産業省 家電リサイクル制度 FAQ

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/faq/faq.html



- 経済産業省 家電リサイクル法 Q&A

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/case1/case1_04.html



- 環境省 家電リサイクル法 Q&A

<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/faq.html>



年次報告書作成ワーキンググループ メンバー

委員長	松田 健央	株式会社東芝
副委員長	濱本 哲	三菱電機株式会社
委員	岩隈 政喜	株式会社ゼネラル
	田村香穂里	パナソニック株式会社
	塩澤 佑介	パナソニック株式会社
	藤田 淳也	シャープ株式会社
事務局	三善 徹	一般財団法人 家電製品協会
	柴田 健	一般財団法人 家電製品協会

家電リサイクル 年次報告書 2025 年（令和 7 年）度版〔第 25 期〕

発行日 2026 年 7 月

発 行 一般財団法人 家電製品協会

東京都千代田区霞が関三丁目 7 番 1 号 霞が関東急ビル 5 階

TEL: 03-6741-5600

<https://www.aeha.or.jp/>



本報告書記載の文章・写真等の無断転載および複写を禁じます。



一般財団法人 家電製品協会
Association for Electric Home Appliances